８車庫改修工事（神栖消防署）

図面リスト								
建築改修工事図			電気設備改修工事図			機械設備改修工事図		
図番	図面名	縮尺	図番	図面名	縮尺	図番	図面名	縮尺
A-01	建築改修工事特記仕様書①	1/NON	E-01	改修工事特記仕様書（電気設備工事）その１	1/NON	M-01	改修工事特記仕様書（機械設備工事）その１	1/NON
A-02	建築改修工事特記仕様書②	1/NON	E-02	改修工事特記仕様書（電気設備工事）その２	1/NON	M-02	改修工事特記仕様書（機械設備工事）その２	1/NON
A-03	建築改修工事特記仕様書③	1/NON	E-03	既存・改修　外構　幹線配線図	1/150	M-03	外構配管設備図	1/150
A-04	建築改修工事特記仕様書④	1/NON	E-04	既存　庁舎１階幹線配線図	1/100	M-04	衛生設備平面図	1/100
A-05	案内図・配置図	1/200	E-05	既存　ＬＰ－１分電盤系統図	1/NON	M-05	二槽シンク仕様図	1/NON
A-06	現況仕上表・現況平面図（車庫棟）	1/100	E-06	撤去　電灯コンセント設備配線図	1/75			
A-07	現況立面図（車庫棟）	1/100	E-07	撤去　屋外照明設備配線図	1/75			
A-08	現況断面図（車庫棟）	1/100	E-08	撤去　動力・弱電設備配線図	1/75			
A-09	現況矩計図（車庫棟）	1/20	E-09	既存　自動火災報知設備系統図	1/NON			
A-10	現況天井伏図・現況展開図（車庫棟）	1/100	E-10	撤去　自動火災報知設備配線図	1/75			
A-11	現況基礎伏図・断面図・地中梁断面表	1/100・1/20	E-11	撤去　ＬＡＮｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ設備配線図	1/75			
A-12	改修仕上表・改修平面図（車庫棟）	1/100	E-12	改修　外構幹線図	1/150			
A-13	改修立面図（車庫棟）	1/100	E-13	改修　庁舎１階幹線配線図	1/100			
A-14	改修断面図（車庫棟）	1/100	E-14	改修　庁舎２階幹線配線図	1/100			
A-15	改修矩計図（車庫棟）	1/20	E-15	改修　ＬＰ－１　分電盤系統図	1/NON			
A-16	改修天井伏図・改修展開図（車庫棟）	1/100	E-16	改修　照明器具姿図	1/NON			
A-17	改修基礎伏図・断面図	1/100・1/20	E-17	改修　電灯設備配線図	1/75			
A-18	防護服ロッカー平面図・姿図	1/100・1/NON	E-18	改修　屋外照明設備配線図	1/75			
			E-19	改修　コンセント設備配線図	1/75			
			E-20	改修　弱電設備配線図	1/75			
			E-21	改修　自動火災報知設備系統図	1/NON			
			E-22	改修　自動火災報知設備配線図	1/75			
			E-23	改修　ＬＡＮｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ設備配線図	1/75			
			E-24	改修　電灯ｺﾝｾﾝﾄ仮設配線図	1/75			
			E-25	改修　放送設備仮設配線図	1/75			

令和８年度　　鹿島地方事務組合

令和８年度　車庫改修工事（神栖消防署）

特記仕様書（建築）

Ⅰ　工事概要

１　工事場所

茨城県神栖市溝口４９９１番地５　神栖消防署地内

２　建物概要等

工事建物名称：神栖消防署 車庫　　敷地面積：4,046.90 ㎡　　建築面積：688.80 ㎡　　延べ面積：672.00 ㎡
構造：Ｓ造　　階数：平家建　　１階床面積：672.00 ㎡

３　工事種目（主な内容、範囲、及び改修規模　等）

・外壁改修工事（第４章）　外壁改修工事　コンクリート打放し仕上げ外壁（第４－１章）：外壁腰壁部
・外壁改修工事　塗り仕上げ外壁（第４－４章）：外壁ＡＬＣ版部
・屋根改修工事
・内装改修工事（第６章）
・塗装改修工事（第７章）
・車庫土間改修工事（第８章 耐震改修工事を準じる）

４　工事中における場内外の安全対策など

１）本工事は、既存施設を使用しながらの工事となる。そのため、安全対策に十分な措置を講ずると共に、騒音、振動、粉塵等が著しい影響を与えない様に配慮の上、工程を検討し施工すること。
２）近隣、及び周辺道路の専有管理、作業による危険防止に十分な対策を講ずること。
３）敷地内駐車場は、工事期間中も利用する。駐車場の安全管理を行うこと。
４）作業中の騒音、振動等による近隣等への影響に十分留意し、適切に対処すること。不快な騒音、振動等を伴う作業は、監督員・監理者と十分に協議の上施工するものとする。
５）各資材の運搬による沿道近隣及び施設利用者への影響に十分留意し、事故紛争等を起こさないように対策する。
６）現場内の安全対策に留意し、無事故で工事を完成させるよう最大の努力をすると共に、下請業者を含む作業員の安全教育を徹底すること。また、全作業員の安全対策等についても十分配慮すること。
７）本工事施工により生じた、附近道路、その他建築物又は工作物の損傷は、一切工事施工者の負担において復旧し、近隣への駐和に努め、本工事による苦情が監督員・市役所まで及ばぬ様、施工者の責任に於いて処理すること。
※本工事中は通常業務に支障の無いよう仮設設備の設置等を行い監督員・監理者と十分に協議の上施工すること。

５　工期（本工事施工期間）

令和８年 契約締結の翌日　～　契約で定められた期日迄。

６　備考

■建設副産物について
この工事の施工にあたっては、「再生資源の利用促進に関する法律（平成３年法律第４８号）」、「建設副産物適正処理推進要綱（平成１０年１２月建設事務次官通達）」、「建設廃棄物処理指針（平成１３年環境省）」、及び「建設工事における再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法　平成１４年５月３０日施行）」等に基づき、積極的に再資源化の促進、再生資材の利用及び適正処理を図ること。

Ⅱ　建築改修工事仕様

１．共通仕様

１．図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、◎を付けたものを適用する。
◎公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
◎公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）（以下、「標準仕様書」という。）
・建築物解体工事共通仕様書（最新版）
２．電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事および機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
３．本特記仕様書の表記
１）項目は、番号に○の付いたものを適用する。
２）特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。
◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。
３）特記事項に記載の［　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
４）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項　目	特　記　事　項
１ 一般共通事項	① 適用区分	・建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力　　風速（V0=　　m/s）　　地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　） ・積雪荷重　　平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（　　） ・大地震動時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角 ・1／200　・1／150　・1／120　・　・図示（　　） 確認箇所（　　）
	② 環境への配慮	[1.4.1] （１）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （２）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	③ 材料の品質等	[1.4.2] （１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

（２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。

（３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

（４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥のすべての事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

（５）製造業者等に関する資料の提出を求める材料
無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマセル、床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフドレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切、トップライト、錆鉄製ふた

（６）「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「令和３年度茨城県グリーン購入推進方針」に定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。

（７）上記の条件を満たすものが県産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。なお、県産品とは、「茨城県内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。ただし、県産品のうち木材につい県内の森林から合法的に産出された木材を使用することとし、「いばら き優良木材証明制度」に基づく証明書など、県産木材であることが確認できる資料を提出して監督員の承諾を受けることとする。

④ 室内空気中の化学物質の濃度測定　[1.6.9]
室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンについても対象とする。）の濃度を測定し、測定結果を監督員に報告すること。
採取方法及び測定方法は、厚生労働省が示した室内空気中化学物質の標準的な方法とし、ホルムアルデヒドの測定方法は、ジニトロフェニルヒドラジン（DNPH）誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法により、その他の揮発性有機化合物の測定方法は、固相吸着／溶媒抽出法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組み合わせにより行い、パッシブ型採取機器により行うこと。
測定対象室は、平成15年4月1日通知「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」に準じ、下表の数を標準とする。

室の床面積A(㎡)	A≦50	50＜A≦200	200＜A≦500	500＜A
測定箇所数	1	2	3	4

室内空気中の化学物質の濃度測定対象室箇所数表

室名（測定対象室）	床面積	測定箇所数	

着工前の測定・行う

⑤ 埋設配管・配線埋設配管・配線　あと施工アンカー工事
8章（あと施工アンカー）による

コア抜き、はつり工事等
※既存資料調査
・探査機（電磁誘導法又は電磁波レーダー法）による探査
配管・配線等の位置の墨出を行う
範囲　※図示　・
・放射線透過試験
労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。
(1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。
(2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
(3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
(4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
(5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。
撮影枚数　　枚　　フィルムサイズ　　コンクリート厚さ　　cm

⑥ リサイクルの優先順位　(1)発生抑制の徹底　(2)現場分別の徹底　(3)再使用の徹底　(4)再資源化・再生資材利用の徹底
(5)適正処理の徹底

⑦ 発生材の処理等　⊙発注者に引渡しを要するもの　※なし　・あり　処理方法（　　）
⊙特別管理産業廃棄物　※なし　・あり　処理方法（　　）
⊙現場での再利用を図るもの　※なし　・あり　品　目（　　）

⑧ 技能士　(1.6.2)

工事項目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	⊙とび作業
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ工法防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	左官	⊙左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	塗装	⊙建築塗装作業
建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業

工事項目	技能検定職種	技能検定作業
内装改修工事	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上げ工事作 ・カーペット系床仕上げ作業 ・木質系床仕上げ工事作業 ⊙ボード仕上げ工事作業 ⊙鋼製下地工事作業
	建築大工	・大工工事作業
	表装	・壁装作業
塗装改修工事	塗装	⊙建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	⊙鉄筋組立て作業
	型枠施工	⊙型枠工事作業
	とび	・とび作業
	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業
	ＡＬＣパネル施工	・ＡＬＣパネル工事作業
石工事	石材施工	・石張り作業
舗装工事	路面標示施工	・溶融ﾍﾞｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾞｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	⊙内外装板金作業
	かわらぶき	・かわらぶき作業

⑨ 施工図等の取扱い　施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

⑩ 既存部分との取合い　工事中に取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は、原型に復する。

⑪ 設備工事との取合い　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。

⑫ 他工事又は他工種との取合い　工事区分表による。これにより難い場合は監督員と協議する。

⑬ 完成図等　(1.8.1～1.8.3)（表1.8.1）
※完成図　　※作成する　・作成しない
提出するもの　・原図　⊙製本　3　部　※CADデータ（JWW形式）
サイズ　　⊙A1　・A2　・A3
※CD-R　　完成図（JWW形式）、完成写真（JPEG形式）を収録したもの
・維持保全に関する資料（部数　※１部）

14 引渡物　※鍵は1カ所につき、3個を1組とし、プラスティック札に室名を記入して提出する。
※マスター鍵は、1組3個とし、木製及び金属製建具共通とする。
※スチール製キーボックス

⑮ 提出書類　※写真

適用	内容	枚数	部数	備考
※	工事写真	適宜	1	電子納品
※	完成写真（支払用：内外観）	各2枚以上	1	A4版
・	完成写真（・データ共）	適宜	2	ｶﾗｰ印画紙ｷｬﾋﾞﾈ判　ｱﾙﾊﾞﾑ綴じ

アルバムは黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300程度とする
完成写真（アルバム）の撮影業者　※建築完成写真の撮影実績のある者で、監督員が承諾する撮影業者
・規格品証明書（原品証明書、同等品試験証明書、試験成績書等）
・ガス圧接作業員技量資格証明書（写し）
・ガス圧接試験報告書
⊙コンクリート強度試験報告書
・溶接工技量証明書（表・裏とも写し）
・防水保証書（3-5．6．7．8は10年）
⊙コンクリート配合計画書
・工事実績情報の登録内容確認書の写し
※火災保険等に加入したことを証明できる書類
⊙建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書の写し
※施工体制台帳の写し
※施工体系図の写し
⊙産業廃棄物処理関係書類（産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し、産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し等）
⊙産業廃棄物管理票（マニュフェスト）の写し
⊙内装材（下地を含む）にVOC材料を使用した場合は、安全データシート（SDS）及びホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、有機リン系の含有率のデータシート
⊙室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定報告書
※建設副産物実態調査に関する出力調査票
※その他　　監督員が必要と認め、指示した書類及び部数

16 埋蔵文化財　※文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内
・掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、教育庁文化課担当と協議を行うこと。
・掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。

２ 仮設工事

１ 防音・粉じん等の対策　[2．1．3]
・防音パネル　　・防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
・

② 足場　[2．2．1]［表2．2．1］
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。
外部足場　⊙設置する（設置範囲　・図示　・　）
・設置しない
防護シート　⊙設置する（設置範囲　・図示　・　）
・設置しない
内部足場　⊙設置する（設置範囲　・図示　・　）
・設置しない
材料、搬出材等の運搬方法
種別　（・A種　・B種　・C種　・D種　・E種）
C種：利用可能なエレベーター　（　　）
D種：利用可能な階段　（　　）

③ 既存部分の養生　[2．3．1]
１）養生の方法等
⊙既存部分　　養生の方法（※ビニルシート、合板等　・　）
⊙既存家具、既存設備等　養生の方法（※ビニルシート等　・　）
・既存ブラインド、カーテン等　養生の方法（・ビニルシート等　・　）
保管場所　（・図示　・　）
・備品、机、ロッカー等の移動　（・図示　・　）
２）既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

４ 監督員事務所　[2．4．1]
・設ける
規模：　　㎡程度
仕上げの程度：　　程度
備え付ける備品：
・机　脚　・椅子　脚　・ロッカー　台　・書棚　台
・ホワイトボード　・製図板　・掛時計　・寒暖計
・ゴム長靴　・雨合羽　・保護帽　・懐中電灯
・安全帯　・受託者加入電話の子機　・暖冷房機
・消火器　・湯沸器　・掃除具
・その他（　　）
・設けない

⑤ 工事用水　構内既存の施設
・なし
※あり（⊙利用できる（有償）　※利用できない）

⑥ 工事用電力　構内既存の施設
・なし
※あり（⊙利用できる（有償）　※利用できない）

７ 仮設開仕切り　[2．3．2]［表2．3．1］
１）仮設開仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示　・
２）仮設開仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填材
・A種 ・B種	・木 ・軽量鉄骨	・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ 種類（・　　） 厚さ（※9.5mm　・　mm） ・合板 材種（・　　） 厚さ（※9mm　・　mm） ・	・あり	※有り
※C種	単管	防炎シート		

充填材　※グラスウール32K（厚：50mm以上

３）仮設開仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所	充填材
※木製	※合板張り程度	※無	※図示	・有
・		・片面	・　か所	・無

⑧ 工事看板　[2．4．1]
※設置する
設置の場所（⊙　　）
記載事項（※工事番号　※工事名称　※発注者　※設計者　・監理者　※工期　※施工者）
大きさ（※H900mm×W1800mm程度　・　　）
・設置しない

３ 防水改修工事

当該工事無し

								工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号
	鹿島地方事務組合							図面名	建築改修工事特記仕様書①	A-01
								縮尺	1/NON	日付

4 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁

4-1 外壁改修工事

① ひび割れ部改修工法 [1. 5. 2] [1. 5. 3]

調査範囲　・外壁改修範囲　　⊙図示の範囲（コンクリート打放し腰壁部のみ）
調査時期　・外壁仕上げ等除去前　⊙外壁仕上げ等除去後
調査内容
ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びひび落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びひび落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・
調査報告書の部数　・3部　・

② 可とう性エポキシ樹脂 [4. 2. 2]

JIS A 6024による　※

3 パテ状エポキシ樹脂 [4. 2. 2]

JIS A 6024による

4 エポキシ樹脂モルタル [4. 2. 2]

JIS A 6024による

5 ポリマーセメントモルタル [4. 2. 2]

（品質・性能）
建築材料等品質性能表による

6 ポリマーセメントスラリー [4. 2. 2]

広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢28日) (N/mm2)	曲げ性能 (材齢28日) (N/mm2)	吸水性 (72時間) (%)	耐久性(劣化曲げ強さ) (N/mm2)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

7 既製調合モルタル [4. 2. 2]

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付けモルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能及び試験方法）
建築材料等品質性能表による

4-1 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁

① ひび割れ部改修工法 [4. 1. 4] [4. 2. 2] [4. 3. 4] [4. 3. 5]

※外部腰壁部（外壁はALC版：除く）
・樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.5未満　低 0.5以上1.0以下　中	※200～300　・ ※200～300　・	・130　・ ・130　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満　低 0.3以上0.5未満　低	・ 50～100　・ ・100～200　・	・ 40　・ ・ 70　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上1.0以下　中	・150～250　・	・130　・

※エポキシ樹脂　低：低粘度形　中：中粘度形

注入状況の確認方法　※コアの抜取りを行う　・コアの抜取りを行わない
抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個　・
抜取り部の補修方法　※図示　・

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填　・行う　・行わない
シーリング材の試験　改修標準仕様書第3章　防水改修工事による
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

② 欠損部改修工法 [4. 1. 4] [4. 2. 2] [4. 3. 7]

※充填工法
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・

4-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

当該工事無し

4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

当該工事無し

4-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁

① 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整 [4. 6. 3]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	・図示 ※既存仕上げ面全体 （既存塗膜の除去範囲は処理面積の30%とする）	・ひび割れ部　改修工法 ・浮き部　改修工法 ・欠損部　改修工法
・高圧水洗工法 加圧力　※30MPa程度以上　・	・図示 ※既存仕上げ面全体 （既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする）	
・塗膜はく離剤工法	・図示 ※既存仕上げ面全体	
⊙水洗い工法	※図示 ・	

② 下地調整塗材 [4. 6. 3]

※下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル

③ 仕上塗材仕上げ [4. 1. 5] [4. 2. 2] [4. 6. 5] [表4. 2. 4]

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外（F☆☆☆☆）　・
新規仕上塗材の種類

・薄付け仕上塗材

呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・外装薄塗材Si	・	・砂壁状
・可とう形外装薄塗材Si	・	・ゆず肌状（・吹付け・ローラー塗り）
・外装薄塗材E	・	・さざ波状　・平たん状
・可とう形外装薄塗材E	・	・凹凸状（・吹付け・こて塗り）
・防水形外装薄塗材E	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け・こて塗り）
・外装薄塗材S	・	・砂壁状じゅらく　・京壁状じゅらく

・厚付け仕上塗材

呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・外装厚塗材C	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
・外装厚塗材Si	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
・外装厚塗材E	・	上塗材　・適用する　・適用しない

・複層仕上塗材

呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・複層塗材CE	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
・可とう形複層塗材CE	・	耐候性　※耐候形3種　・
・複層塗材Si	・	上塗材
・複層塗材E	・	溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系
・複層塗材RE	・	樹脂　※アクリル系　・
・防水形複層塗材CE	・	外観　※つやあり　・つやなし　・メタリック
⊙防水形複層塗材E	・	
・防水形複層塗材RE	・	増塗材　・適用する　・適用しない
・防水形複層塗材RS	・	

・可とう形改修用仕上塗材

呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・可とう形改修塗材E	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状 耐候性　※耐候形3種　・
・可とう形改修塗材RE	・	上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系
・可とう形改修塗材CE	・	樹脂　※アクリル系　・ 外観　※つやあり　・つやなし　・メタリック

4 マスチック塗材塗り [4. 1. 5] [4. 7. 2] [表4. 7. 1]

種別　・A種　・B種

4-5 外壁改修工事 外壁用塗膜防水材塗り

当該工事無し

4-6 外壁改修工事 外断熱改修工事

当該工事無し

5 建具改修工事

当該工事無し

6 内装改修工事

① 改修範囲 [6. 1. 3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま　・図示

② 既存床の撤去並びに下地補修 [6. 2. 2]

※車庫部分床コンクリートの撤去・更新工事（8章参照）
ビニル床シート等の撤去　※仕上げ材のみ（接着剤とも）　・下地モルタルとも（・図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒し工法
既存コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内

3 既存壁の撤去並びに下地補修 [6. 3. 2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り
（塗り厚25mmを超える場合の処置　※図示）
・

4 木下地等の表面仕上げ 当該工事無し [6. 5. 1]

5 製材 当該工事無し [6. 5. 2]

6 造作用集成材 当該工事無し [6. 5. 2]

7 造作用単板積層材 当該工事無し [6. 5. 2]

8 床張り用合板等 当該工事無し [6. 5. 2]

9 接着剤 当該工事無し [6. 5. 3] [6. 5. 4] [6. 8. 2] [6. 9. 3] [6. 11. 4] [6. 11. 5]

10 防腐・防蟻処理 当該工事無し [6. 5. 5]

⑪ 軽量鉄骨天井下地 [6. 6. 2～6. 6. 4]

野縁等の種類
屋外　※25形　・19形
屋内　※19形　⊙25形
・屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　⊙図示　・
周辺部の端からの間隔　⊙図示　・
野縁の間隔　⊙図示　・

既存の埋込インサート　・使用する　・使用しない

あと施工アンカーの引抜き試験　・行う（・試験箇所数　　）
・行わない

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　※図示　・
⊙天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法　※改修標準仕様書6.6.4(8)(ｱ)(ｲ)による　・図示

⊙天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　※図示　・

・天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　※図示　・
補強方法　※図示

12 軽量鉄骨壁下地 [6. 7. 3] [6. 7. 4] [表6. 7. 1]

スタッド、ランナーの種類
※改修標準仕様書6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・
スタッドの高さが5.0mを超える場合
※図示　・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※改修標準仕様書6.7.4(5)による

13 ビニル床シート 当該工事無し [6. 8. 2] [6. 8. 3]

14 ビニル床タイル 当該工事無し [6. 8. 2]

15 特殊機能床 当該工事無し [6. 8. 2]

16 ビニル幅木 [6. 8. 2]

材質　・軟質　・硬質
高さ(mm)　※60　・75　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・

17 ゴム床タイル 当該工事無し [6. 8. 2]

18 カーペット敷き 当該工事無し [6. 9. 3] [6. 9. 4] [表6. 9. 1]

19 合成樹脂塗床 当該工事無し [6. 10. 2] [6. 10. 3]

20 フローリング張り 当該工事無し [6. 11. 2～6. 11. 6]

21 畳敷き 当該工事無し [6. 12. 2]

㉒ せっこうボードその他ボード及び合板張り [6. 12. 2]

適用は以下によるほか、図示による。
合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※規制対象外（1章2環境への配慮(2)による）　・

木質系セメント板
合板、化粧板

種類	厚さ(mm)、規格等
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ﾗｳﾝ程度　・　　） 不透明塗料塗り （※しな程度　・　　） 板面の品質（　　） 厚さ(mm)（　　） 接着の程度（・1類　・2類） ・防虫処理
・天然木化粧合板	化粧板の樹種名（　　） 接着の程度（・1類　・2類） 厚さ(mm)（　　） ・防虫処理
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法（・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ・ﾌﾟﾘﾝﾄ・塗装） 表面性能（　　）ﾀｲﾌﾟ 接着の程度（・1類　・2類） 厚さ(mm)（　　） ・防虫処理
・ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧板	・JIS K 6903による　(※1.2　・　)
・ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ樹脂化粧板	

パーティクルボード

種類	厚さ(mm)、規格等
・単板張りﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	・無研磨板VN　・研磨板VS ・10　・12　・15　・18　・
・化粧ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	・単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲDV　・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲDO ・塗装DC ・10（難燃）　・12（難燃）　・

吸音材料

種類	厚さ(mm)、規格等
・ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板	・ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ（・9（不燃）　・12（不燃）　・　） ・凹凸ﾀｲﾌﾟ（・12（不燃）　・15（不燃）　・　）
・ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	・25　・
・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ32K	・25（ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包）　・
・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	・12.5（不燃）　・15（不燃）　・
・不燃積層せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	9.5（不燃）　・化粧無（下地張り用） ・化粧有（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）
・ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこうﾎﾞｰﾄﾞ	12.5（※不燃　・準不燃）
・強化せっこうﾎﾞｰﾄﾞ	・12.5（不燃）　・15（不燃）
・せっこうﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ	9.5
・化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ（木目）	12.5（不燃）　幅440mm程度 模様（・柾目　・板目）　専用下地材有り
⊙化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）	9.5（準不燃）

繊維強化セメント板

種類	厚さ(mm)、規格等
・けい酸ｶﾙｼｳﾑ板	ﾀｲﾌﾟ2（無石綿）　・6　・8

繊維板

種類	厚さ(mm)、規格等
・ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ（素地）	・未研磨板　（・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ　・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ）RN ・研磨板　（・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ　・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ）RS
・ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ（化粧）	・内装用D1　・外装用DE ・2.5　・3.5　・5　・7
・ｲﾃﾞｨﾌｧﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ	・3　・7　・9　・12　・
・ｲﾝｼｭﾚｰｼｮﾝﾎﾞｰﾄﾞ	A級（・天井仕上げ　・内装仕上げ　・　） ・9　・12　・15　・18

せっこうボード等の下地　※図示
遮音シール材　・適用する（・シーリング材　・ジョイントコンパウンド）
・適用しない
合板類の張付け　※B種　・A種
せっこうボードの目地工法　⊙仕上表による

23 断熱・防露改修工事 当該工事無し [9. 5. 2～9. 5. 4]

24 壁紙張り 当該工事無し [6. 14. 2] [6. 14. 3]

25 セメントモルタルによるモルタル塗り [6. 15. 2] [6. 15. 5] [6. 15. 6]

既製目地材　・設ける　施工箇所（　　）　形状（※図示　・　　）
・設けない
モルタル　・現場調合材料　・既調合材料（　　）
床の目地　・設ける
（目地削り　※2mf程度（最大目地間隔3m程度）　・　　）
（種類　　※押し目地　・　　）
・設けない
外装タイル張り下地のモルタルの接着力試験
・適用する　・適用しない
・防水剤
（品質・性能及び試験方法）
建築材料等品質性能表による
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
・

26 セメントモルタルによるタイル張り 当該工事無し [6. 16. 2～6. 16. 4]

27 有機系接着剤によるタイル張り 当該工事無し [6. 16. 2～6. 16. 4]

28 セルフレベリング材塗り [6. 17. 2] [6. 17. 3]

種類及び品質　・せっこう系　・セメント系
標準塗厚(mm)　・

7 塗装改修工事

① 材料 [7. 1. 3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外（1章2環境への配慮(2)による）　・
・防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・仕上げ表による

② 下地調整 [7. 2. 1～7. 2. 7]

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲
※塗替え面積の30%　・図示　・

既存錆止め塗料の粉含有調査　・行う（　箇所）　・行わない
下地調整

下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	※RB種　・	・RA種　・RB種	－
鉄鋼面	※RB種　・	RA種	－
亜鉛めっき鋼面	※RB種　・	RA種	－
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）	※RB種　・	RC種	－
モルタル、プラスター面	※RB種　・	・RA種　・RB種	・行う ・行わない
コンクリート面（ＤＰ以外）、ＡＬＣパネル面	※RB種　・	RA種	・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・RA種　・RB種 ・RC種	・RA種　・RB種	・行う ・行わない
コンクリート面（ＤＰ）	・RB種　・RC種	RA種	・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	※RB種　・	・RA種　・RB種	－

③ 錆止め塗料塗り [7. 3. 2] [7. 3. 3]

錆止め塗料塗りの種別

塗装面			塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	A種	※C種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	A種	※A種　・
		新規見え隠れ	A種	※B種　・
	EP-G	塗替え	※B種　・A種	※C種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	※B種　・A種	※A種　・
		新規見え隠れ	※B種　・A種	※B種　・
亜鉛めっき面	EP-G以外	塗替え	※A種　・B種	※C種　・
		新規鋼製建具等	※A種　・B種	※A種　・
	EP-G	塗替え	C種　・	※C種　・
		新規鋼製建具等	C種　・	※A種　・

鹿島地方事務組合

工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
図面名	建築改修工事特記仕様書②
縮尺	1/NON
日付	
図面番号	A-02

7 塗装改修工事

④ 塗装 [7．4．2～7．14．2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・
塗料の種別 ※1種 ・2種	木部屋内	※B種 ・	※B種 ・
	鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※A種 ・	※B種 ・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※B種 ・	※B種 ・
・クリヤラッカー塗り（CL）		※B種 ・A種	※B種 ・A種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（FE）		—	—
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）		※B種 ・A種	※B種 ・A種
・耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面 上塗り等級（ ）級	・	A種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（ ）級	・	A種
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※B種 ・	※B種 ・A種
	屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・
	屋内の鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※B種 ・	※B種 ・A種
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）		※B種 ・	※B種 ・
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP-T）		※B種 ・	※B種 ・A種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）		※B種 ・A種	※B種 ・A種
・オイルステイン塗り（OS）（塗料 ・油性 ・水性）		—	—
・木材保護塗料塗り（WP）		※B種 ・A種	※B種 ・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書 表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書 表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
・

・高日射反射率塗料塗り
下地調整（改修標準仕様書 表7.2.2） ・RA種 ※RB種 ・RC種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量 (kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

8 耐震改修工事

① 適用範囲

・改修標準仕様書 第8章 耐震改修工事
⊙改修標準仕様書において第8章耐震改修工事以外の改修工事で第8章を引用している部分
・

工事内容
・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
・鉄骨ブレースの設置工事
・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
・柱補強工事（鉄板巻き工法又は帯板巻き工法）
・連続繊維補強工事
・耐震スリット新設工事
・土工事及び地業工事
・

2 既存部分の処理等 [8．21．2] [8．22．2] [8．23．2] [8．24．2] [8．25．2]

既存構造体の撤去
撤去範囲
⊙図示による（ ） ・
はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置
⊙図示による（ ） ・

既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度及び範囲 [8．21．3] [8．22．3] [8．23．3]
・既存柱、梁面 ・打ち継ぎ面の15～30%程度に、平均深さ2～5mm（最大7mm）程度の凹を全体にわたってつける
・既存壁 ・打ち継ぎ面の10～15%程度に、平均深さ2～5mm（最大7mm）程度の凹を全体にわたってつける

既存杭の撤去等
・撤去範囲及び撤去方法 ・図示による（ ） ・
・杭頭部の処理 ・図示による（ ） ・
・既存杭の補強 ・図示による（ ） ・
・既存杭の健全性を確認する試験 ・行う ・図示による（ ） ・
・行わない

＜鉄筋工事＞

1 鉄筋 [8．2．1]

鉄筋の種類

種類の記号	呼び径(mm)	備考
⊙SD295A	※D16以下	
・SD345	※D19以上	

2 溶接金網 [8．2．2]

鉄線の形状等

種類	種類の記号	網目寸法、鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網			
・鉄筋格子			

③ 鉄筋の継手及び定着 [8．3．4] [8．4．2] [8．4．3]

鉄筋の継手の方法等

部位	継手方法		呼び径(mm)
・柱、梁の主筋	・ガス圧接 ・溶接継手	・機械式継手	※D19以上
・耐力壁の鉄筋	・重ね継手 ・		
・基礎、耐圧スラブ、土圧壁	・ガス圧接	・重ね継手	
⊙上記以外（ ）	⊙重ね継手 ・		

継手位置 [8．3．4]
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）5.1、6.1、7.1、7.3、8.1）
基礎梁主筋の継手位置
・図5.2 ・図5.3 ・図5.4
・図示による（ ）

柱及び梁主筋の重ね継手の長さ
・図示による（ ）

耐力壁の重ね継手の長さ
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(1)(イ)表3.1）
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(1)(ウ)）
・図示による（ ）

鉄筋の定着長さ [8．3．4]
※図示による（構造関係共通図（配筋標準図）3(2)）

④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網含む） [8．3．5]
最小かぶり厚さ（目地底からの算出を行う）
・図示による（構造関係共通図（配筋標準図）表4.1）
・
耐久性上不利な箇所がある場合（塩害等を受けるおそれのある部分等）
・適用箇所（ ）
・最小かぶり厚さに加える厚さ （ ）mm

5 圧接完了後の試験 [8．3．8]
外観試験
※行う（全ての圧接部）
超音波探傷試験
※行う（全ての圧接部）

6 機械式継手 適用箇所 ・図示による（ ） ・
H12建告第1463号に適合する性能 [8．4．2]
・A級 ・
機械式継手の種類 [8．4．2]
・図示による（ ） ・
鉄筋相互のあき [8．3．5] [8．4．2]
・図示による（ ） ・
施工完了後の継手部の試験 [8．4．2]
・図示による（ ） ・
不合格となった継手部への措置 [8．4．2]
・図示による（ ） ・

7 溶接継手 適用箇所 ・図示による（ ） ・
H12建告第1463号に適合する性能 [8．4．2]
・A級 ・
機械式継手の種類 [8．4．2]
・図示による（ ） ・
鉄筋相互のあき [8．3．5] [8．4．2]
・図示による（ ） ・
溶接継手の工法 [8．4．2]
・図示による（ ） ・
施工完了後の継手部の試験 [8．4．2]
・図示による（ ） ・
不合格となった継手部への措置 [8．4．2]
・図示による（ ） ・

8 割裂補強筋 仕様 [8．21．6] [8．22．7]
・図示による（ ） ・

＜コンクリート工事＞

① コンクリートの種類等
コンクリートの類別 [8．1．3]
※Ⅰ類（茨城県の指定工場であり、JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
・Ⅱ類（JIS A 5308に適合したコンクリート）
※普通コンクリート [8．1．3] [8．1．4]

設計基準強度 (N/mm2)	スランプ（cm）	気乾単位容積質量（t/m3）	適用箇所
⊙24	・15又は18 ・18	2.3程度	
・	・		
・	・		
・	・		
・	・		

構造体強度補正値
※改修標準仕様書 表8.2.4による ・

② セメント [8．2．5]

種類	適用箇所
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントのA種	※下記以外全て ・
・高炉セメントB種	・1FLより下部（立上がり部含む） ・
・フライアッシュセメントB種	・
・	・

普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする

③ 骨材 アルカリシリカ反応性による区分 [8．2．5]
※A
・B（コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m3以下）

④ 混和材料 ⊙混和剤 [8．2．5]
混和剤の種類
※改修標準仕様書8.2.5(4)(a)による ・

5 構造体用モルタル 構造体用モルタル [8．2．6]
圧縮強度（ ）
フロー値（ ）

6 ひび割れ誘発目地 打継目地 目地の寸法 （6．6．3）（6．8．2）（9．7．3）
・標準仕様書9.7.3(1)(ｱ)～(ｳ)による
※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打増し部で処理する
・図示による（ ） ・

ひび割れ誘発目地の位置
・図示による（ ） （6．8．1）

7 コンクリートの仕上り 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ [8．1．4] [8．2．7]

種別	適用箇所
・A種	※図示による（ ）
・B種	※図示による（ ）
・C種	※図示による（ ）

コンクリートの仕上りの平たんさ [8．1．4] [8．2．7]

種別	適用箇所
・a種	※図示による（ ）
・b種	※図示による（ ）
・c種	※図示による（ ）

8 打増し厚さ（打放し仕上げ部） 打増し厚さ [8．7．8]
・打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る）
・20mm ・

・打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る）
・10mm ・20mm ・

打増し範囲
・図示による（ ） ・

9 型枠 せき板の材料及び厚さ （6．8．3）[8．2．7]
・合板（※12mm ・ ）

・断熱材を兼用した型枠材 （6．8．2）
使用箇所
・図示による（ ） ・

・ＭＣＲ工法用シート （6．8．2）
適用箇所
・図示による（ ） ・
打増し厚さ
・20mm ・
打増し範囲
・図示による（ ） ・
スリーブの材種・規格等 [8．2．7]
・図示による（ ） ・

10 型枠の加工及び組立 シアコネクタをセパレータとして使用 [8．2．7]
適用範囲 ・図示による（ ） ・

11 無筋コンクリート コンクリートの種類 [8．11．1]
※普通コンクリート
セメントの種類 [8．2．5]
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントのA種
・高炉セメントB種
・フライアッシュセメントB種
設計基準強度 [8．11．1]
※18（N/mm2） ・
スランプ [8．11．1]
※15cm又は18cm ・
適用箇所 （6．14．1）
※標準仕様書6.14.1(4)(ｱ)～(ｶ)による箇所
・図示による（ ）

12 コンクリートの打込み工法等 コンクリートの打設工法の種類 [8．21．8] [8．23．5]

補強工法	工法の種類	部位
・現場打ちコンクリート壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示による（ ）
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ)、(2)	・全ての増設壁 ・図示による（ ）
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ)、(3)	・全ての増設壁 ・図示による（ ）
		・図示による（ ）
・柱補強工事（溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法）	・工法指定なし	・全ての柱補強部分
		・図示による（ ） ・
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ)、(2)	・全ての柱補強部分
		・図示による（ ） ・
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ)、(3)	・全ての柱補強部分
		・図示による（ ） ・
		・図示による（ ） ・
・	・工法指定なし	
	・流込み工法 8.21.8(1)(ｱ)、(2)	
	・圧入工法 8.21.8(1)(ｲ)、(3)	

＜鉄骨工事＞

① 鉄骨製作工場 [8．1．5]
建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場
評価の区分
※（ ）グレード ⊙グレードの適用はしない
・監督員の承諾する国土交通大臣から認定を受けた工場

② 鉄骨製作工場における施工管理技術者 [8．1．5]
※配置する

⑤ 鋼材 種類等 [8．2．8]

種類の記号	適用箇所（主要な部分）	規格
V	鉄骨天井下地の補強材	⊙JIS規格による ・
		・JIS規格による ・
		・JIS規格による ・
		・JIS規格による ・
		・JIS規格による ・

4 高力ボルト 高力ボルトの区分 [8．2．9]
・トルシア形高力ボルト
・JIS形高力ボルト
・溶融亜鉛めっき高力ボルト
・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8．13．2]
※図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1縁端距離及びボルト間隔）
・

摩擦面の処理方法等
溶融亜鉛めっき面以外 [8．14．1]
※改修標準仕様書8.14.2(1)による
・
溶融亜鉛めっき面 [8．20．5]
・ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）
・ブラスト処理以外の特別な処理方法
・図示による（ ） ・
・すべり係数試験 [8．14．2]
※すべり係数試験 ・すべり耐力試験
試験の方法等 ・図示による（ ） ・

⑤ 普通ボルト ボルト及びナットの材料 （7．2．3）
⊙標準仕様書 表7.2.3（JIS附属書品）又は次による
ボルトの規格は、JIS B 1180とする。
（ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。ボルトの強度区分は、4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。ナットの規格は、JIS B 1181とする。ナットの種類は、六角ナット-Cとし、材料は鋼とする。）
座金 （7．2．3）
※JIS B 1256による
戻り止め （7．5．2）
※二重ナット ・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8．13．2]
※図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1縁端距離及びボルト間隔）
・

6 アンカーボルト 当該工事無し （7．2．4）（7．10．3）

7 溶接材料 溶接材料 「8．2．10」
・改修標準仕様書8.2.10(1)(2)による
・改修標準仕様書8.2.10(1)(2)以外の溶接材料
材料及び使用箇所 ・図示による（ ） ・

8 ターンバックル 当該工事無し （7．2．6）

9 スタッド 当該工事無し （7．2．8）

10 製作精度 当該工事無し [8．13．3]

11 溶接技能者の技量付加試験 当該工事無し [8．15．3]

12 溶接接合 当該工事無し [8．15．4]

13 入熱、パス間温度の管理 当該工事無し

14 溶接部の試験 当該工事無し [8．15．12]

15 錆止め塗装 当該工事無し [8．17．2]

16 耐火被覆 当該工事無し [8．18．2～8．18．8]

17 建方精度 当該工事無し （7．10．2）

18 アンカーボルトの設置等 当該工事無し （7．10．3）

＜あと施工ｱﾝｶｰ工事＞

1 あと施工アンカー 当該工事無し [8．2．4]

2 穿孔 当該工事無し [8．12．1]

3 施工確認試験 試験方法 当該工事無し [8．12．7]

＜グラウト工事＞

1 柱底均しモルタル及びグラウト材 当該工事無し [8．2．12]

＜連続繊維補強工事＞

1 連続繊維シート巻き 当該工事無し [8．2．13]

＜耐震スリット新設工事＞

1 耐震スリット 当該工事無し [8．25．2]

② 施工前埋込み配管等の探査 既存撤去部の配管等の探査方法 [8．12．4]
⊙鉄筋探査機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う
鉄筋探査機の探査方式
・電磁波レーダー法（３Ｄ表示対応型）
・電磁波レーダー法又は電磁誘導法
・はつりだしによる
・

3 充填材の挿入及び周囲補修等 当該工事無し [8．25．2]

							鹿島地方事務組合	工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号
								図面名	建築改修工事特記仕様書③	A-03
								縮尺	1/NON	日付

章	項　目	特　記　事　項
8 耐震改修工事	＜土工事及び地業工事＞	
	1 埋戻し及び盛土	埋戻し及び盛土　[8. 28. 3] ・A種　適用箇所（　　） ・B種　適用箇所（　　） ・C種　適用箇所（　　）　土質（　　）　受渡場所（　　） ・D種　適用箇所（　　） ・材料（　　）　工法（　　）
	2 山留めの撤去	鋼矢板の抜き跡の処理　[8. 28. 3] ※直ちに砂で充填する 山留めの存置　[8. 28. 3] ・行う（存置範囲　※図示による（　　）） ・
	3 杭地業	支持層の位置及び土質（基礎ぐいの先端の位置含む）　[8. 28. 4] ・図示による（　　）　・ 杭の材料、工法、寸法、施工方法等　[8. 2. 14] [8. 28. 4] ・図示による（　　）　・ ・試験杭の位置、本数及び寸法並びに施工方法　[8. 28. 4] ・図示による（　　）　・ ・杭の継手の箇所数、材料、工法等　[8. 2. 14] ・図示による（　　）　・ ・杭の溶接絶手　[8. 28. 4] 技能資格者の技量　・図示による（　　）　・ 溶接部の確認　・図示による（　　）　・ ・杭頭の処理等　[8. 28. 4] ・処理しない ・処理する　処理方法（切断にともなう補強方法含む） ・杭頭の中詰め材料　（4. 3. 8） ・基礎のコンクリートと同調合のもの　・ 杭の精度　[8. 28. 4] 水平方向への位置ずれ　・杭径の1/4かつ100mm以下　・ 杭の傾斜　・1/100以内　・ 記録する施工状況等　[8. 28. 4] ・図示による（　　）　・
	④ 砂利地業	材料（茨城県の指定工場であること）　[8. 28. 4] ※再生クラッシャラン ○切込砂利又は切込砕石 砂利厚さ　[8. 28. 4] ※60mm　・ 施工範囲　[8. 28. 4] ・図示による（　　）
	5 捨コンクリート地業	捨コンクリート地業 厚さ　[8. 28. 4] ※50mm　・ 施工範囲　[8. 28. 4] ・図示による（　　） 設計基準強度　[8. 11. 1] ※18N/mm2　・ スランプ　[8. 11. 1] ※15cm又は18cm
9	環境配慮改修工事	当該工事無し
10 付記事項	1 適　用 （1）　本付記事項は、標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。 （2）　本付記事項、標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合除き、受注者の責任において履行すべきものとする。 （3）　本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書（科目別内訳書まで）」のとおりとする。 2 コリンズ（CORINS）への登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、適正時は適宜、登録機関※に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。） なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 ※　登録機関：（一財）日本建設情報総合センター　TEL　03-3505-0463 3 本工事の発生土をストックヤードに搬出する場合 （1）工事着手前に、ストックヤードの利用申込みを（一財）茨城県建設技術管理センター（以下、「管理センター」という。）に対して行うこと。 （2）事前にストックヤードに搬出する土砂の土質試料を採取し、必要な試験を行うとともに、その結果を管理センターへ提出すること。 （3）搬出する１０日以上前に、管理センターと運搬経路、工程等について打ち合わせを行うこと。 （4）ストックヤード利用料金は、設計地山土質１ｍ３当たり１，０００円（消費税抜き）とし、管理センターの請求により支払うこと。 （5）このほかストックヤード利用の詳細については管理センターと協議のこと。 4 発生土搬出に伴う市町村への通知 受注者は、本工事から建設発生土を１００ｍ３以上搬出する場合は、様式１により搬出前に搬出先市町村の発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・E-mail等で提出しなければならない。 ①　工事件名、工事概要、工事場所 ②　工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先 ③　工事受注者名、現場代理人名、連絡先 ④　建設発生土の運搬業者名 ⑤　建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所 ⑥　建設発生土の発注場所から受入地までの運搬経路 ⑦　建設発生土の搬出時期（搬出期間） ⑧　建設発生土の土質（砂質、ローム等）、土量（ｍ３）	

5 排出ガス対策型建設機械使用の原則化

下記の建設機械は排出ガス対策型を使用することとする。

①　ブルドーザ、バックホウ、トラクタショベル

②　ホイルクレーン、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ搭載されているエンジンから排出されるガス成分及び黒煙の量は下表の値以下のものであること。

対象物質 / 出力区分	ＨＣ (g/kW-h)	ＮＯｘ (g/kW-h)	ＣＯ (g/kW-h)	黒煙 (%)
7.5～ 15ｋＷ未満	２．４	１２．４	５．７	５０
15 ～ 30ｋＷ未満	１．９	１０．５	５．７	５０
30 ～272ｋＷ以下	１．３	９．２	５．０	５０

なお、地域条件などにより調達が困難である場合は、監督員と協議を行うこととする。

6 建設副産物

（1）法令順守

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年５月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年10月25日）、「茨城県建設リサイクルガイドライン」（茨城県土木部、平成14年３月）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年６月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資活用を図らなければならない。

（2）再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

（3）再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

（4）建設廃棄物処理計画書

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「建設廃棄物処理計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

（5）実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、建設廃棄物処理計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設廃棄物処理実績書」を発注者に提出しなければならない。

（6）建設副産物情報交換システム（CORIS（コブリス））

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画書作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（CORIS）に入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。　なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。

7 ＶＯＣ(揮発性有機化合物)の室内濃度の測定

設計図書等に室内濃度の測定を明記した室の、ＶＯＣ(揮発性有機化合物)の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。

ただし、指針値を超えた場合は、監督員と協議し所要の対策を講じること。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100μg/m3　(0.08 ppm)
トルエン	260μg/m3　(0.07 ppm)
キシレン	200μg/m3　(0.05 ppm)
エチルベンゼン	3800μg/m3　(0.88 ppm)

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
スチレン	220μg/m3　(0.05 ppm)
(参考)	
パラジクロロベンゼン	240μg/m3 (0.04 ppm)

注）ppm：100万分の1

8 セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する措置

普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材を使用した改良土から条件によっては、六価クロムが土壌環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあるため、施工にあたっては下記のとおり取り扱う。

①　セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、監督員の承諾した方法により、現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、土壌環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じる。

②　セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、監督員の承諾した方法により、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壌環境基準以下であること確認する。

9 不正軽油の使用禁止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

①　現場で不正軽油を使用しないこと。

②　現場で不正軽油を使用させないこと

③　不正軽油を購入しないこと。

④　取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。

⑤　下請契約の相手方又は燃料購入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。

⑥　県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には現場代理人が立ち会うこと。

⑦　当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

※　不正軽油とは、地方税法第１４４条の３２の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。
1　軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
2　軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造された軽油
3　自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油（重油、灯油等）

10	低入札価格調査制度の対象工事	該当せず、省略。
11	低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化	該当せず、省略。
12	茨城県土木部工事成績評定要領（１件の契約金額が２５０万円を超える請負工事を対象とする。）における「創意工夫」、	該当せず、省略。
13	公共事業労務費調査に対する協力	該当せず、省略。
14	過積載の防止	該当せず、省略。
15	隣接工事との共通仮設費の調整	該当せず、省略。
16	暴力団関係者等の排除について	該当せず、省略。
17	総合評価方式について	該当せず、省略。
18	現場代理人の兼務について（予定価格3,500万円（税込）未満の場合又は隣接現場などの場合）	該当せず、省略。
19	債務負担行為に係る契約の特記事項	該当せず、省略。
20	成果品の電子納品について	該当せず、省略。
21	ゴム製品等の品質確認等	該当せず、省略。
22	完全週休２日制促進工事（発注者指定型）	該当せず、省略。
23	完全週休２日制促進工事（受注者希望型）	該当せず、省略。
24	快適トイレ普及促進工事	該当せず、省略。
25	専任を要する工事における主任技術者の兼務	該当せず、省略。
26	情報共有システム試行工事（発注者指定型）	該当せず、省略。
27	情報共有システム試行工事（受注者希望型）	該当せず、省略。
28	共通費実態調査への協力	該当せず、省略。
29	余裕期間の設定	該当せず、省略。

30 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年６月１４日法律第３５号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するために保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

31 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第１３条第３枝第２８号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成３１年１月２５日厚生労働省告示第１１号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

32 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

（1）本工事の写真管理にあたり、電子小黒板の使用を希望する場合は、工事打合せ書等により協議し、使用する機器・ソフトウェア等について監督員の承諾を得ること。

（2）電子小黒板の使用に必要な機器・ソフトウェア等は、営繕工事写真撮影要領３．（3）撮影方法に示す項目が電子的に記入できるものを受注者が選定すること。

（3）工事費積算上の取扱いにおいては、機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、現場管理費に含まれている。

（4）電子小黒板の電子的記入を行った写真を納品する際は、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いるか、チェックシステム（デジタル工事写真信憑性チェックツール（※））を用い、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員に提出すること。

※URL：https://dcpadv.jacic.or.jp/photofinder/pac_auth.php

（5）信憑性確認（改ざん検知機能）にあたっては、「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC暗号リスト（※））」に記載している技術が使用されていることを確認すること。

※URL：http://www.cryptrec.go.jp/list.html

11 同等品リスト

	項　目	仕様（メーカー・商品名）　※同等品以上とする
参考商品		

12 提出書類リスト

	№	提出書類名称	提出部数	摘　要
着工時及び着工当初	1	着工届	2	
	2	現場代理人選任届	2	経歴書を添付する
	3	監理技術者選任届、主任技術者選任届	各２	経歴書を添付する
	4	現場監督職員届	2	経歴書を添付する
	5	下請業者（機器・材料製造者、専門工事業者、その他の下請業者）選任届	3	特記仕様書、設計図及び指定リストから選定する
	6	下請業者（機器・材料製造者、専門工事業者、その他の下請業者）承認願	3	指定以外とする
	7	請負者社内組織表	2	責任体制（請負者）を明確にしたものとする
	8	安全衛生組織表	2	安全衛生対策計画書添付
	13	工事損害保険証書（写）	2	
	14	工事運営計画書	3	
	15	基本工程表	3	
	16	仮設計画書及び総合仮設計画図	各３	
	17	総合図	2	作成予定表事前提出
	18	出来高予定表	2	
工事期間中	1	工事監理報告書	4	工事監理報告書Ａ及びＢ
	2	工事監理確認記録書	2	各工事工程毎の作業確認
	3	工事日報	1	発注者の要請のある場合、及び監督職員の指示のある場合とする
	4	施工計画書、施工要領書	各２	各工事別毎に提出する
	5	施工図、機器製作図及び計算書	各２	各工事別毎、機器別毎に提出する
	6	各種打合せ記録、連絡書、質疑書	2	書式を統一する
	7	月間工程表	3	各工事間の関連を明記する
	8	週間工程表	3	同上（実施工程も記入）
	9	申請・届出書類一覧表	2	
	10	試験成績報告書	1	
	11	自主検査報告書	2	
	12	製品（工事）検査願書	2	検査予定日の４～７日前に提出する
	13	製品及び施工検査記録報告書	2	
	14	各種検討書及び計算書	各３	
	15	コンクリート打設計画書及び報告書	各２	
	16	水質試験報告書	2	末端カランより採水する
	17	工事休暇届	3	連続休暇日程、緊急連絡先、警備体制を明記する
	18	工事既済部分検査願	2	
	19	出来高支払請求書及び控え	各１	工事出来高内訳書を添付する
	20	工事出来高内訳書	2	
	21	設計変更による増減精算見積書	2	その都度提出し、発注者の了解を得る
	22	注文書（写）、請書（写）	各１	変更工事【発注者－請負者】
	23	事故災害対策計画書、報告書	各２	工事に関連して事故が発生した場合 報告書を提出する
	24	関係官庁等との打合せ記録	3	
	25	関係官庁提出の各許可書（写）	1	
	26	有資格者届	2	溶接工技量証明書その他を添付する
竣工時及び竣工後	1	竣工自主検査報告書	2	下検査チェックリストを添付する
	2	竣工検査願	2	
	3	竣工検査報告書	3	
	4	竣工届	3	
	5	念書	2	駄目手直し工事の完了が引渡後となる場合に提出する
	6	念書完了報告書	2	
	7	引渡授受書	3	
	8	引渡し各種関係書類目録	3	工事概要書を含める
	9	工事完了引渡し証明書	3	
	10	印鑑証明書・資格証明書	各３	
	11	官公庁及び各種関係書類授受書	各２	一覧表を添付する
	12	鍵及び備品・予備品引渡授受書	各２	一覧表を添付する
	13	仕上表	3	
	14	協力業者一覧表	3	
	15	主要機器・製造者一覧表	3	
	16	保証書・同一覧表	2	
	17	保守及び緊急連絡先一覧表	2	工事毎に連絡先窓口を明記
	18	各設備機器取扱説明書	2	
	19	各設備機器試験成績表	2	
	20	品質証明書・同一覧表	2	
	21	工事監理完了報告書	1	建築士法第４号の２
	22	関係官庁の各許認可書（写）	1	
	23	敷地境界立会記録	2	
	24	地中仮設残存物記録	2	
	25	竣工引継書及び工事記録写真	各２	
	26	施工図（含、仮設図・山留め図・実工程表）	1	工事中に使用したものを整理する
	27	機器製作図（完成図）	1	工事中に使用したものを整理する
	29	同上（製本）	製本３	Ａ３判２つ折り製本を作成する
	33	竣工写真（アルバム）	3	キャビネ判カラープリント貼付け、工事概要書を添付する
	34	同上（カラープリント及びネガ）	各１	キャビネ判、同上のうちから５カット程度のプリント及びネガ（６×６判）
	35	同上（ＣＤＲデータ）	1	
	36	竣工（１・２）年目検査願	2	
	37	瑕疵担保検査報告書	2	竣工（１・２）年目検査報告書
	38	瑕疵担保検査補修完了報告書	2	竣工（１・２）年目検査補修完了報告書

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号 A-04
							図面名	建築改修工事特記仕様書④	
							縮尺	1/NON	日付

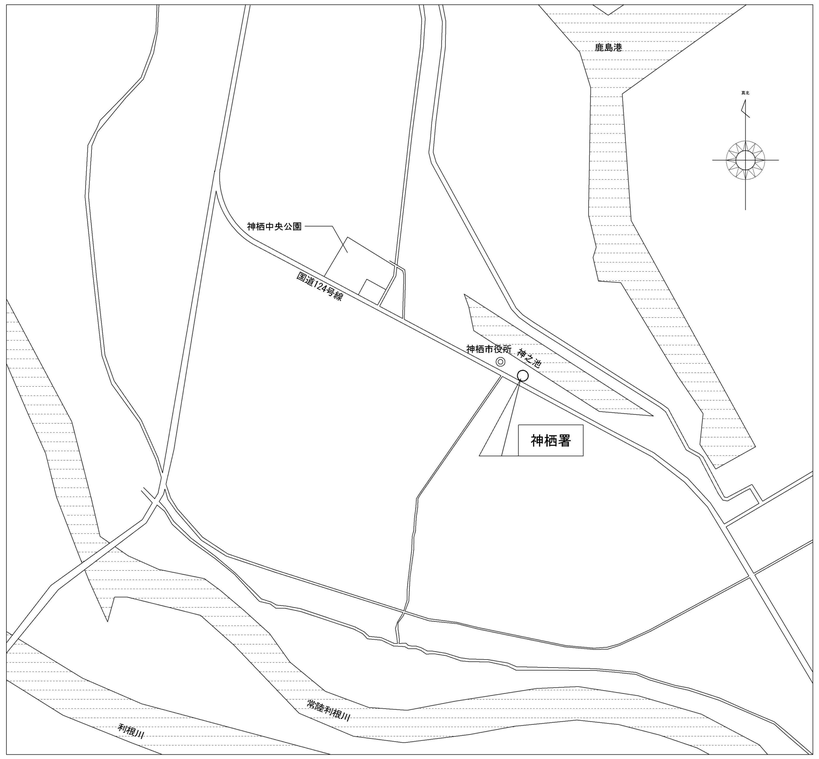

案内図　S=1/NON

工事場所　茨城県神栖市溝口4991番地5　神栖消防署地内

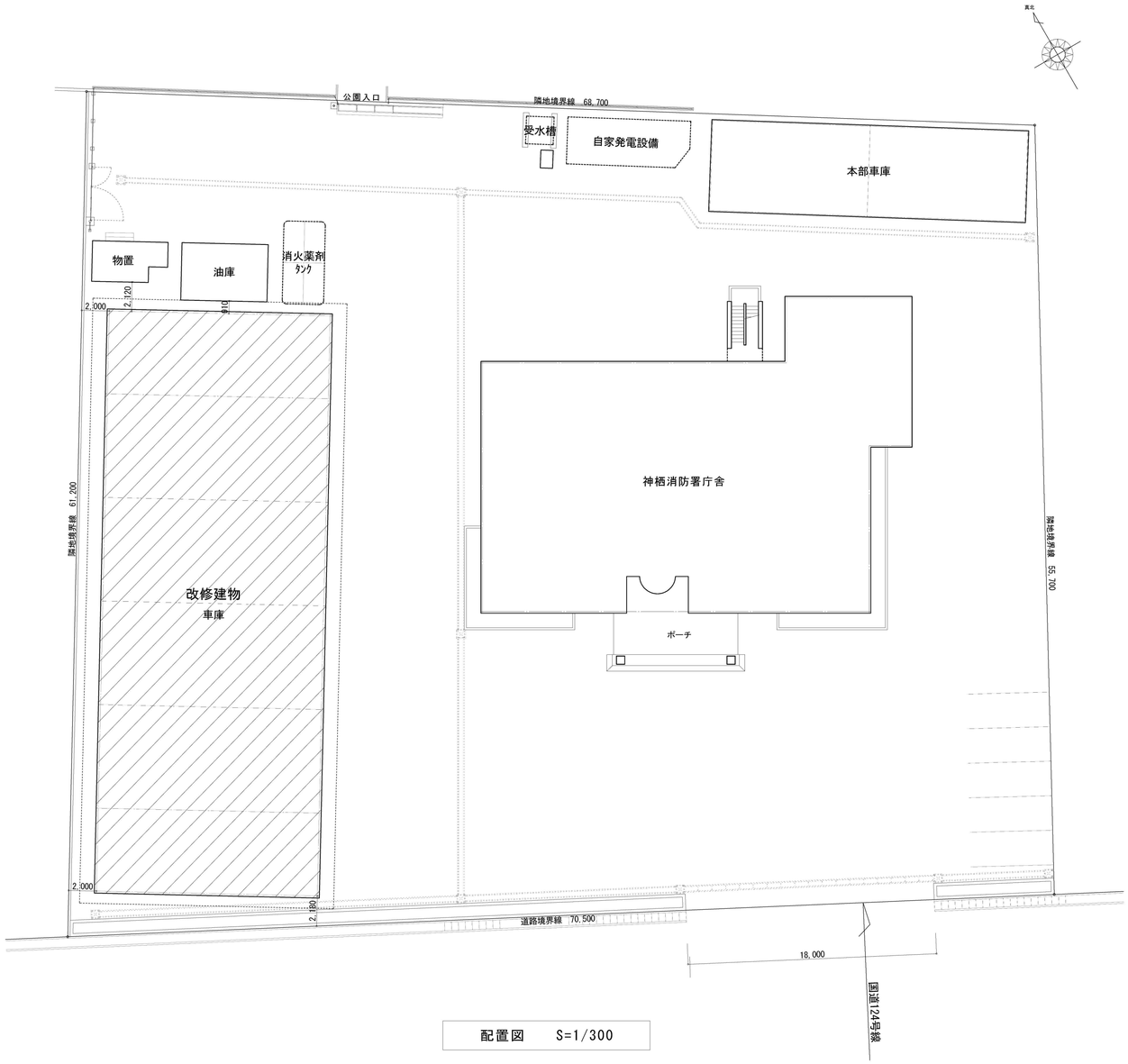

配置図　S=1/300

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	案内図・配置図
							縮尺	1/200（A3縮小版：1/400）
							日付	
							図面番号	A-05

現況外部仕上表

屋　根	フッ素鋼板厚0.4　横段葺　定尺工法　金属タルキ　断熱材：木毛セメント板厚25　ルーフィング22kg　棟：換気棟フレーム 破風・鼻隠し：厚50ALC版　弾性アクリル吹付タイル仕上　二重破風：木製200×35　フッ素鋼板巻き　二重鼻隠し：木製200×35　ＯＰ塗り仕上
外　壁	ＡＬＣ版横張　厚100～150　テーパー版　弾性アクリル吹付タイル仕上　腰壁：コンクリート打放し　弾性アクリル吹付タイル仕上
外部建具	窓：アルミサッシ　見込70　オーバースライダー：アルミ製　開口枠：ステンレス厚1.2　ＨＬ仕上
軒　天	ケイ酸カルシウム板厚6.0　目透し張り　ＶＰ塗り仕上
雨　樋	軒樋：角面取りフッ素鋼板厚0.8　150×100　撤去　竪樋：塩ビ管100φ　撤去

現況内部仕上表

室　名	床	巾　木	壁	天　井	廻り縁	天井高	備　考
車庫１	コンクリート金鏝直押え 図示部　解体撤去	外壁側：無し 間仕切部：モルタル金鏝	外壁側：ＡＬＣ版ＶＰ塗り 間仕切部：石綿スレート板厚6.0ＶＰ塗り	ケイ酸カルシウム板厚6.0 ＶＰ塗り　軽鉄下地共撤去	塩ビ製	4,500 ～5,500	排水溝150W×100H　内部モルタル金鏝　蓋：重耐用鋳鉄製 防具ロッカー　ホース棚
車庫２	コンクリート金鏝直押え	外壁側：無し 間仕切部：モルタル金鏝	外壁側：ＡＬＣ版ＶＰ塗り 間仕切部：石綿スレート板厚6.0ＶＰ塗り	ケイ酸カルシウム板厚6.0 ＶＰ塗り	塩ビ製	4,000	排水溝150W×100H　内部モルタル金鏝　蓋：重耐用鋳鉄製
書　庫	コンクリート金鏝直押え	ビニル巾木 H=75　撤去	外壁側：ＡＬＣ版ＶＰ塗り 間仕切部：石綿スレート板厚6.0ＶＰ塗り	化粧石膏ボード厚9.5× 910×910　軽鉄下地共撤去	塩ビ製	3,700	電動ラック：ビーリード
物　置	コンクリート金鏝直押え	ビニル巾木 H=75　撤去	外壁側：ＡＬＣ版ＶＰ塗り 間仕切部：石綿スレート板厚6.0ＶＰ塗り	化粧石膏ボード厚9.5× 910×910　軽鉄下地共撤去	塩ビ製	3,700	

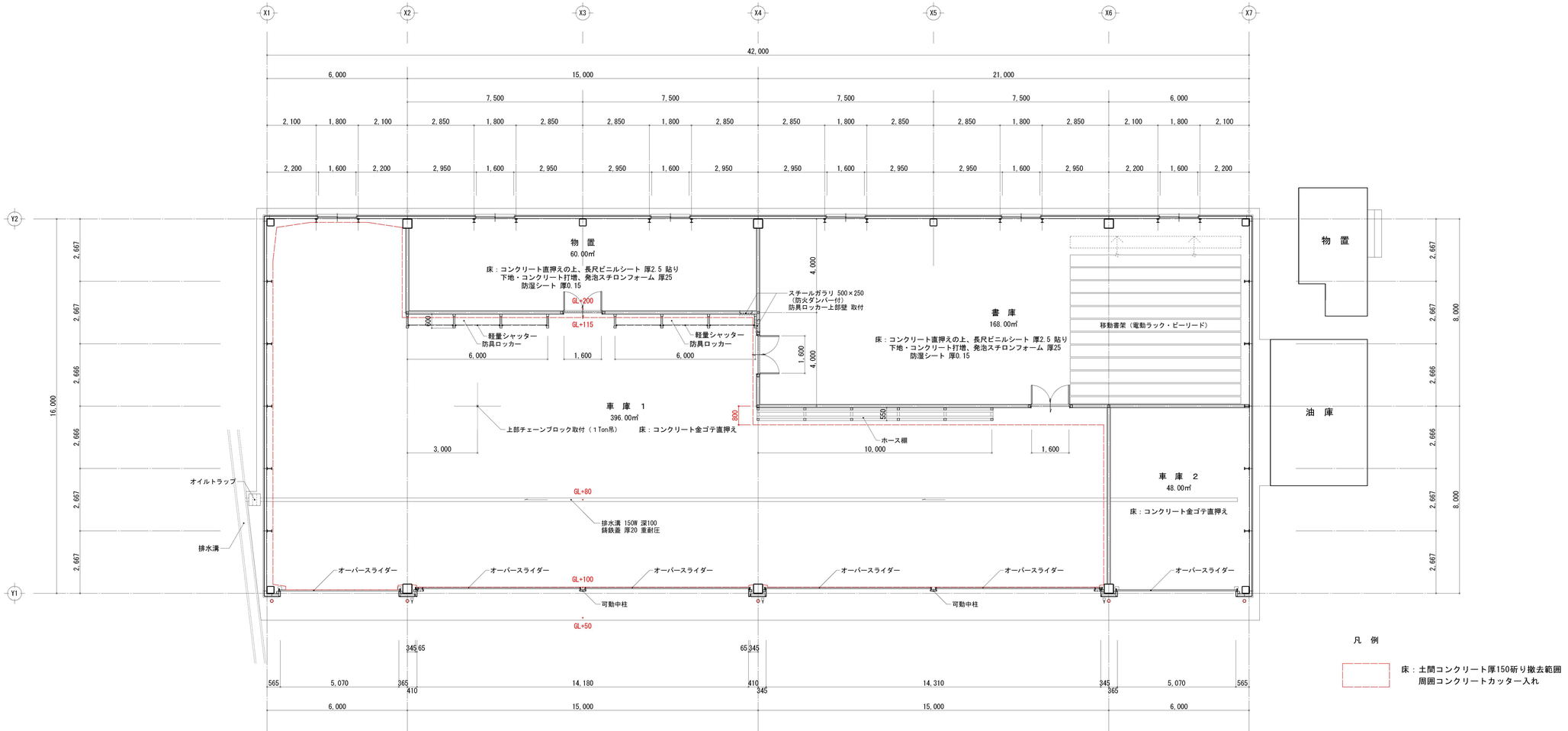

凡　例

床：土間コンクリート厚150斫り撤去範囲
周囲コンクリートカッター入れ

現況平面図（車庫棟）　S=1/100

鹿島地方事務組合							工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号
							図面名	現況仕上表・現況平面図（車庫棟）	A-06
							縮尺	1/100（A3縮小版：1/200）	日付

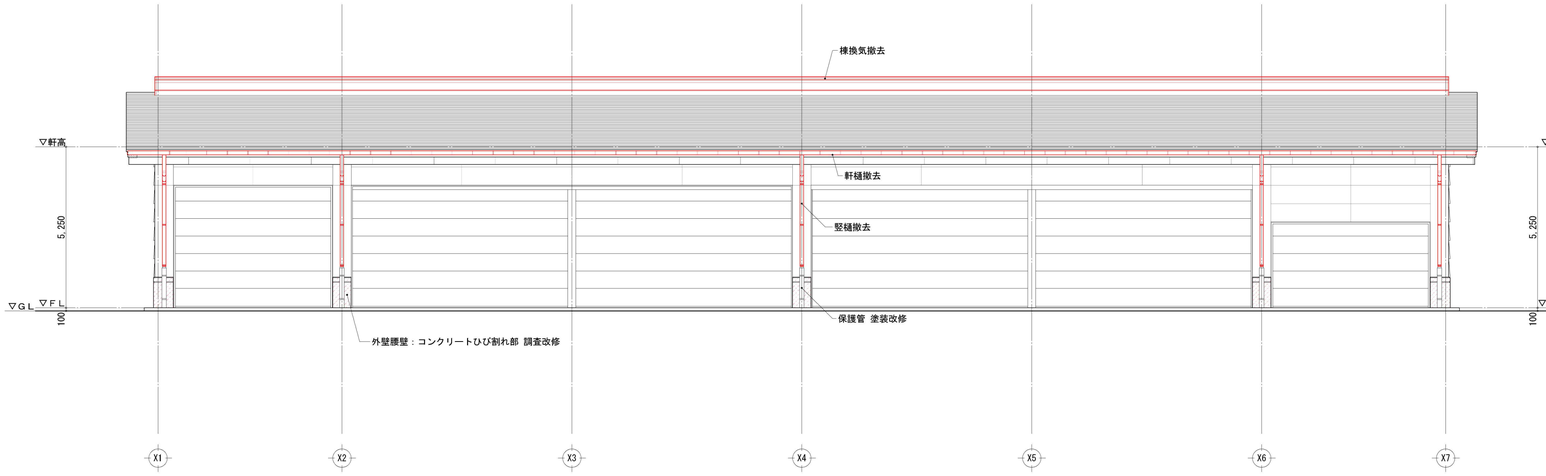

現況南側立面図　S=1/100

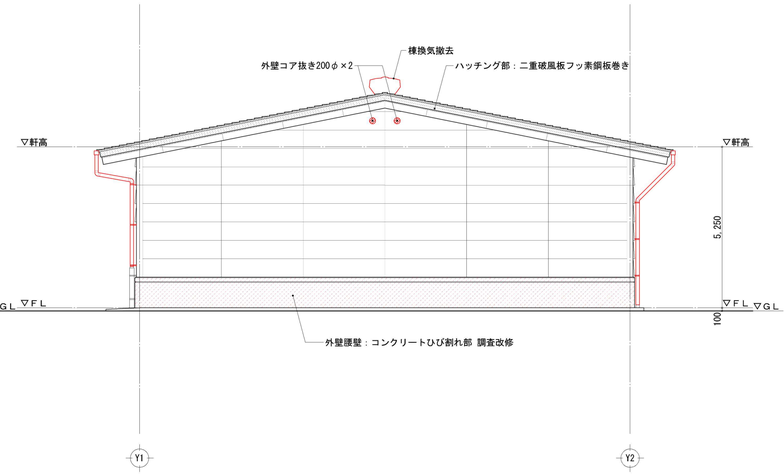

現況東側立面図　S=1/100

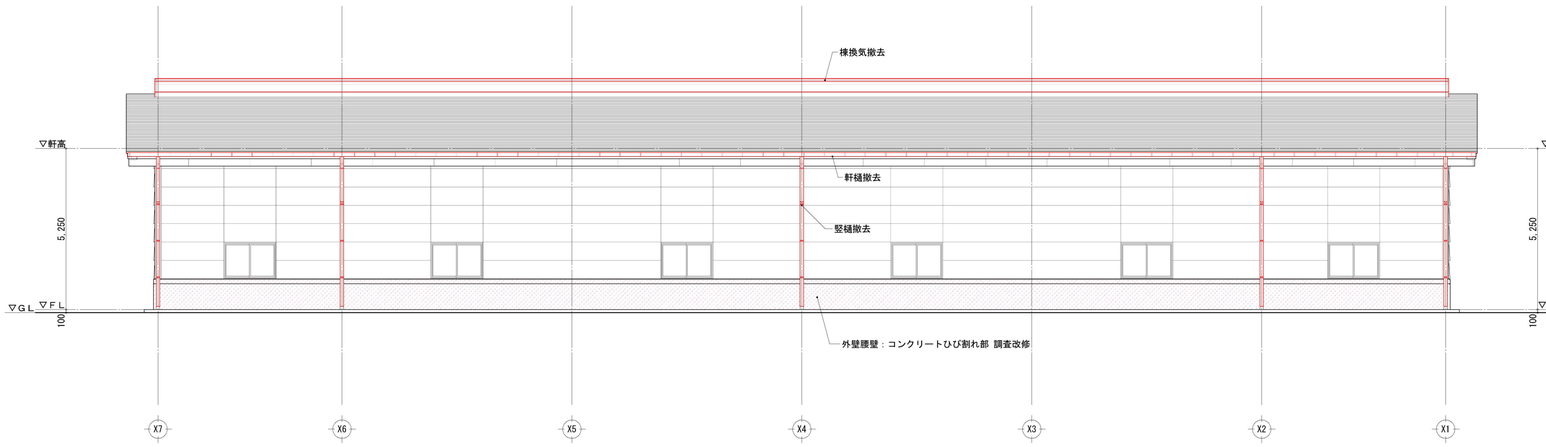

現況北側立面図　S=1/100

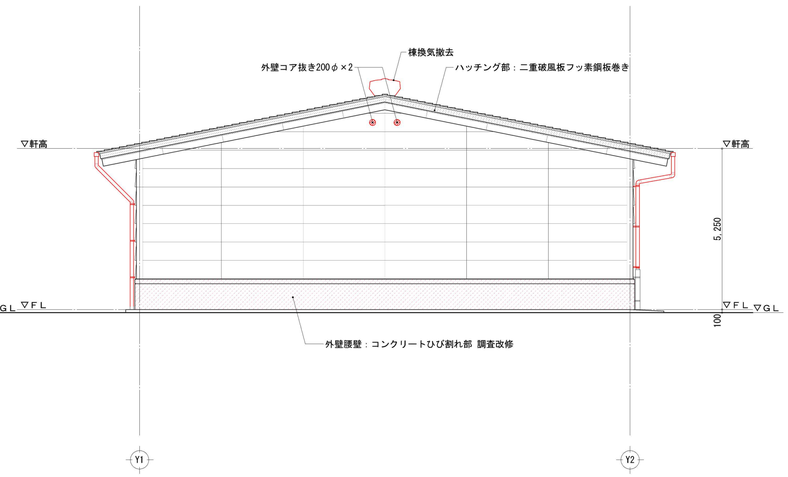

現況西側立面図　S=1/100

撤去改修部分

鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
						図面名	現況立面図（車庫棟）
						縮尺	1/100（A3縮小版：1/200）
						日付	
						図面番号	A-07

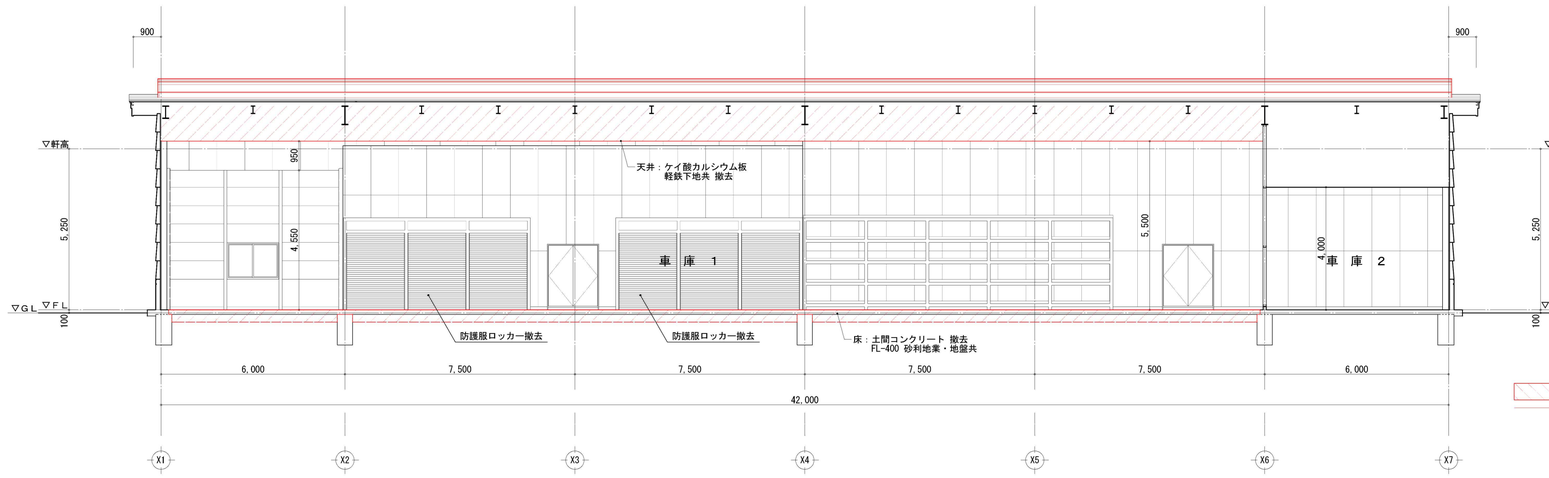

Y1～Y2通り間 現況断面図１ S=1/100

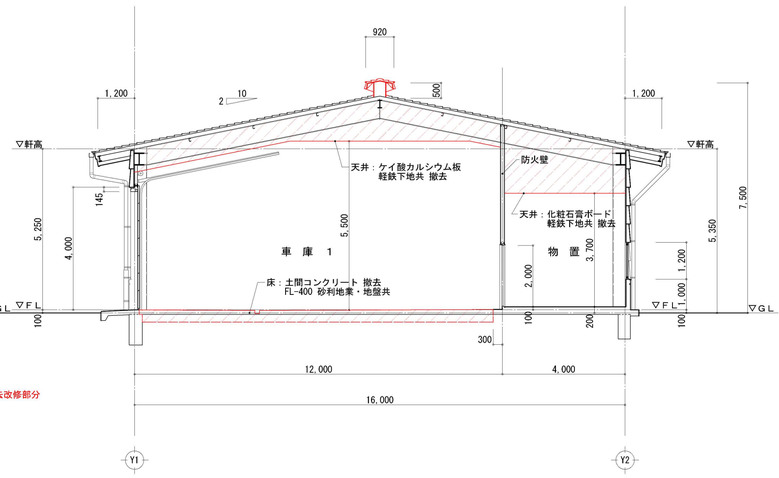

X2～X4通り間 現況断面図 S=1/100

撤去改修部分

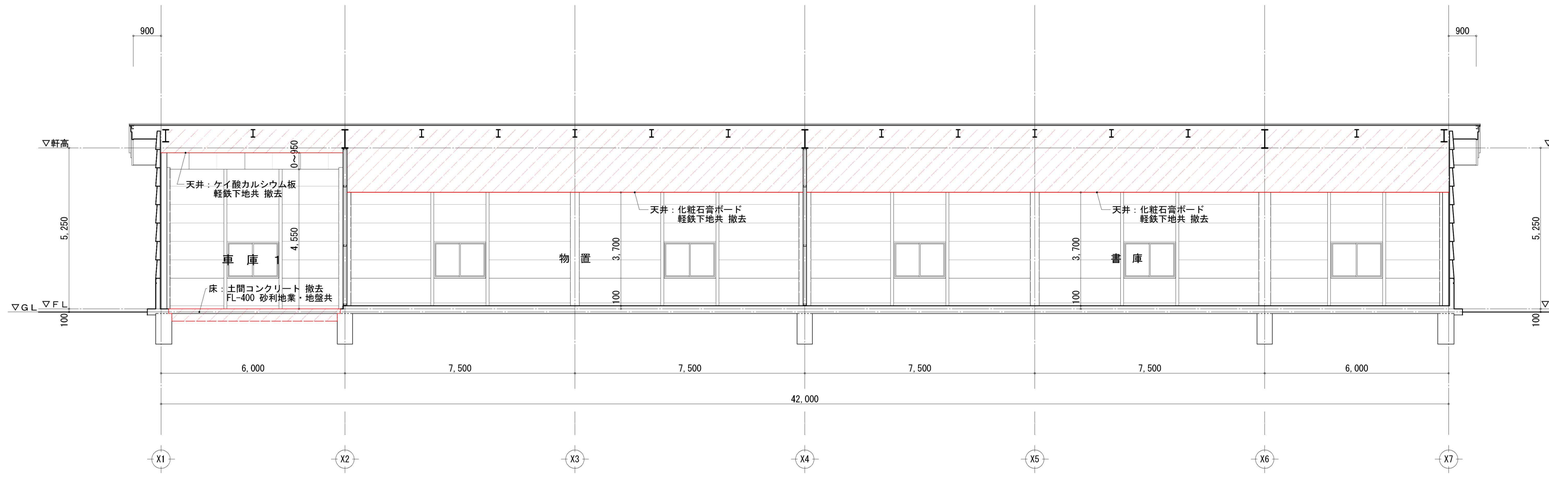

Y1～Y2通り間 現況断面図２ S=1/100

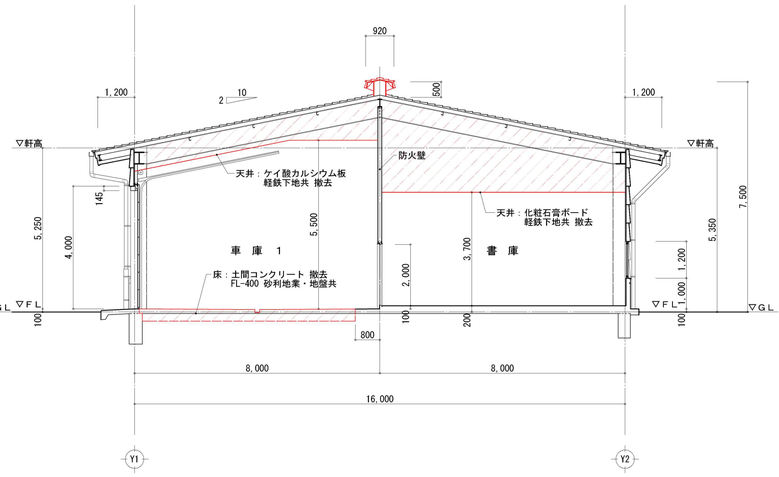

X4～X6通り間 現況断面図 S=1/100

	鹿島地方事務組合						工事名	8 車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	現況断面図（車庫棟）
							縮尺	1/100（A3縮小版：1/200）
							日付	
							図面番号	A-08

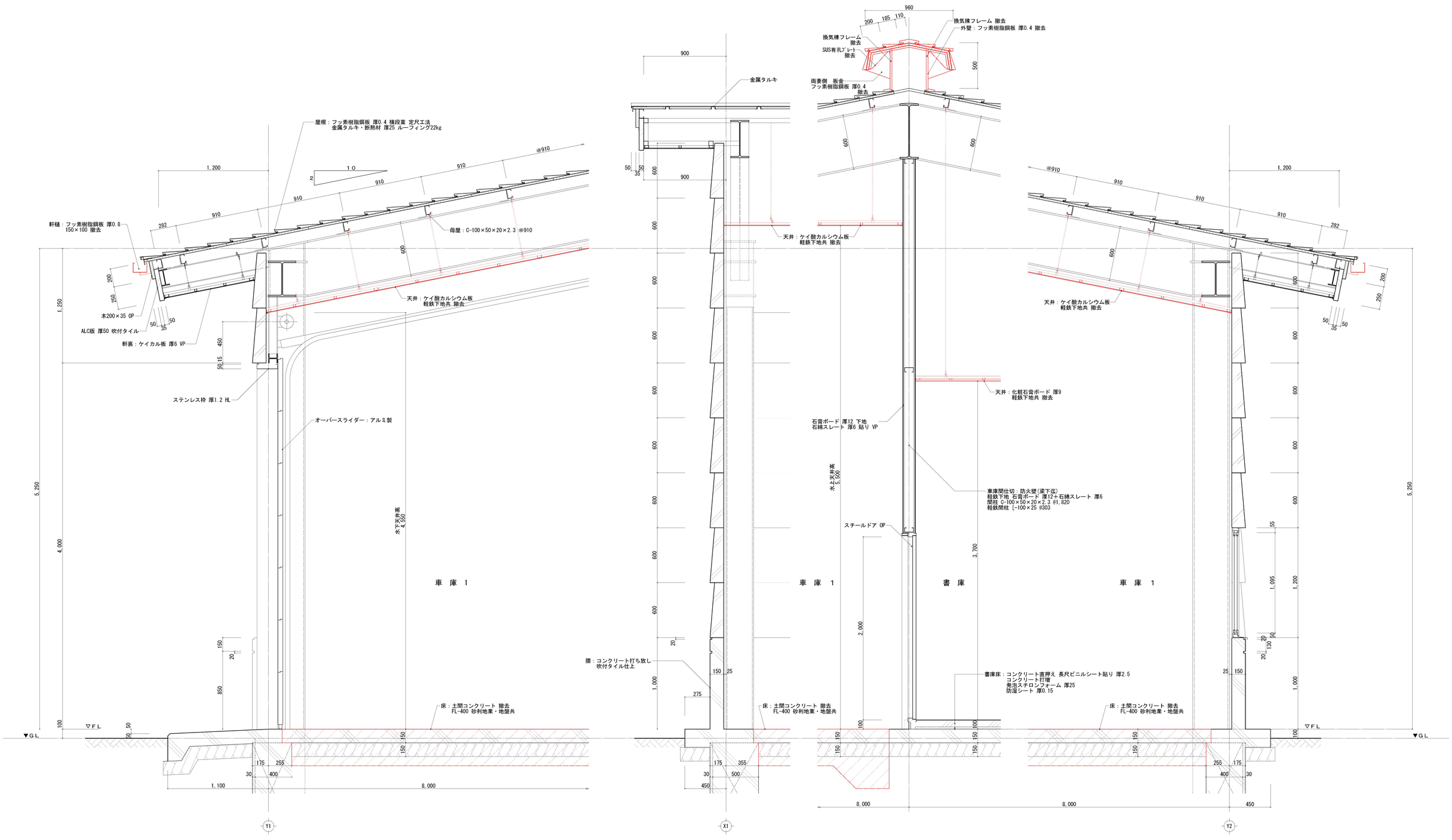

車庫現況矩計図　S=1/20

撤去改修部分

鹿島地方事務組合	工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号 A-09
	図面名	現況矩計図（車庫棟）	
	縮尺	1/20（A3縮小版：1/40）	日付

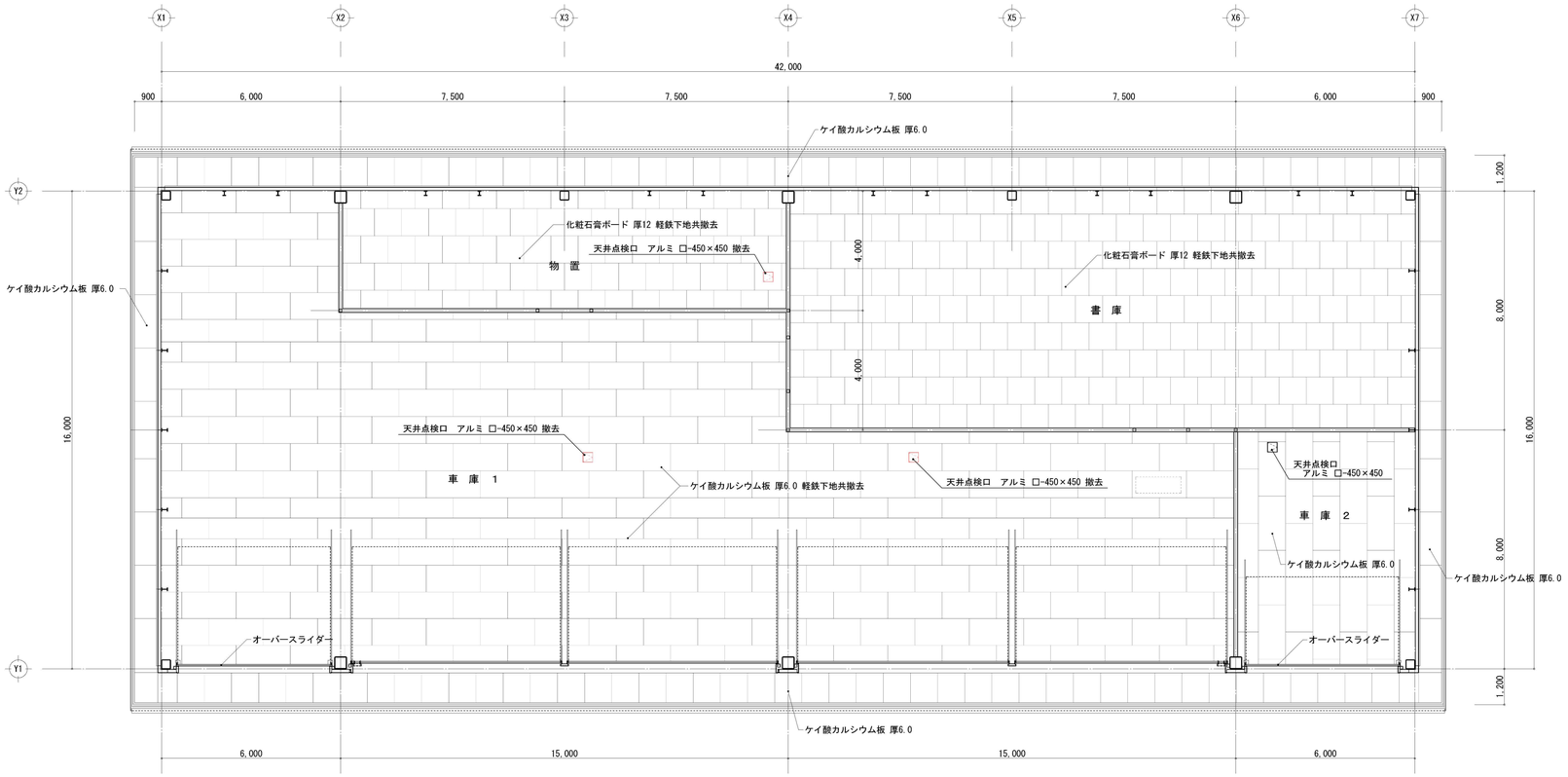

現況天井伏図　　S=1/100

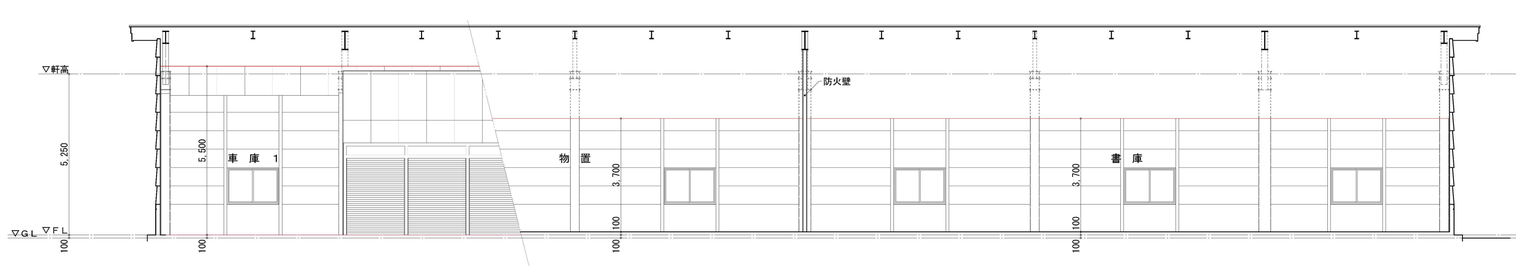

Y2通り現況展開図　　S=1/100

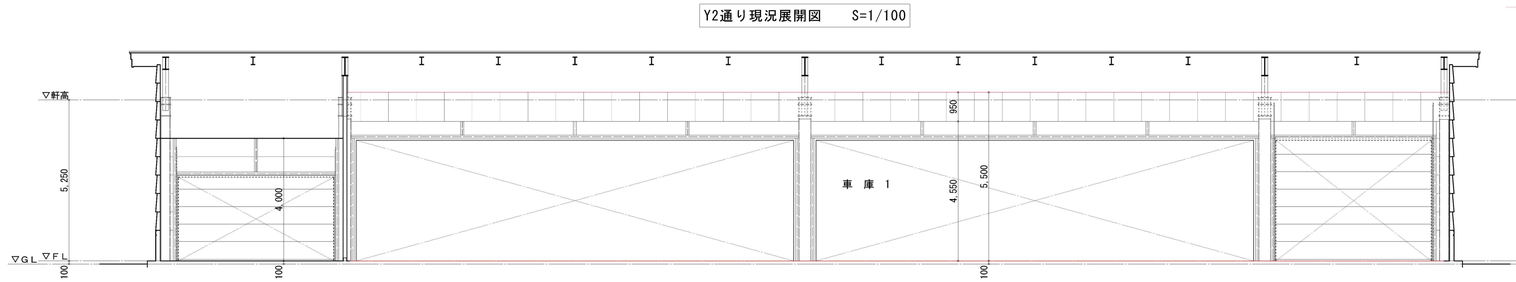

Y1通り現況展開図　　S=1/100

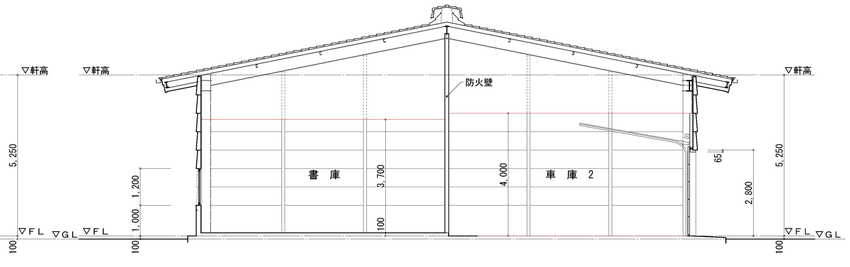

X7通り現況展開図　　S=1/100

撤去改修部分

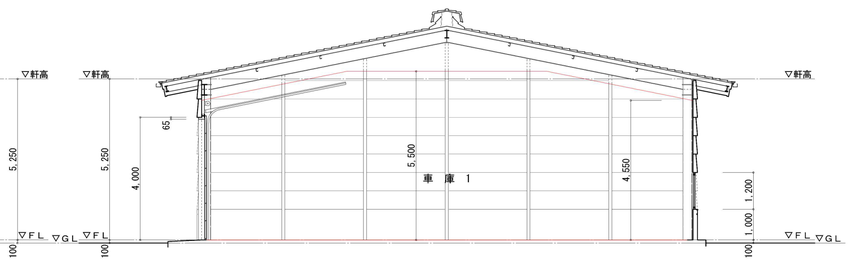

X1通り現況展開図　　S=1/100

鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号 A-10
						図面名	現況天井伏図・現況展開図（車庫棟）	
						縮尺	1/100（A3縮小版：1/200）	日付

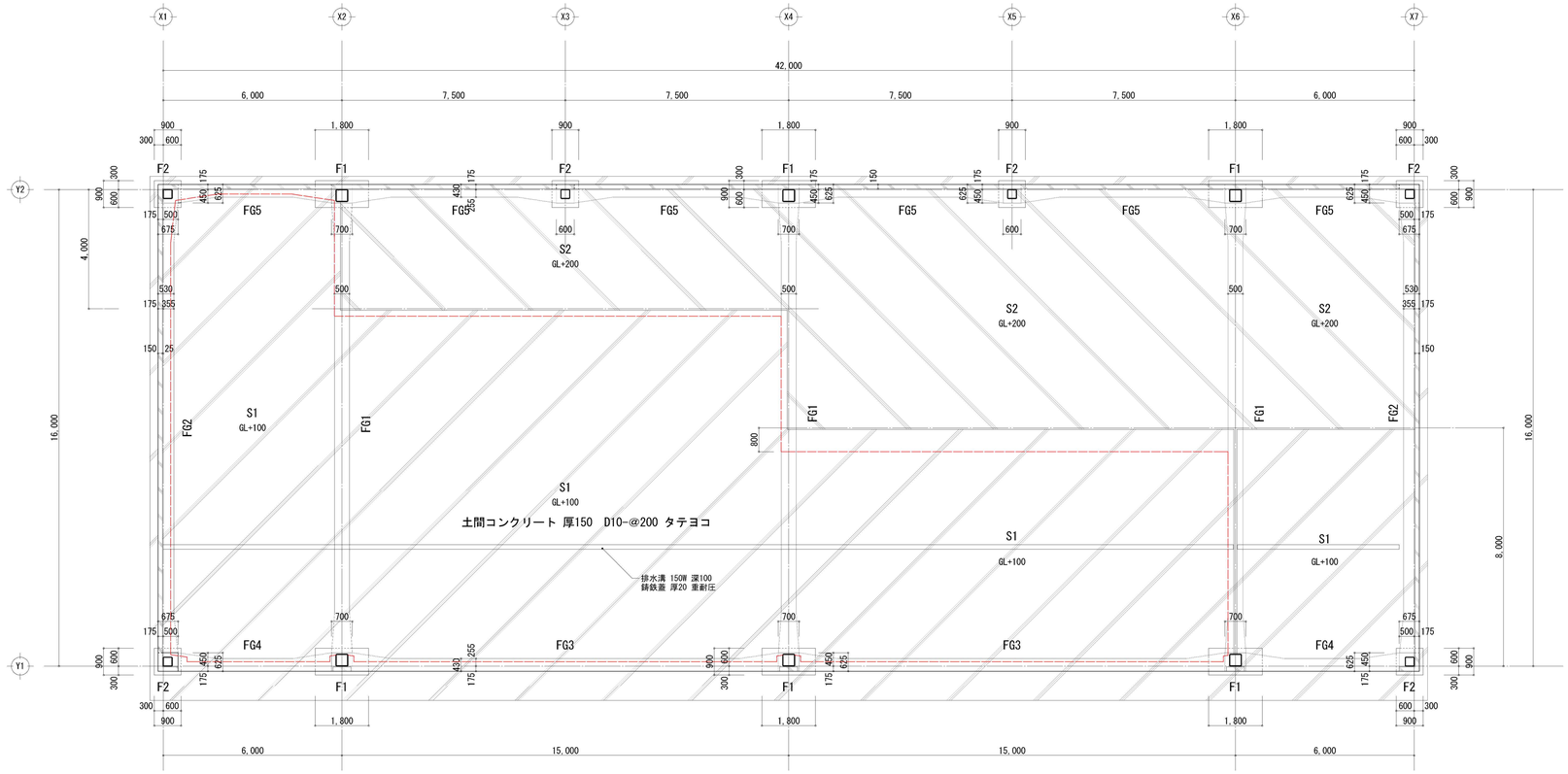

現況基礎伏図　　S=1/100

凡　例

床：土間コンクリート厚150斫り撤去範囲
　　周囲コンクリートカッター入れ

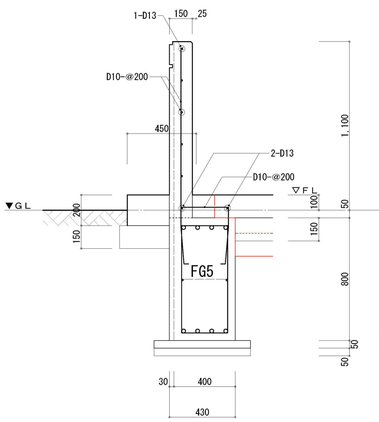

FG5断面図　　S=1/20

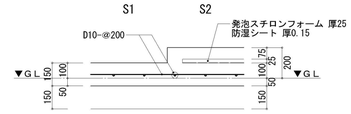

現況土間断面図　　S=1/20

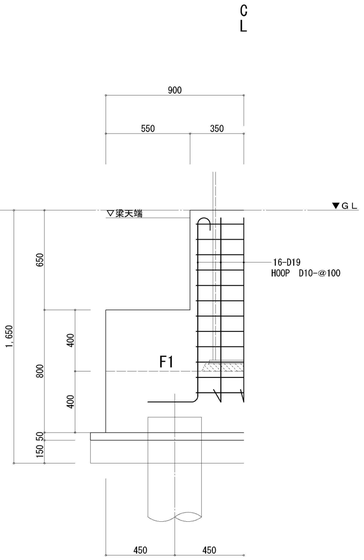

F1断面図　　S=1/20

現況地中梁断面表　　S=1/20

FG1		FG2		FG3		FG4		FG5	
端　部	中　央	端　部	中　央	端　部	中　央	端　部	中　央	端　部	中　央
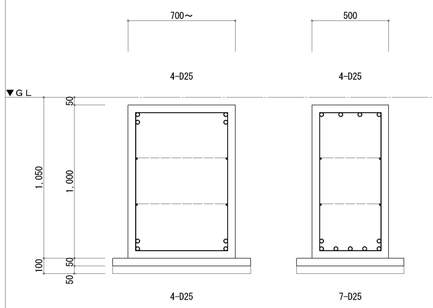		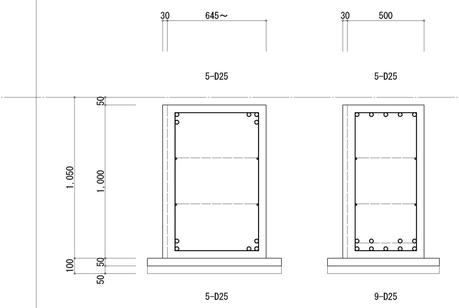		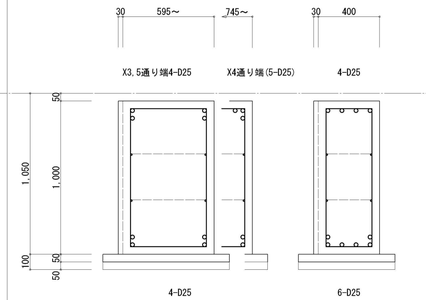		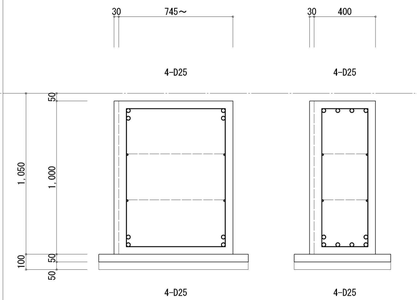		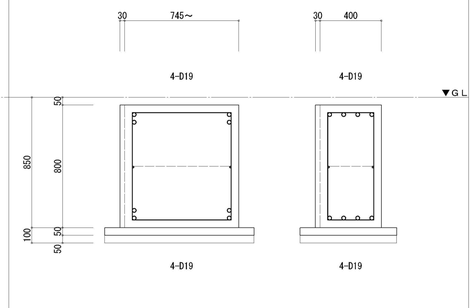	
700～	500	30 645～	30 500	30 595～ 745～	30 400	30 745～	30 400	30 745～	30 400
4-D25	4-D25	5-D25	5-D25	X3,5通り端4-D25	X4通り端(5-D25) 4-D25	4-D25	4-D25	4-D19	4-D19
▼GL		▼GL		▼GL		▼GL		▼GL	
50 1,050 1,000 100 50 50		50 1,050 1,000 100 50 50		50 1,050 1,000 100 50 50		50 1,050 1,000 100 50 50		50 850 800 100 50 50	
4-D25	7-D25	5-D25	9-D25	4-D25	6-D25	4-D25	4-D25	4-D19	4-D19

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号 A-11
							図面名	現況基礎伏図・断面図・地中梁断面図	
							縮尺	1/100（A3縮小版：1/200）	日付

改修外部仕上表

屋　根	屋根カバー工法：ガルバリュウム鋼板　厚0.5　特殊竪平葺　発泡ポリエチレン裏貼り　厚4.0　ゴムアスファルトルーフィング22kg品
	屋根段差解消材：ポリエチレンフォーム　厚20　加工　吊子・軒先唐草・軒先水切・ケラバ唐草・ケラバ水切　一式
破風・鼻隠し	破風・鼻隠し：既存ALC版厚50　水洗い工法下地処理　下地調整フィラー処理　防水形複層塗材E　仕上
	二重破風：既存木製200×35　既存フッ素鋼板巻き　水洗い工法処理　二重鼻隠し：既存木製200×35　水洗い工法下地処理　木材保護塗料塗り(WP)
外　壁	既存ＡＬＣ版横張　厚100～150　テーパー版　水洗い工法下地処理　下地調整フィラー処理　防水形複層塗材E　仕上
	既存腰壁：コンクリート打放し　水洗い工法下地処理　下地調整フィラー処理　防水形複層塗材E　仕上　ひび割れ部：ｴﾎﾟｷｼ樹脂中圧注入(ﾊﾝﾄﾞｽﾑｰｻｰ)
外部建具	改修無し（窓：アルミサッシ　見込70　オーバースライダー：アルミ製　開口枠：ステンレス厚1.2　ＨＬ仕上）
軒　天	既存ケイ酸カルシウム板厚6.0　目透し張り　水洗い工法下地処理　ＶＰ塗り替え
雨　樋	軒樋：塩ビ製軒樋(前高160：規格品)へ更新　竪樋：カラー塩ビ管100VUへ更新　保護管：既存再使用

改修内部仕上表

室　名	床	巾　木	壁	天　井	廻り縁	天井高	備　考
車庫１	土間コンクリート　厚250 金鏝直押えへ更新 エラスライト目地	外壁側：無し 間仕切部：改修無し	外壁側：既存ＡＬＣ版　EP塗替え 間仕切部：既存石綿スレート板　EP塗替え ﾗｲﾆﾝｸﾞ取付け壁：ｹｲ酸ｶﾙｼｭｳﾑ板厚6.0突付 SUS304　厚1.2　貼り（ﾗｲﾆﾝｸﾞ含む） ﾗｲﾆﾝｸﾞ：　軽量鉄骨壁 W100　H1.200 T1厚12合板下地	ケイ酸カルシウム板厚6.0 張替え　ＥＰ塗り 天井点検口　アルミ枠 □-450×450	塩ビ製	4,500 ～5,500 改修	排水溝150W×100H 内部モルタル金鏝　蓋：無し 防具ロッカー撤去 ホース棚：塗装改修 ライニング上部 ｽﾃﾝﾚｽﾊﾟｲﾌﾟ棚 アルミ物干しｱｰﾑ ステンレスハンガーポール ボルトレスラック
車庫２	改修無し	外壁側：無し 間仕切部：改修無し	外壁側：既存ＡＬＣ版　EP塗替え 間仕切部：既存石綿スレート板　EP塗替え	既存ケイ酸カルシウム板 ＥＰ塗替え	塩ビ製	4,000	既存排水溝150W×100H 既存蓋：重耐用鋳鉄製　撤去
書　庫	改修無し	ビニル巾木　H=75　更新	外壁側：既存ＡＬＣ版　EP塗替え 間仕切部：既存石綿スレート板　EP塗替え	化粧石膏ボード 厚9.5×910×910　貼替え 天井点検口　アルミ枠 □-450×450	塩ビ製	4,000 改修	既設電動ラック：ピーリード ホース棚：塗装改修（新設）
物　置	改修無し	ビニル巾木　H=75　更新	外壁側：既存ＡＬＣ版　EP塗替え 間仕切部：既存石綿スレート板　EP塗替え	化粧石膏ボード 厚9.5×910×910　貼替え 天井点検口　アルミ枠 □-450×450	塩ビ製	4,000 改修	ボルトレスラック

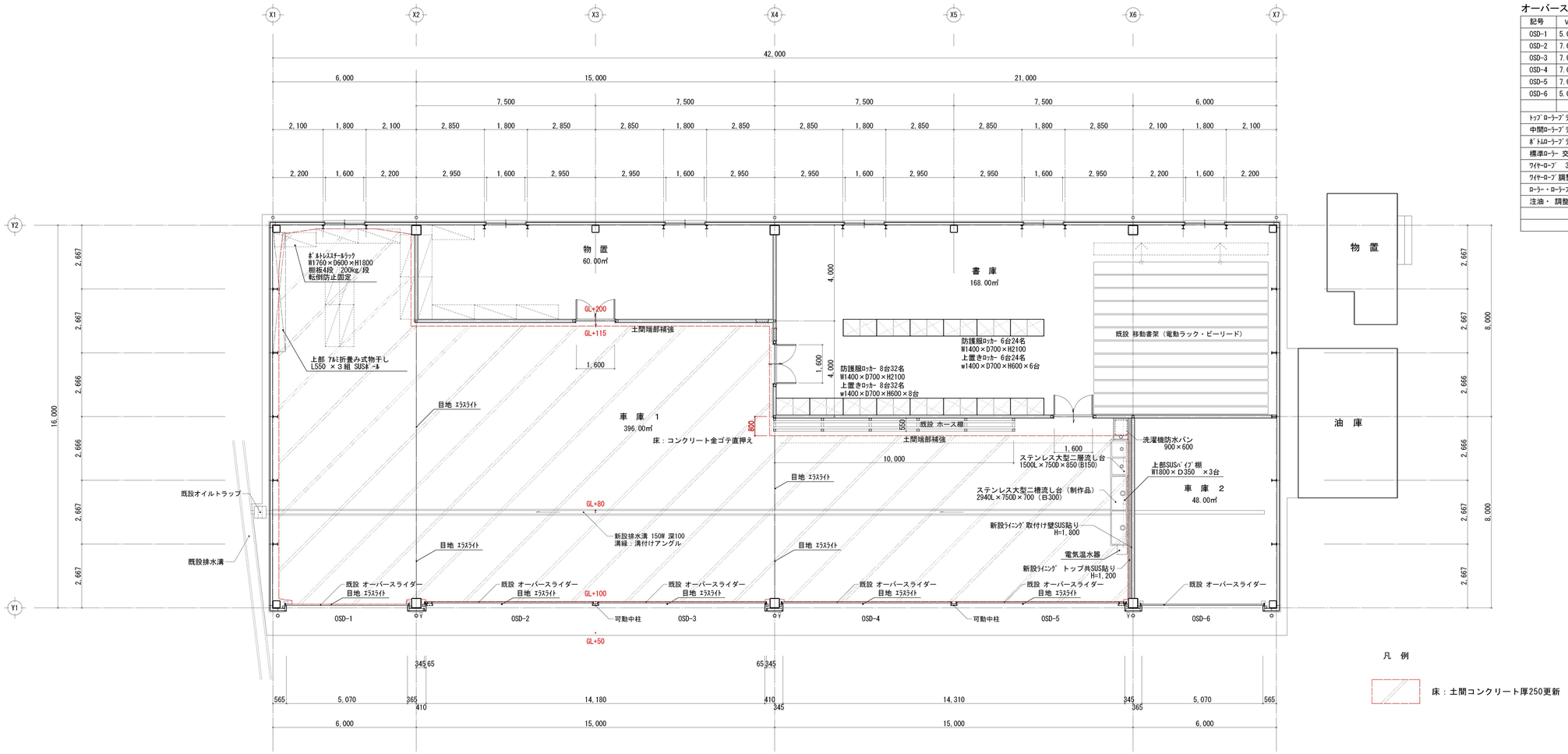

オーバースライダー調整・修理内容

記号	W	H	数量	
OSD-1	7,070	4,000	1	バランス調整・注油
OSD-2	7,030	3,850	1	バランス調整・注油・可動中柱交換（手動用SUS）
OSD-3	7,030	3,850	1	バランス調整・注油
OSD-4	7,030	3,850	1	バランス調整・注油・可動中柱受け交換（2カ所）
OSD-5	7,030	3,850	1	バランス調整・注油
OSD-6	5,070	2,760	1	バランス調整・注油
ﾄｯﾌﾟﾛｰﾗｰﾌﾞﾗｹｯﾄ 交換				２個　×　４カ所
中間ﾛｰﾗｰﾌﾞﾗｹｯﾄ 交換				１４個　×　４カ所
ﾎﾞﾄﾑﾛｰﾗｰﾌﾞﾗｹｯﾄ 交換				２個　×　４カ所
標準ﾛｰﾗｰ 交換				１８個　×　４カ所
ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ　3.18　交換				２本　×　４カ所
ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ 調整（左右ｾｯﾄ）				（左右ｾｯﾄ）1式　×　４カ所
ﾛｰﾗｰ・ﾛｰﾗｰﾌﾞﾗｹｯﾄ 調整				１式　×　４カ所
注油・ 調整				１式　×　４カ所

凡　例

床：土間コンクリート厚250更新

改修平面図（車庫棟）　S=1/100

鹿島地方事務組合							工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号
							図面名	改修仕上表・改修平面図（車庫棟）	A-12
							縮尺	1/100（A3縮小版：1/200）	日付

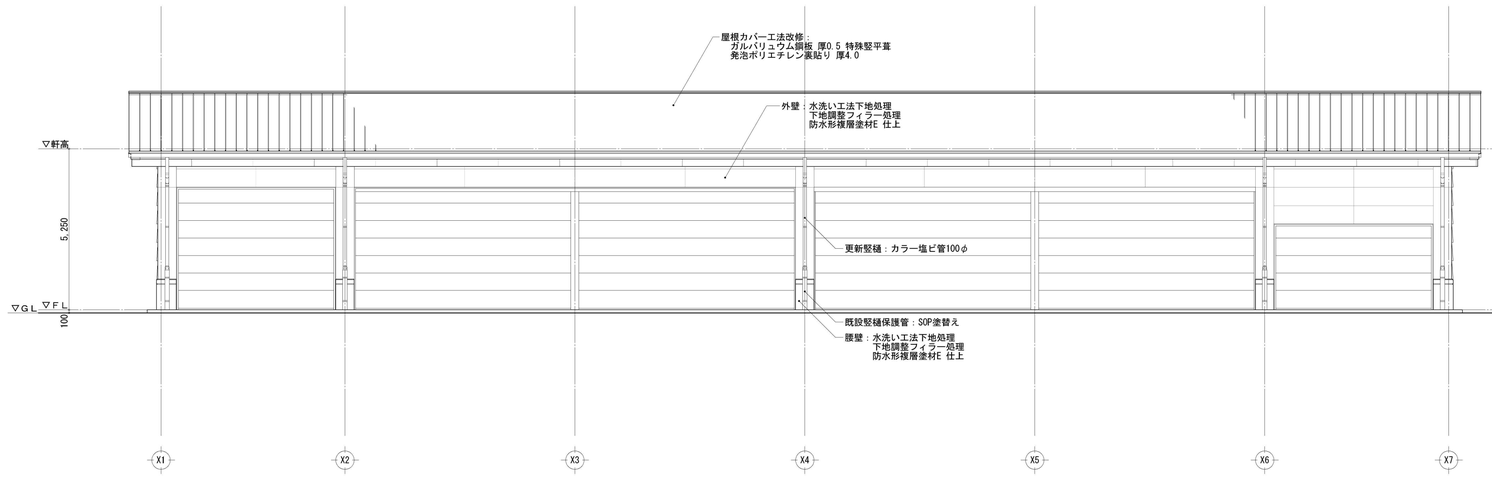

改修南側立面図　S=1/100

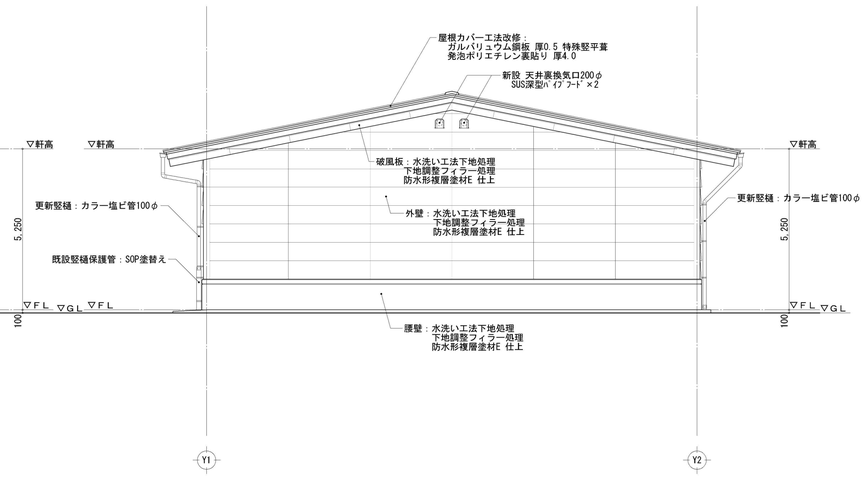

改修東側立面図　S=1/100

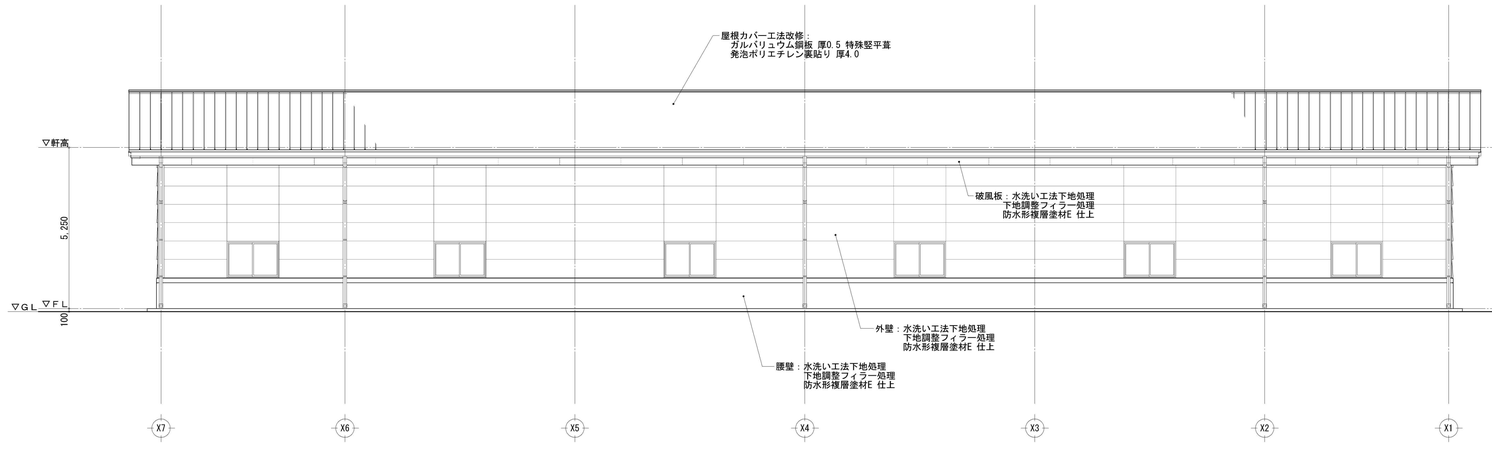

改修北側立面図　S=1/100

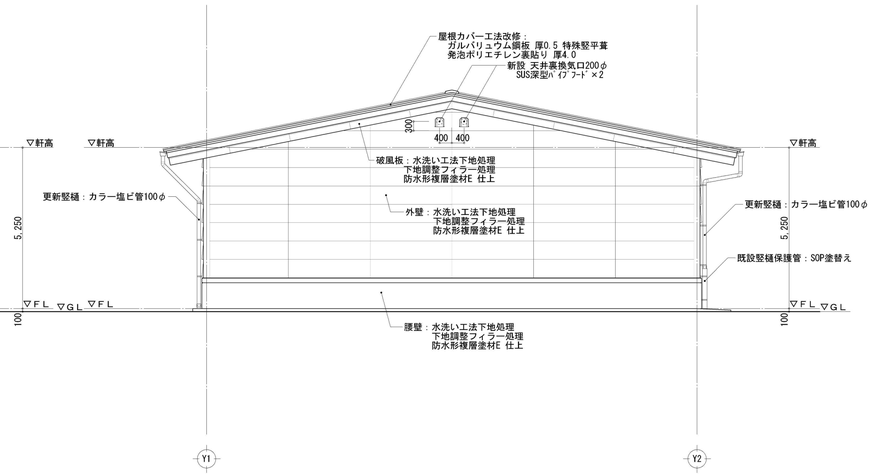

改修西側立面図　S=1/100

	鹿島地方事務組合					工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号
						図面名	改修立面図（車庫棟）	A-13
						縮尺	1/100（A3縮小版：1/200）	日付

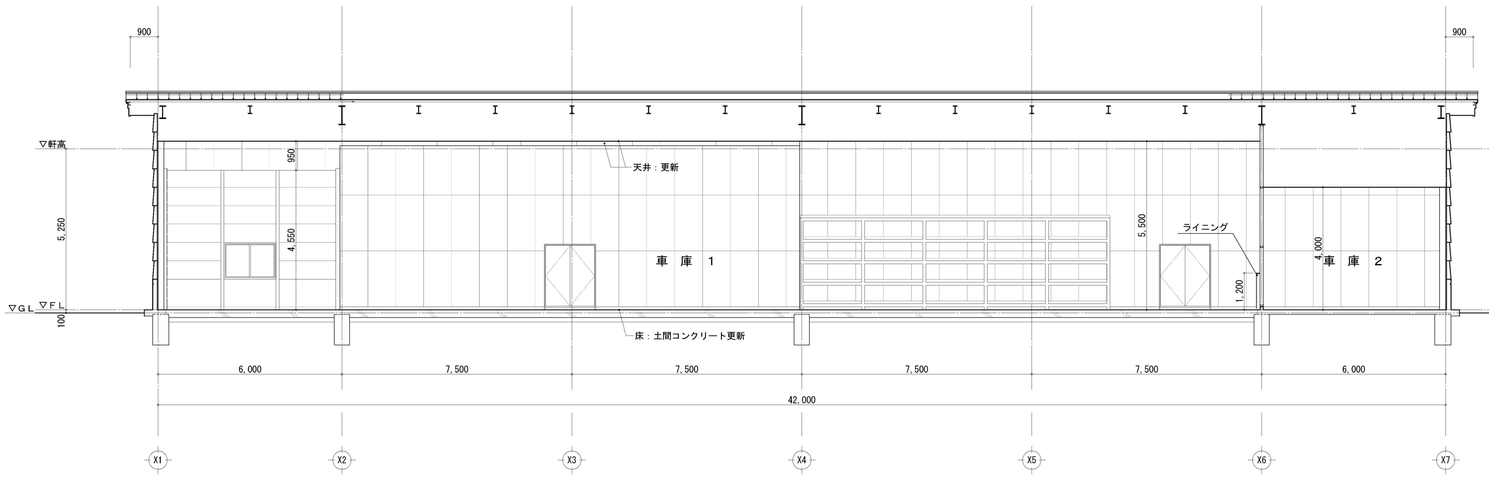

Y1～Y2通り間 改修断面図１　　S=1/100

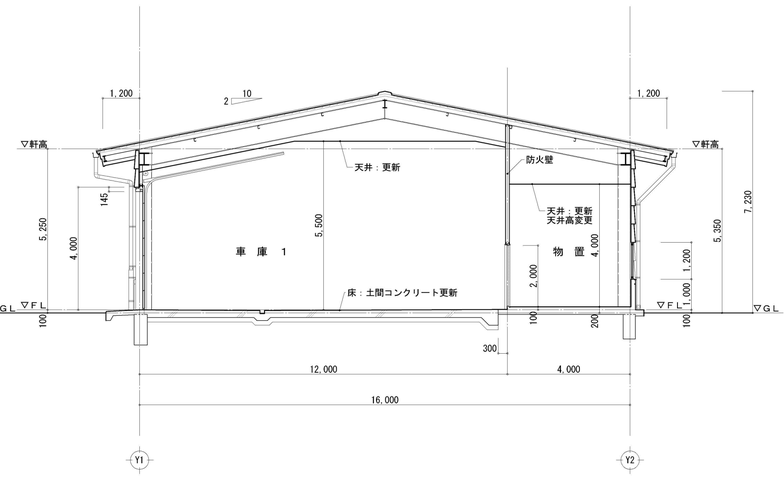

X2～X4通り間 改修断面図　　S=1/100

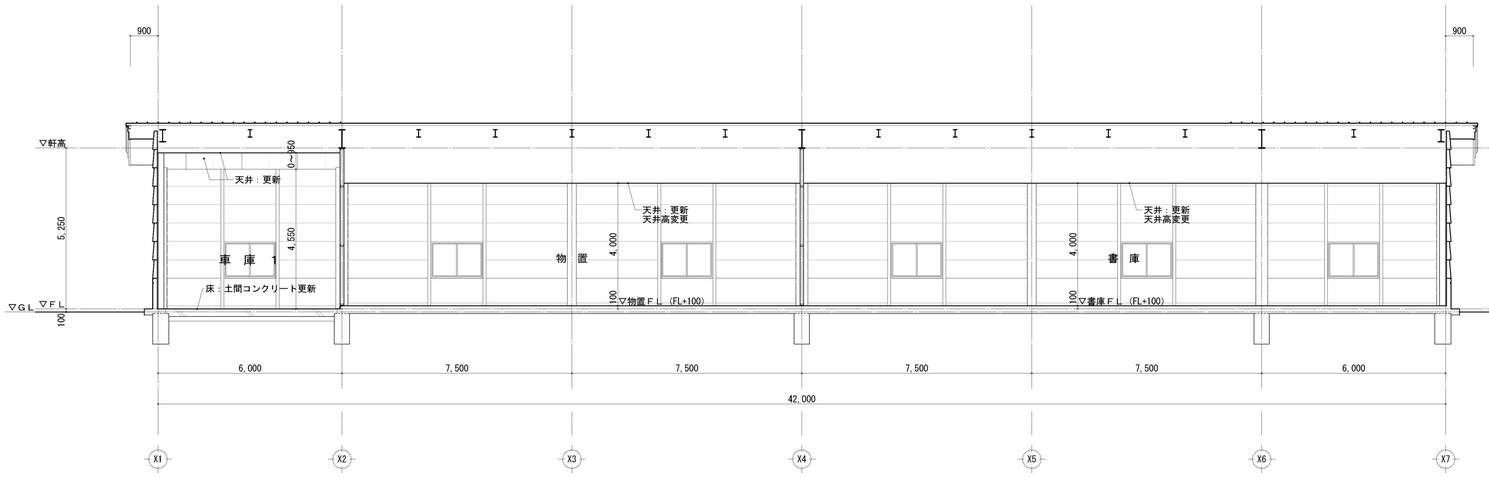

Y1～Y2通り間 改修断面図２　　S=1/100

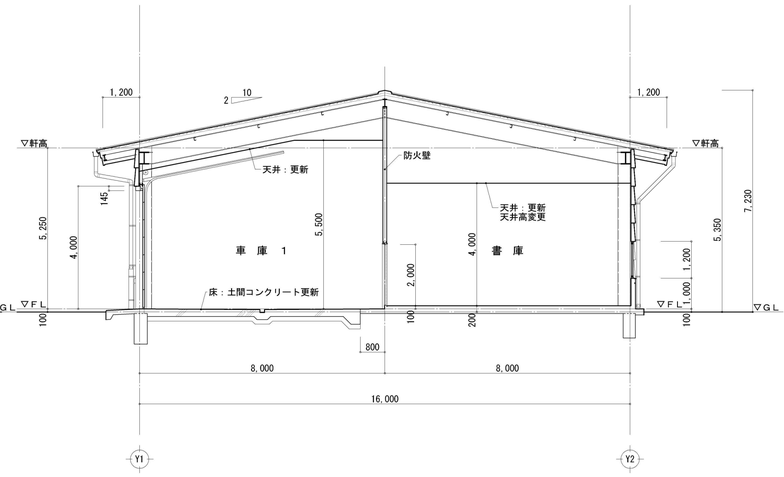

X4～X6通り間 改修断面図　　S=1/100

	鹿島地方事務組合					工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号
						図面名	改修断面図（車庫棟）	A-14
						縮尺	1/100（A3縮小版：1/200）	日付

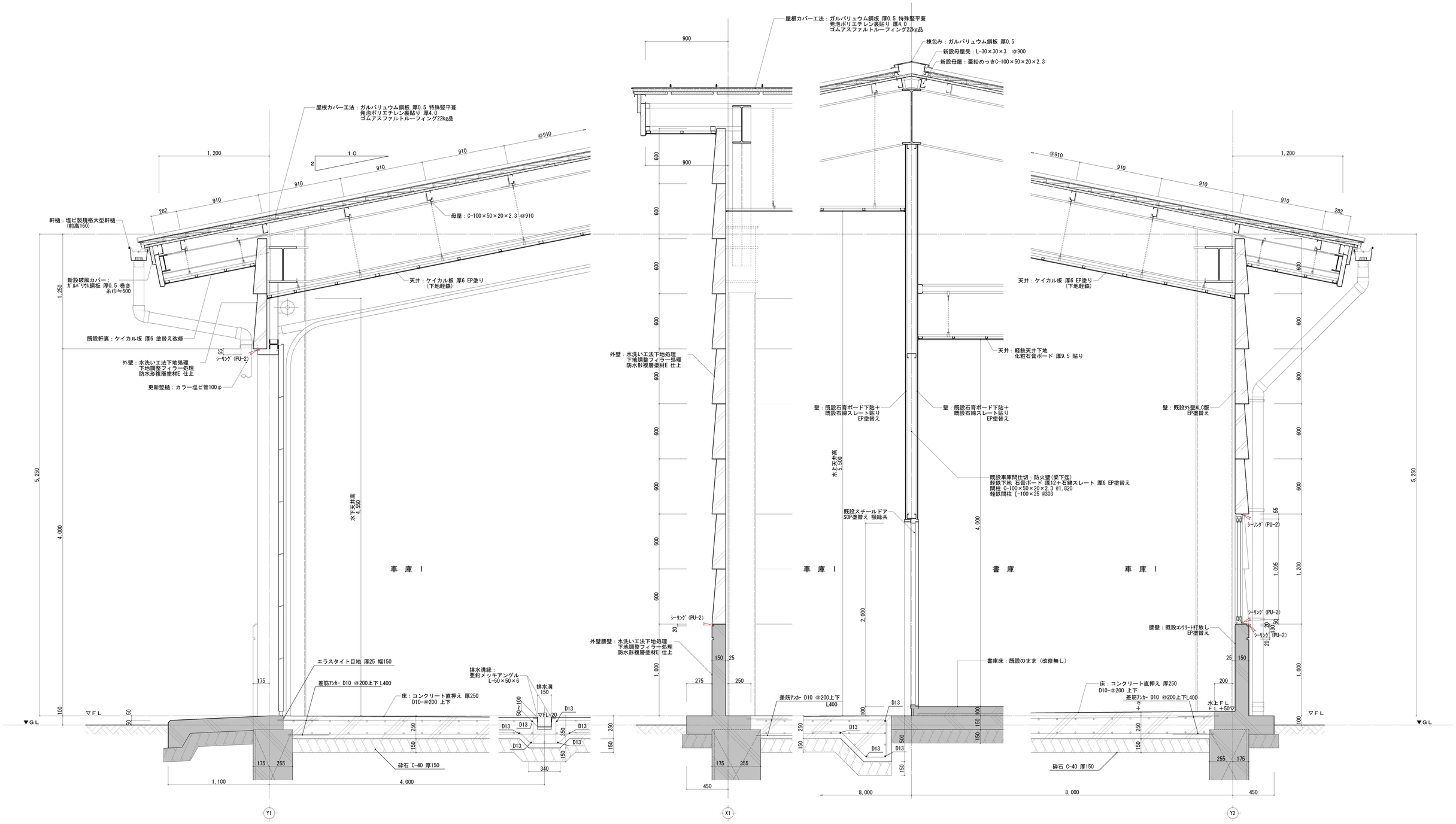

車庫改修矩計図　　S=1/20

鹿島地方事務組合	工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号 A-15
	図面名	改修矩計図（車庫棟）	
	縮尺	1/20（A3縮小版：1/40）	日付

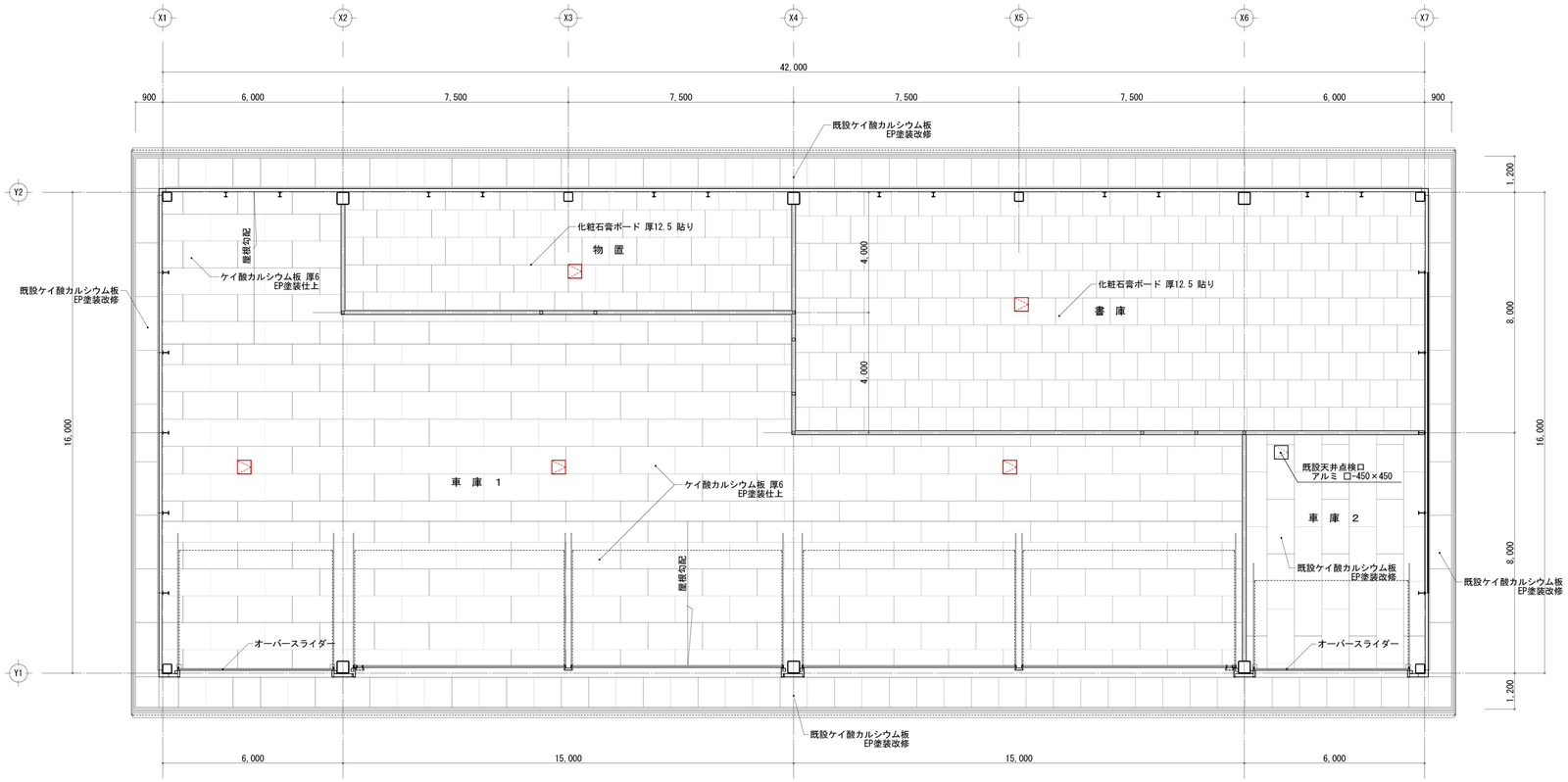

改修天井伏図　S=1/100

※車庫1： 天井点検口取付け位置は小屋裏自動火災報知器取付け位置とする事。

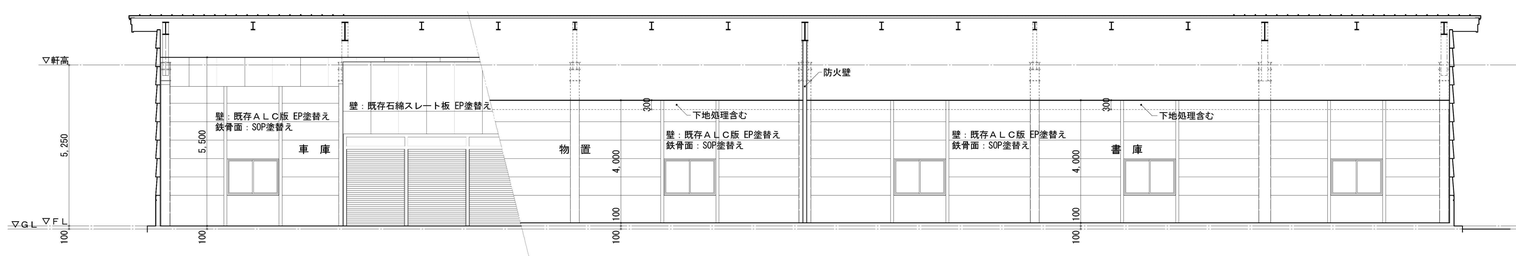

Y2通り現況展開図　S=1/100

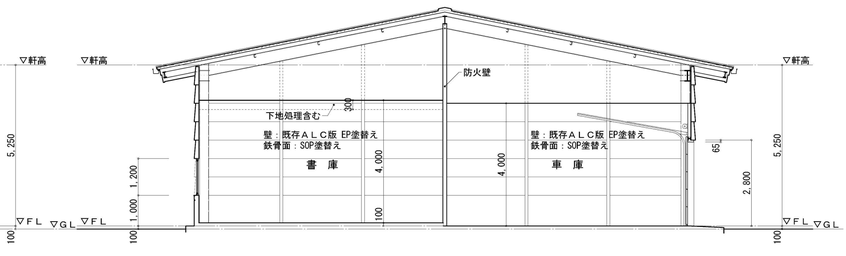

X7通り現況展開図　S=1/100

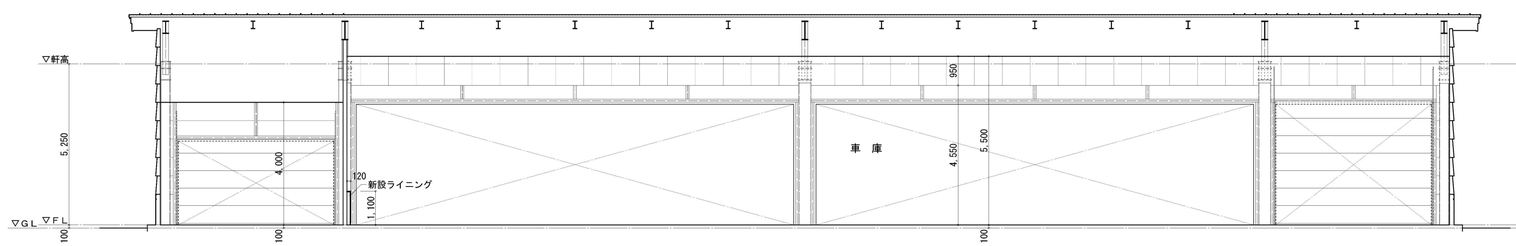

Y1通り現況展開図　S=1/100

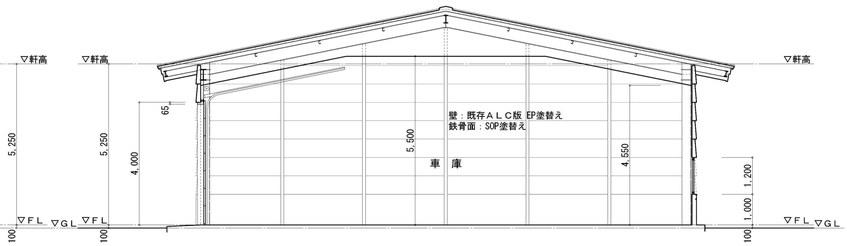

X1通り現況展開図　S=1/100

	鹿島地方事務組合					工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号
						図面名	改修天井伏図・改修展開図（車庫棟）	A-16
						縮尺	1/100（A3縮小版：1/200） 日付	

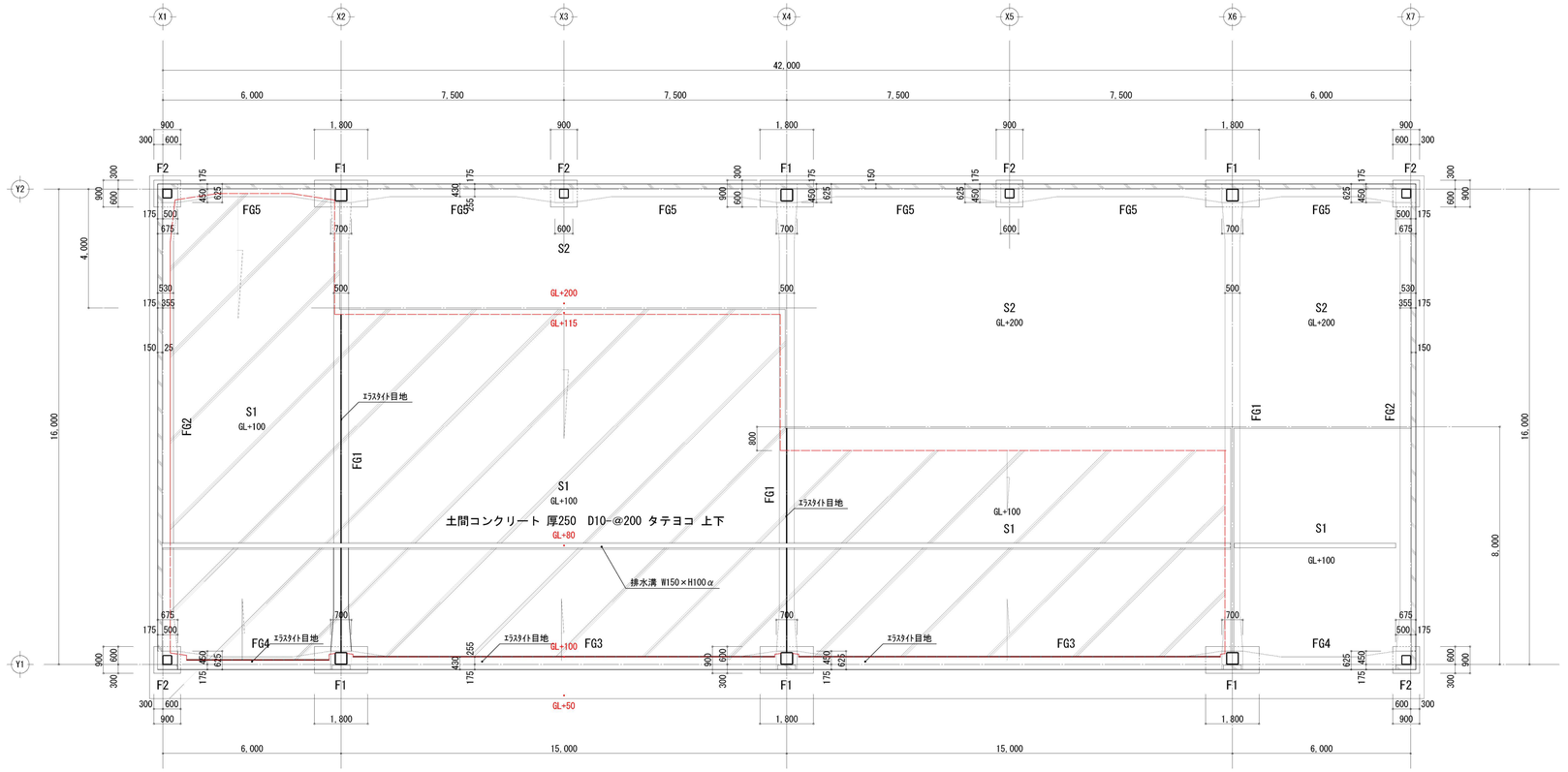

凡 例

床：土間コンクリート厚250 改修範囲
周囲コンクリートカッター入れ

改修基礎伏図 S=1/100

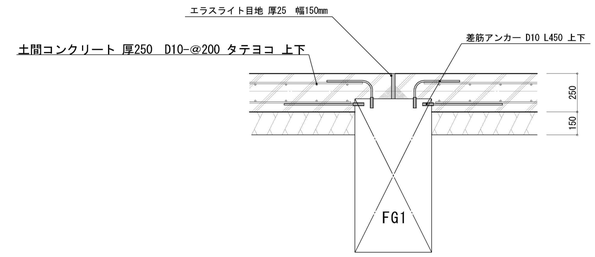

断面図 S=1/20

							工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修基礎伏図・断面図
							縮尺 1/100（A3縮小版：1/200）	日付

図面番号 A-17

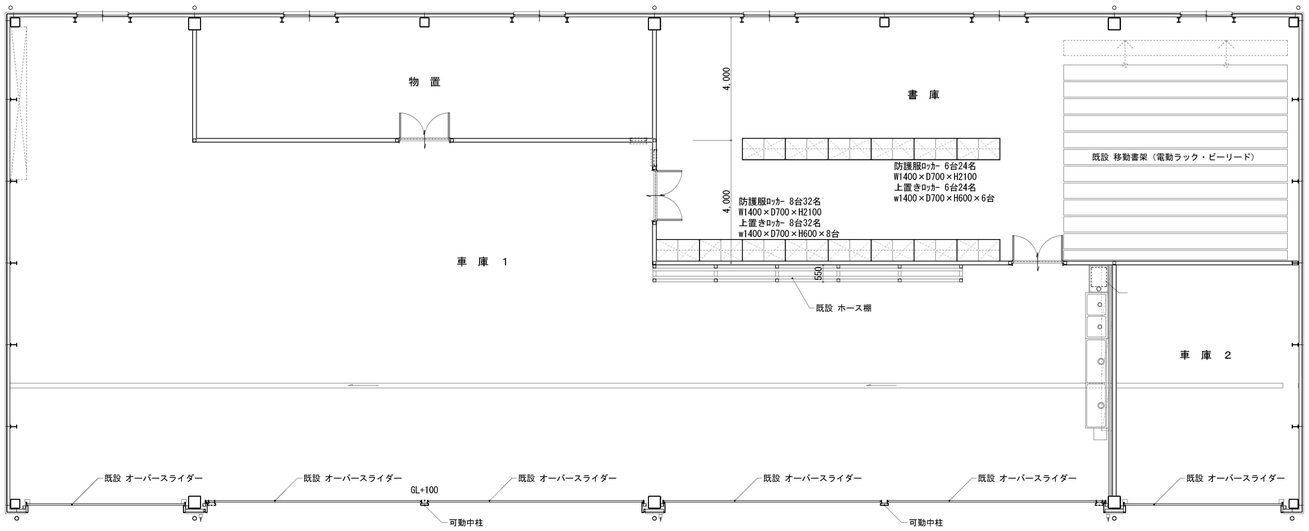

防護服ﾛｯｶｰ平面図　　S=1/100

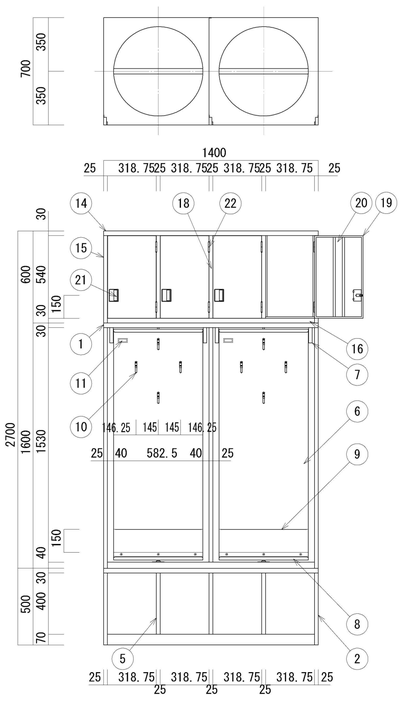

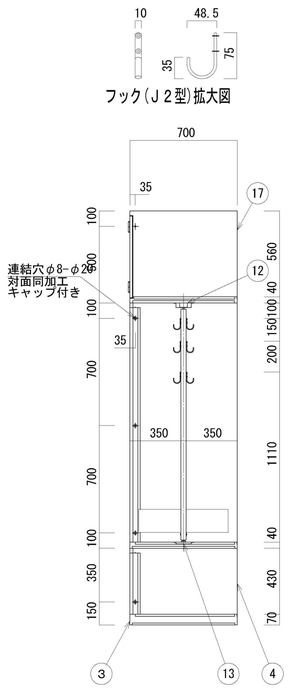

防火服ロッカー（２交替２列）
参考メーカー：光葉スチール株式会社

25					
24					
23					
22	蝶　　番	8	SPCC 1.6t		―――
21	取　　手	4	合成樹脂		DSK-909
20	扉 補 強	4	SECC 0.6t		―――
19	扉	4	SECC 0.8t		―――
18	縦中仕切板	3	SECC 0.8t	上置きロッカー	
17	裏　　板	1	SECC 0.8t	上置きロッカー	
16	底　　板	1	SECC 0.8t	上置きロッカー	
15	側　　板	2	SECC 0.8t	上置きロッカー	
14	天　　板	1	SECC 0.8t	上置きロッカー	
13	補　　強	1	SECC 1.0t		―――
12	軸受補強	1	SECC 1.2t		―――
11	名 札 差	4	合成樹脂		N型 E 28×60
10	フ ッ ク	16	ステンレス		J２型
9	靴　　皿	4	SECC 1.0t		―――
8	上下パネル受け	4	SUS304 1.5t		HL仕上
7	回転ストッパー	4	SUS304 2.0t		―――
6	回転パネル	2	SECC 0.8t		―――
5	縦中仕切板	4	SECC 0.8t		―――
4	裏　　板	2	SECC 0.8t		―――
3	底　　板	2	SECC 1.0t		―――
2	側　　板	4	SECC 1.0t		―――
1	天　　板	2	SECC 1.0t		―――

番号	部品名	1本当り数量	材質	備考
塗装	粉体焼付塗装		塗装色	KC－908
数量	１４　台		製品記号	上置：FRUCED-22T4-U 下：FRUCED-22N4

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）		図面番号	
							図面名	防護服ロッカー平面図・姿図		A-18	
							縮尺	1/100・1/NON	日付		

８車庫改修工事（神栖消防署）

特記仕様書（電気設備工事）

Ⅰ　工事概要

１　工事場所

茨城県神栖市溝口４９９１番地５　地内　（神栖消防署地内）

２　建物概要等

敷地面積：　４，０４６．９０　㎡　　工事対象棟：車庫　規模：鉄骨造　平屋建

３　工事種目（主な改修内容、範囲、及び建物概要規模　等）

１）今工事は、車庫内の天井撤去改修壁面塗装,に伴い天井及び壁面面に設置されている
電灯ｺﾝｾﾝﾄ設備、放送設備、自動火災報知設備等の撤去更新を行うものである。
各設備については工事期間中も通常業務に支障の無いよう仮設設備にて対応する事とする。

２）電灯ｺﾝｾﾝﾄ更新に伴い電灯動力盤の改修を行う。

Ⅱ　電気設備工事標仕様

１．共通事項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は次による。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版）（以下「標準仕様書」という。）　「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版）（以下「改修標準仕様書」という。）　「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（最新版）（以下「標準図」という。）

２．特記事項

(1)　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2)　特記事項で※印，○印，・印のある場合の適用は、下記による。
　○印の付いたものを適用する。
　○印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。
　○印と※印の付いた場合は，共に適用する。
　・印のついたものは適用しない。
(3)　特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該表及び当該図を示す。
(4)　建築工事、機械設備工事は、別記各工事の特記仕様書による。

Ⅲ　特記仕様

章	項　目	特　記　事　項
１ 一般共通事項	①. 技術者等	建設工事請負契約書並びに茨城県建設工事施工適正化指針に基づく現場代理人及び技術者（主任技術者監理技術者・専門技術者）を選定する。
	②. 施工従事者	次の職種別施工従事者を適用する。 ⊙電気工事士　⊙消防設備士　・電気通信工事担任者　・施工管理技士 ・特殊電気工事資格者
	③. 工事実績情報の登録（CORINS）	※適用する　（付記事項参照）
	④. 設計図書の優先順位	(1)現場説明に対する質問回答書　(2)現場説明書　(3)特記仕様書　(4)図面 (5)標準仕様書及び改修標準仕様書
	５．機　材	(1) 本工事に使用する機材等は，別紙電気設備機材等一覧表（茨城県土木部営繕課作成）によるもの又はこれらと同等のものとする。ただし，同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受ける。 なお，「評価名簿による」と特記されたものについては，（社）公共建築協会発行「設備機材等品質性能評価名簿」による。 (2) 「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については，茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。 (3) 国等による環境物品等の推進等に関する法律（グリーン購入法）により，県が定める「特定調達品目」について，環境負荷を低減できる材料を選定するよう努めるものとする。 (4) 上記の条件を満たすものが県産品で確保できる場合においては，その優先使用に努めるものとする。
	⑥. 機材等の検査	機材は種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし，軽易な機材については，監督職員の承諾を受けて検査を省略することができる。
	７．機材の試験	設計図書に定められた場合，又は試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合には，試験を実施する。試験方法は，JIS，JEC，JEM等に定めのある場合は，これによる。 試験完了後，試験成績表を監督職員に提出する。監督職員が必要と認める場合には，試験に立ち会う。
	８．建設発生土の処理等	・構内適正処理　（・構内の指示する場所に敷き均し　・構内の指示する場所にたい積） ・構外搬出適正処理
	⑨. 発生材の処理等	・引き渡しを要するもの（　）　(1.1.13) ⊙構外搬出とし，関係法令に準拠し適切に処理し，監督職員に報告する。 ※産業廃棄物を運搬する際は，車両の両側面に運搬車である旨の表示をし，関係書類を携帯する。 ※撤去した照明器具の安定器は，PCBを含まないことを確認のうえ，処理する。 ・再生資源化するもの　・蛍光灯　・電線ケーブル　・配電盤　・その他（　）
	⑩. 下請負人通知	建設工事請負契約書及び茨城県建設工事適正化指針に基づく下請負人通知書１部を，神栖市と請負契約を締結した日から原則として３０日以内，その後の下請け契約に係るものは，契約締結の日から１０日以内に提出するものとする。
	11. 監督職員事務所	※設けない　・設ける（　号），注（　号）は建築工事共通仕様書による。
	⑫. 官公署その他への手続き	工事の施工に必要な官公署及びその他への手続きは，速やかに行う。
	⑬. 施工図等の取り扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に委譲するものとする。

章	項　目	特　記　事　項
１ 一般共通事項	⑭. 提出書類	建設業法等で規定された関係書類のほか，下記の書類を提出する。 ⊙ 工事カルテ(CORINS)受領書の写し ※ 火災保険等に加入したことを証明できる書類 ⊙ 建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書 ⊙ 実施工程表 ⊙ 施工計画書 ※ 施工体系図　（施工体制台帳の有無に関わらず作成） ⊙ 施工図　（監督職員との協議により作成） ⊙ 使用機材メーカー一覧表 ・ 機器製作図 ⊙ 産業廃棄物処理関係書類 (処理フロー図(種類，数量)，マニフェストの写し，委託契約書の写し，許可証の写し 運搬経路図，運搬車両一覧表，写真(積込，運搬中，荷下状況)) ・ 建設副産物実態調査に関するデータ保存FD及び出力調査票 ※ 工事写真 ⊙ 電子納品（「茨城県土木部営繕工事電子納品の取扱い」による。） 撮り方は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（建築設備編）」を参考 ※ 完成写真　(A4版台紙) ※ 完成図 ⊙ 原図　1部 ・ 青焼(白焼)製本　1部 ・ 縮小版(A3)製本　・ 2部　・ 3部 完成図の原図サイズ　・ A1　⊙ A2 ⊙ CD-R　※完成図面データ　JWW 、ＰＤＦ、工事写真を収納 完成図面，金抜内訳書，完成写真，申請書類，保証書等を収録。 詳細は「茨城県　完成図書(図面・内訳書)CD化仕様書」による。 ※ 完成図書　A4ファイルに下記書類を綴じる 1. 使用機材メーカー一覧表 2. 施工従事者資格証の写し 3. 官公署等届出書の写し 4. 機器完成図，検査合格証，取扱説明書 5. 機器の設計及び施工に関する計算書 6. 機器の社内検査成績表 7. 現地試験成績表　付表1 8. 電気設備工事チェックリスト　(社)茨城県電設業協会 ・ 維持保全に関する資料　部 ・ その他　監督職員が必要と認め，指示した書類。

付表1　現地試験成績表（当該工事に係る項目を適用とする）

電灯・動力設備工事	電圧測定表(分電盤等)
	絶縁抵抗測定表
	接地抵抗測定表
	照度測定表
	コンセント極性試験表
	相回転測定表
	シーケンス試験
受変電設備工事	耐電圧試験表
	絶縁抵抗測定表
	接地抵抗測定表
	継電器特性試験表
	シーケンス試験
発電設備工事	発電設備試験表
構内情報通信網設備(LAN)工事	構内情報通信網設備(LAN)試験表
構内交換設備(電話)工事	構内交換設備(電話)試験表
テレビ共同受信設備工事	テレビ・ラジオ電界強度測定表
	画質評価写真
自動火災報知設備工事	消防設備試験表
自動閉鎖設備工事	防火戸自動閉鎖試験表
その他	監督職員の指示

	⑮. 工事用電力・用水・その他	本工事に必要な工事用電力，用水その他の費用は全て請負者の負担とする。
	16. 他工事との取り合い	(1)　鉄筋コンクリートの梁，床，壁貫通のスリーブ補強　・本工事　※ 別途 (2)　埋め込み照明器具天井切り込み及び補強　・本工事　※ 別途 (3)　開口部補強（分電盤，端子盤等）　・本工事　※ 別途 (4)　点検口　・本工事　※ 別途 (5)　自動火災報知設備の総合盤箱体（ただし，消火栓箱組み込みの場合）　・本工事　※ 別途 (6)　換気扇　・本工事　※ 別途 (7)　防火シャッター自動閉鎖装置　・本工事　※ 別途 (8)　防火扉自動閉鎖装置（レリーズ）　・本工事　※ 別途 (9)　電気室，発電機室等のピット　・本工事　※ 別途
２ 施工共通事項	①. 配管の支持	(2.2.3)(2.3.3)(2.4.3) 管の支持間隔は，金属管2m以下，ＰＦ管1m以下，合成樹脂管1.5m以下とする。
	②. 管の接続	管相互の接続はカップリング又はねじなしカップリングを使用し，ねじ込み，突合せ及び締付けを行う。また，管とボックス，分電盤等との接続がねじ込みによらないものには内外面にロックナットを使用して接続部分を締付け，管端にはブッシングを設ける。
	③. 金属管の接地	配管とボックス，配分電盤，プルボックスの間にボンディングを行い，電気的に接続する。ただし，ねじ込み接続となる箇所及びねじなし丸形露出ボックス，ねじなし露出スイッチボックス等に接続される箇所は省略してもよい。ボンディング線の太さは，配線用遮断器定格電流100A以下は2.0 mm2以上，225A以下は5.5mm2以上，600A以下は14mm２以上とする。
	④. 他配管との離隔	金属管，ダクト，ケーブルは水道管，ガス管と接触しないように施設する。
	５．空 配 管	分電盤及び端子盤から天井裏まで空配管25mm相当を2本立ち上げる。
	⑥. 呼 び 線	空配管には呼び線（1.2mmビニール被覆鉄線）を入れる。
	⑦. 配管の清掃	管及びボックスは型枠取外し後，速やかに清掃を行う。
	⑧. プレート	※新金属　・ステンレス製　・樹脂製
	９．回路番号	専用コンセントにはプレートに電圧，盤名，回路番号を彫刻し墨入れ表示する。

２ 施工共通事項	10. 配管の塗装	金属管露出配管は指定色塗装とする。（塗装工程撮影） 1. エッチングプライマー処理　１回 2. 調合ペイント（JIS K 5516合成樹脂調合ペイント）　２回 ※屋内の施工に使用する塗料は，ホルムアルデヒド等放散量区分Ｆ☆☆☆☆とする。
	⑪. ケーブルの敷設	1. ケーブルラック配線 水平部では3m以下，垂直部では1.5m以下の間隔ごとに固定する。ただし，トレー形ケーブルラック水平部の配線及び二重天井内におけるケーブルラック水平部の配線はこの限りでない。 電力ケーブルは積重ねを行ってならない。ただし，単心ケーブルの俵積み及び分電盤2次側のケーブルはこの限りでない ケーブルを積重ねる場合は，許容電流については必要な補正を行い，積重ね高さは，ケーブルラックの高さを超えないものとする。 2. 保護管（金属線ぴを含む）への敷設 垂直に敷設する管路内のケーブルは，支持間隔を6m以下として固定する。 3. 金属トラフへの敷設 ケーブルは，整然と並べ，垂直部では1.5m以下の間隔ごとにケーブル支持物に固定する。 電力ケーブルは，積重ねを行ってはならない。ただし，単心ケーブルの俵積み及び分電盤2次側のケーブルはこの限りでない。 ケーブルを積重ねる場合は，許容電流については必要な補正を行い，積重ね高さは，0.1mを超えないものとする。 4. ちょう架配線 径間は15m以下とする。 ちょう架は，ケーブルに適合するハンガ，バインド線，金属テープ等によりちょう架し，支持間隔は0.5m以下とする。 5. 二重天井内配線 ケーブルを支持して敷設する場合，支持間隔を2m以下とする。 ケーブルを集合して束ねる場合は，許容電流について必要な補正を行い，配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。 ケーブルを支持せずにころがし配線とする場合は，天井下地材及び天井材には，ケーブルによる過度の荷重をかけないものとし，ケーブルは，その被覆を天井下地材，天井材等で損傷しないように，整然と敷設する。 弱電流線と接触しないように敷設する。 水管，ガス管，ダクト等と接触しないように敷設する。 6. 二重床内配線 ころがし配線とする ケーブルの接続場所は，上部の床が開閉可能な場所とし，床上から接続場所が確認できるマーキングを施す。 弱電流電線と接触しないようセパレータ等で処置を施す。 7. 垂直ケーブル配線 つり方式は，プーリングアイ方式又はワイヤグリップ方式とする。 ケーブル及びその支持部分の安全率は，4以上とする。 各階ごとに振止め支持を施す。 ワイヤグリップ方式の支持間隔は，６ｍ以下とする。 8. 遮営材沿い配線 ケーブルを遮営材に沿わせて敷設する場合の支持間隔は，下表のとおりとし，ケーブル支持材は，ケーブル及びその敷設場所に適合するサドル，ステップ等を使用する。

敷設区分	支持間隔（m）
遮営材の側面又は下面において水平方向に敷設するもの	１以下
人が触れるおそれがあるもの	１以下
その他の場所	２以下
ケーブル相互並びにケーブルとボックス及び器具との接続箇所	接続箇所から0.3以下

	12. ケーブルラックの敷設	ケーブルラックの水平支持間隔は，鋼製では2m以下，アルミ製では1.5m以下とする。　(2.10.2) (2.12.5)
	⑬. ケーブルの余長	地中配線(高圧・低圧)のケーブルは，要所，引込口及び引出口近くのマンホール，ハンドホール内で余裕をもたせる。 (2.12.4)
	⑭. 標識シート（埋設シート）	地中配線（高圧・低圧・弱電）には折り込み式の標識シートを地表下0.3m～0.5mに2条並行して埋設する。（材質：高密度ポリエステル平織，文字付）
	⑮. 行先表示札	配電盤，分電盤，動力盤，端子盤，ハンドホール内その他要所の配線には，合成樹脂製又はファイバ製の表示札（回路の種別，電線サイズ，行先，施工年月）を取り付ける。ただし，ハンドホール内，配電盤の行先表示札はプレートに彫刻し，墨入れ表示する。
	15-1. ＥＭ電線及びＥＭケーブルの耐紫外線について	ＥＭ－ＩＥ，ＥＭ－ＣＥ，ＥＭ－ＣＥＴ，ＥＭ－ＥＥＦ，ＥＭ－ＥＥ，及びＥＭ弱電電線等及び各ケーブルの外装については耐紫外線性能を有するものとする。
	16. 電線の色別	ビニル電線は，原則として下表により色別する。ただし，接地線は緑色とする。なお，ビニル電線以外でも，準用できる場合は，この色別とする。

電圧種別	配線方式	接　地　線	電　圧　側
高　圧	三相３線式	－	赤・白・青
高　圧	単相２線式	白	赤又は黒
	単相３線式	白	赤・黒
	三相３線式	白	赤・黒
	三相４線式	白	赤・黒・青
直　流		負極　青	正極　赤

	⑰. 絶縁抵抗	(2.1.13) 低圧配線の絶縁抵抗は，測定電圧500V(好ましくない場合を除く)で測定し，開閉器などで区切ることのできる電路ごとに５ＭΩ以上とする。 (2.13.10)(2.13.11)(2.13.12)
	18. 接地工事	接地極の上端は，地下0.75m以上の深さに埋設する。接地線の保護管は硬質ビニル管とする。（C種・D種接地線は金属管を用いることができる。）
	19. 各接地と雷保護設備，避雷器の接地との離隔	接地極及びその裸導線の地中部分は，雷保護設備，避雷器の接地極及びその裸導線の地中部分から２ｍ以上離す。
	20. 接地極埋設標	Ａ種，Ｂ種，Ｃ種接地の埋設位置には，その近くに接地極埋設標（黄銅板製厚さ1.0mm以上，140×90以上，文字は腐食加工）を設け接地種別，埋設位置，深さ，埋設年月，接地抵抗を刻記する。接地極上には，コンクリート製埋設表示杭（Ｄ種接地も適用）を設置する。
	21. 接地抵抗値	Ａ種，Ｂ種，Ｃ種は電気設備技術基準の解釈第１９条に従い，Ｄ種接地抵抗値は５０Ω以下とする。
	22. 接 地 極	Ａ種，Ｂ種，Ｃ種は銅板（900mm×900mm×1.5mm厚）とし，補助接地棒は14φ2本以上とし，それぞれ規定値以下の値とする。Ｄ種は14φ×1,500mm２連結以上とする。

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号 E-01
							図面名	特記仕様書（電気設備工事）その１	
							縮尺	日付	

2 施工共通事項

㉓ 分電盤

分電盤，制御盤，キュービクル式配電盤，端子盤等は鋼板製とし，板厚は設計図書に特に指定がない場合は1.6mm以上とする。下地処理（りん酸塩処理）を行ったのち，下塗りは電着塗装，仕上げは指定色（参考屋内：2.5Y9/1，屋外：5Y7/1）焼付塗装とする。耐熱分電盤は消防法による低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤のうち，それぞれ第一種分電盤又は第二種分電盤に適合したもの又は（社）日本電気協会（JEA）認定証標が添付されたもの※とする。（製造者，製造年月，請負者，請負者電話番号の銘板を取り付けること）。　※(社)日本配電盤工業会により認定されたものでもよい。(経過措置)

(2.1.10)

㉔ ケーブルの防火区画の貫通

ケーブルが防火区画を貫通する場合は，関係法令に適合したもので，貫通部に適合するものとする。
防火区画貫通の耐火処理工法については，耐火性能を証明するものを監督職員に提出する。

㉕ プルボックス

防水型はステンレス又はステンレス指定色メラミン焼付塗装を原則とする。また，隠ぺい部のふたの止めねじは，ちょうねじとする。

㉖ 機器取付高さ

機器の取付高さは，次の表による。

	名　　称	レベル	取付高さ(mm)
電灯	分電盤	床上～上端	1,800
	スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
	スイッチ（身障者）	床上～中心	1,100
	コンセント（一般）	床上～中心	300
	コンセント（和室）	床上～中心	150
	コンセント（台上）	床上～中心	150
	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
	ブラケット（踊り場）	床上～中心	2,500
動力	制御盤	床上～上端	1,800
	手元開閉器	床上～中心	1,300
	操作釦	床上～中心	1,300
電話	端子盤	床上～下端	500
	保安器箱	床上～下端	500
	ボックス（一般）	床上～中心	300
	ボックス（和室）	床上～中心	150
	ＭＤＦ	床上～上端	500
火災報知	受信機	床上～中心	1,500
	総合盤	床上～中心	1,400
	ベ　ル	床上～上端	300
	発信機	床上～中心	1,400

注）ユニバーサルデザインを適用する場合は「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考とする。

(2.1.14)

27. 配管等の耐震施工

横引き配管等は，地震力に耐えるよう下表により標準図（電力83）のA種耐震支持又はB種耐震支持を行う。
ただし，建築の構造体が免震構造，制震構造等である場合は，特記による。
なお，呼び径が82mm以下の単独配管，周長800mm以下の金属ダクト，幅400mm以下のケーブルラック及び幅400mm以下の集合配管，定格電流600A以下のバスダクト，及びつり材の長さが平均0.3m以下の配管等の場合は，耐震支持を省略できる。

設置場所	耐震安全性の分類	
	特定の施設	一般の施設
上層階 屋上及び塔屋	８m以下ごとにA種耐震支持	１２m以下ごとにA種又はB種耐震支持
中間階 １階及び地下階	１２m以下ごとにA種又はB種耐震支持	通常の施工方法による。

注）1.　設置場所の区分は，配管等を支持する床部分により適用し，天井面より支持する配管等は，直上階を適用する。
2.　上層階は，2から6階建の場合は最上階，7から9階建の場合は上層2階，10から12階建の場合は上層3階，13階建以上の場合は上層4階とする。
3.　中間階は，1階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。

28. 機器等の耐震施工

設備機器の固定は，次に示す事項を除き，「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成８年版）」及び「建築設備耐震設計・施工指針（2005年版）」による。

ア　設計用水平地震力
機器の重量【kN】に，設計用水平震度を乗じたものとする。なお，設計用水平震度は次による。

	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階，屋上及び塔屋	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)
中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
地下階，１階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)

（注）　（　）内の数値は，防振支持の機器の場合に適用する。

重要機器
・ 配電盤　・ 自家発電装置　・ 交流無停電電源装置　・ 交換機　・ 直流電源装置
・ 火災報知器受信機　・ 中央監視装置

イ　設計用垂直地震力
設計用水平地震力の１／２とし，水平地震力と同時に働くものとする。

3 電気方式

１．高　圧

※　三相３線式　6,600Ｖ　50Hz

② 低　圧

⊙　単相３線式　100／200V　50Hz
・ 単相２線式　・ 100V　・ 200V　50Hz
・ 三相３線式　・ 200V　・ 415V　50Hz
・ 三相４線式　240／415V　50Hz
・ 直流２線式　・ 100V

4 電灯コンセント設備

１．蛍光灯器具

(1)　20W以下　※　グロー式高力率　・　グロー式低力率
(2)　30W　※　グロー式高力率　・　グロー式低力率
(3)　32W　※　Ｈｆインバータ式
(4)　40W以上　※　省電力ラピッド式高力率　・　ラピッド式高力率　・　Ｈｆインバータ式

２．ＨＩＤ灯器具

※　低始動電流型高力率　・　定電力型高力率　・　一般型高力率

３．連結器具

蛍光灯２連結以上の連結器具の電線接続はEM-EEFケーブル3心を使用し，1線は接地とする。

４．照明器具取付

蛍光灯照明器具32W以上など重量の大きい照明器具は，スラブその他構造体に9mm以上のつりボルト２本以上で堅固に支持する。ただし，器具をやむを得ず天井下地材より支持する場合は監督職員と協議する。

５．照明器具の接地

32W以上のHf蛍光灯，32W以上のコンパクト形蛍光ランプを用いる照明器具，HID灯等の放電灯器具，対地電圧が150Vを超える放電灯以外の器具，防水器具及び湿気・水気のある場所で人が容易に触れるおそれのある場所に取付ける器具にはD種接地を行う。
ただし，二重絶縁構造のもの，対地電圧150V以下の放電灯を乾燥した場所に施設する場合は，接地工事を省略することができる。

⑥ LED灯器具

5 動力設備

１．漏電遮断器

電動機の定格電流が50A以下については感度電流は30mA，動作時間は0.1秒以内，50Aを超えるものについては感度電流100mA～200mA，動作時間は0.1秒以内とする。（動力については15kW以上は100mA～200mAとする）

２．電流計

電動機用は，延長目盛電流計とし，赤指針付きとする。

6 受変電設備

１．型　式

・ 開放型　・ 屋内型キュービクル　・ 屋外型キュービクル

２．交流遮断器

※　真空遮断器　・ ガス遮断器
※　手動ばね式　・ 電動ばね式　・ 電磁ばね式

３．断路器

三極断路器（避雷器用は除く。）

４．高圧負荷開閉器

・ 手動操作式　・ 遠方手動操作式　・ 電動操作式

５．高圧引込開閉器

過電流蓄勢トリップ付地絡トリップ形とする。
※　気中開閉器　・ ガス開閉器

６．変圧器

連続定格自冷式　※　油入式　・ モールド式　・ H種乾式

７．高圧進相コンデンサ

※　油入式　・ モールド式

８．直列リアクトル

※　油入式　・ モールド式　（　※６%　・１３%）

９．避雷器

※　酸化亜鉛型　・ 弁抵抗型

10．最大需要電流計

※電流計は多機能型デジタルとし１０分デマンド付とする。
・ 警報接点付，角形丸胴埋込（110mm）需要指針（時限針）最大需要指針（置針，警報指針1.5級）を有する。

7 静止形電源設備

１．直流電源装置

防災電源（消防法による非常電源，建築基準法による予備電源）となる直流電源装置は，消防法及び建築基準法に適合したもの又は，蓄電池設備認定委員会（(社)日本電気協会）の認定証票が貼付されたものとする。

１．設置方式　※　キュービクル式　・　キュービクル式以外
２．換気方式　※　自然換気　・　機械換気
３．蓄電池
据置鉛蓄電池　(2.1.8)

構　造	極板構造	シールの種類	適　用　規　格	
ベント形	クラッド式		JIS C 8704-1 据置鉛蓄電池	
	ペースト式			
シール形	クラッド式	触媒栓式		
	ペースト式			
	ペースト式	制御弁式	JIS C 8704-2	MSE
			制御弁式据置鉛蓄電池	長寿命MSE

注）　長寿命MSEはJIS C 8704-2によるほか，JIS C 8702-1附属書1（参考）「高温加速寿命試験」を行い，期待寿命を13年以上有するものとする。

アルカリ蓄電池

構　造	極板構造	シールの種類	適　用　規　格
シール形	ポケット式	触媒栓式	JIS C 8706
	焼　結　式		据置ﾆｯｹﾙ･ｶﾄﾞﾐｳﾑｱﾙｶﾘ蓄電池
	焼　結　式	陰極吸収式	JIS C 8709
			ｼｰﾙ形ﾆｯｹﾙ・ｶﾄﾞﾐｳﾑｱﾙｶﾘ蓄電池

２．交流無停電電源装置（ＵＰＳ）

１．設置方式　※　キュービクル式　・　キュービクル式以外
２．換気方法　・　自然換気　※　機械換気
３．蓄電池
「第１節　直流電源装置　３．蓄電池」による他　簡易形は下表による

呼　称	適　用　規　格
蓄電池	JIS C 8702-1　小形制御弁式鉛蓄電池-第1部
	JIS C 8702-2　小形制御弁式鉛蓄電池-第2部
	JIS C 8702-3　小形制御弁式鉛蓄電池-第3部

４．逆変換装置（インバータ）　・ トランジスタ式　※　サイリスタ式
５．回路方式　・ 常時インバータ給電方式　・ ラインインタラクティブ方式
・ 常時商用給電方式

8 発電設備

１．燃料系発電設備

１．形　式　・ キュービクル式　・ 簡易型　・ オープン式
２．時間定格　・ 連続　・ １時間　・ １０時間
３．原動機　・ ディーゼル　・ ガス　・ ガスタービン
４．始動方式　・ １０秒以内電圧確立　・ ４０秒以内電圧確立
５．冷却方式　・ ラジエータ式　・ 循環放流式　・ 貯水槽循環方式
６．始動方式　・ 電気始動　・ 空気始動
７．直流電源装置　・ 鉛蓄電池　・ アルカリ蓄電池
８．燃　料　・ 灯油　・ 軽油　・Ａ重油
９．認　定　※　消防法及び建築基準法に適合したもの又は，（社）日本内燃力発電設備協会認定票が貼付されたものとする。
10．電　圧　・ 高圧　・ 低圧
11．騒　音　・ 超低騒音形　・ 低騒音形　・ 一般形
12．保護形式　・ 保護形とする。
13．絶　縁　・ 低圧はＥ種以上，高圧はＢ種以上とする。
14．燃料小出槽　・ 鋼板製，外面はさび止めペイント２回塗りのうえ調合ペイント２回塗りとする。
・ ステンレス製

２．太陽光発電設備

１．太陽電池モジュール　・ 単結晶シリコン　・ 多結晶シリコン　・ アモルファスシリコン
２．パワーコンディショナー　太陽電池出力の監視等により，全自動運転可能なものとする。
・ 逆潮流あり　・ 逆潮流なし
・ 単独運転検出機能あり　・ 単独運転検出機能なし
３．系統連系保護装置　・ 系統連系保護機能については，製造者標準とする。

9 通信・情報交換設備

１．構内情報通信網設備

１．機材　電気通信回線設備に接続する端末機器は＜電通法＞の「端末設備の接続の技術基準」に適合したものとする。

２．構内交換設備(電話)

１．機材　電気通信事業法に適合したもの又は(財)電気通信端末機器審査協会の認定を受けた旨の表示があるものとする。

③ 拡声設備

１．スピーカ　・ 壁面付型は２点で強固に取付ける。
・ 非常放送設備兼用スピーカは日本消防検定協会の認定に合格したものとする。

４．テレビ共同受信設備

１．機材　地上デジタル放送対応とし，アンテナ等は各地域の状況に合わせた機材を使用する。
２．ケーブル接続　原則として，途中接続は行わないこと。

⑤ 自動火災報知設備

１．機材　受信機，中継器，発信機，感知器については日本消防検定協会又は登録検定機関の行う検定に合格したものとする。

Ⅳ 付記事項

１．適　用

（１）　本付記事項は、公共建築工事標準仕様書（最新版）、木造建築工事共通仕様書（最新版）、公共電気設備工事標準仕様書、公共機械設備工事標準仕様書（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（最新版）、公共電気設備改修工事標準仕様書（最新版）及び公共機械設備改修工事標準仕様書（最新版）（以下「標準仕様書」という。）を補足するものである。

（２）　本付記事項及び共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合除き、請負者の責任において履行すべきものとする。

（３）　本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。

２．工事カルテの作成登録（CORINS）

請負人は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土日・祝日・年末年始を除く１０日以内に、変更内容の変更時は変更があった日から土日・祝日・年末年始を除く１０日以内に、完成時は工事完了後土日・祝日・年末年始を除く１０日以内に（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。
ただし、工事請負代金額が500万円以上2,500万円未満の工事の場合は、受注時の登録のみで良いものとする。
また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土日・祝日・年末年始を除く１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
なお、請負人が公益法人の場合はこの限りではない。

※　登録等の各種手続きに関する問い合わせ先
〒107-8416　東京都港区赤坂７丁目１０番２０号
アカサカセブンアベニュービル４階
（財）日本建設情報総合センターCORINSセンター
TEL　03-3505-0411　FAX　03-3505-2665

３．労働補償に必要な法定外の保険契約の加入状況報告書

業務上又は通勤途上の災害を被った場合に，国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する制度。
工事作業員・作業員の身体障害を補填する保険（法定外の労災保険）という

・法定外労災補償（建設共済等）、労働災害総合保険、傷害保険等

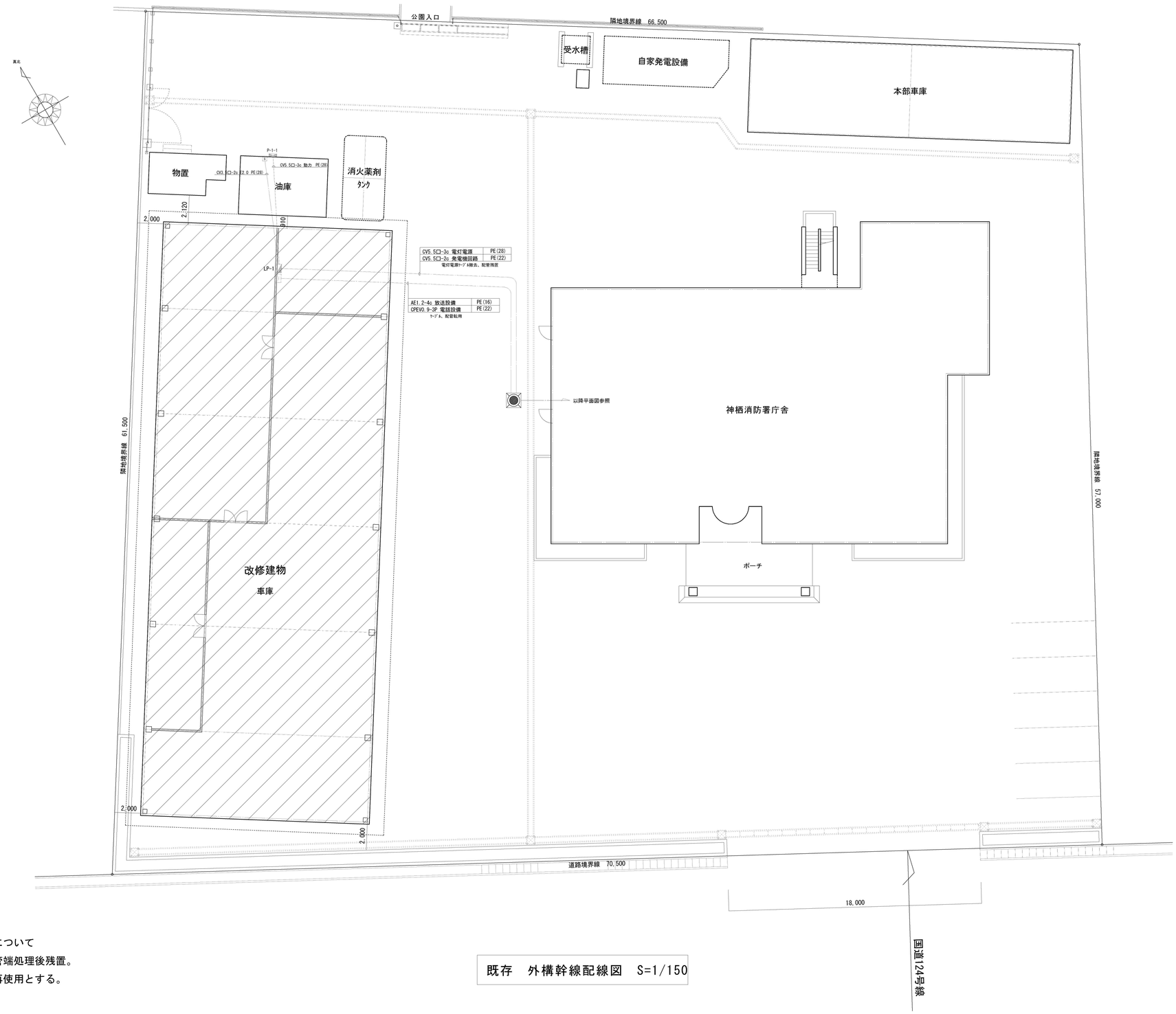

特記

・庁舎より配線された幹線ｹｰﾌﾞﾙについて
　電灯電源ｹｰﾌﾞﾙを撤去し配管は管端処理後残置。
　他の幹線ｹｰﾌﾞﾙについては取外再使用とする。

既存　外構幹線配線図　S=1/150

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	既存・改修　外構　幹線配線図
							縮尺	1/150（A3縮小版：1/300）
							日付	

図面番号 E-03

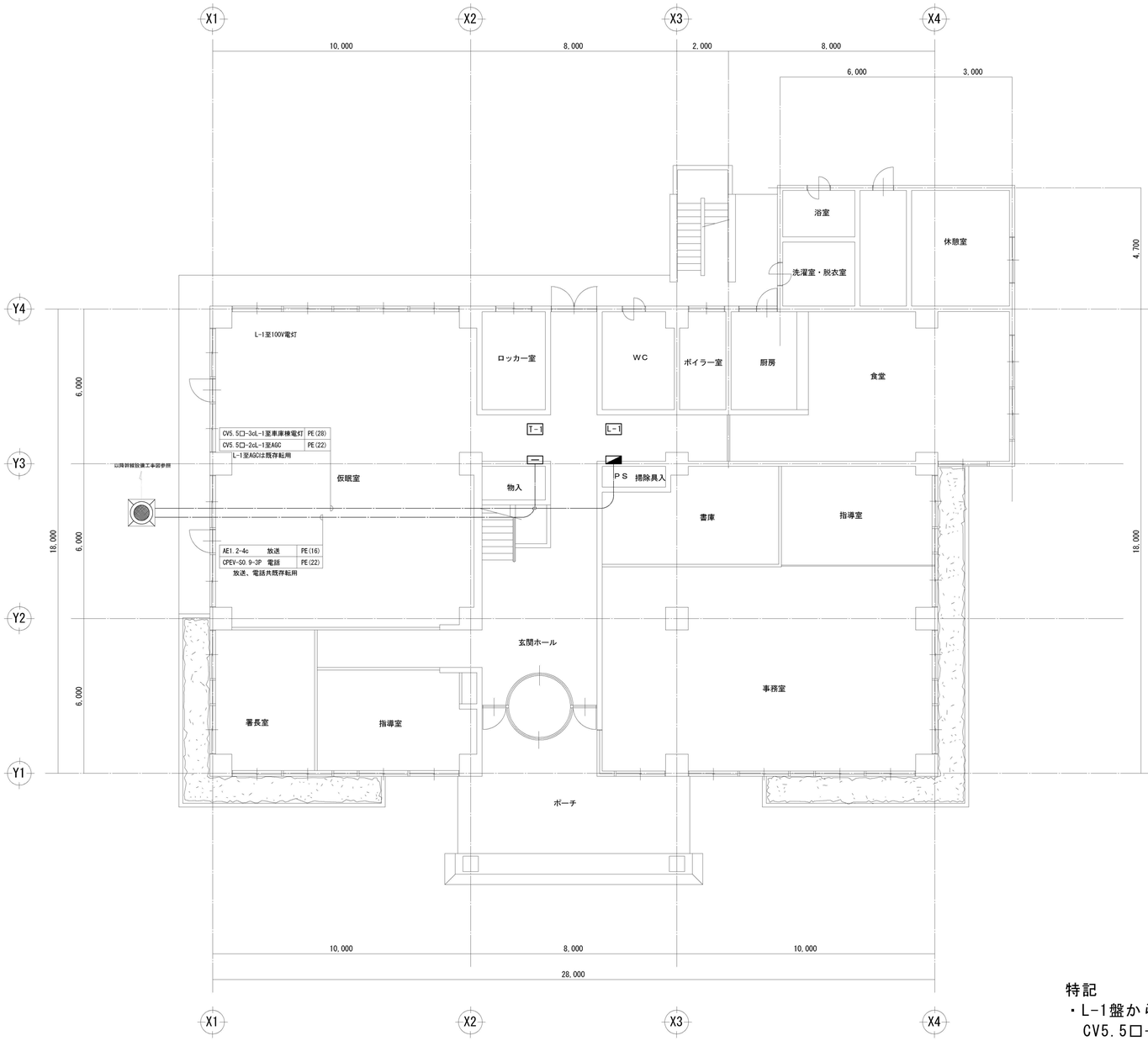

1階平面図　S=1/100

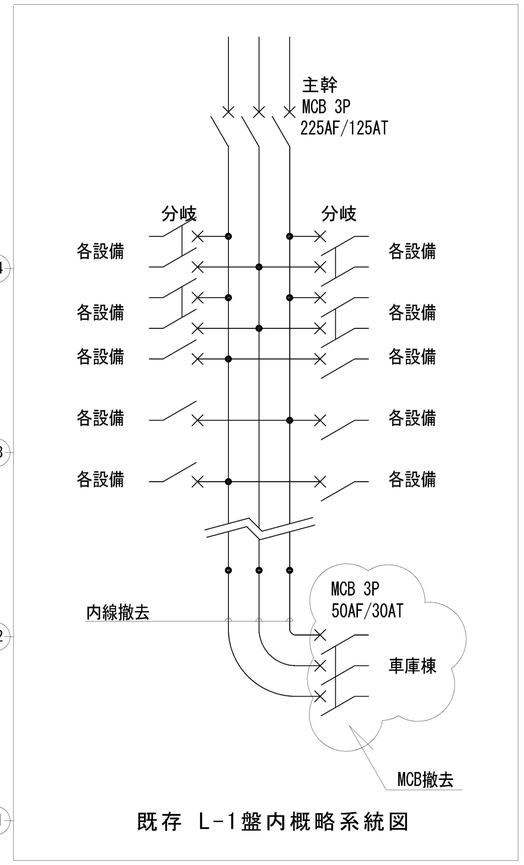

既存 L-1盤内概略系統図

特記
・L-1盤から車庫棟PL-1盤へ配線されている100V電灯ｹｰﾌﾞﾙ
　CV5.5□-3cは容量を上げるため撤去とする。
　その管路は管端処理後残置とする。
・L-1盤内車庫棟へ分岐されているMCBは容量を上げるため
　その一次側の内線の撤去、及びMCBの撤去実施。

	鹿島地方事務組合						工事名 8車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号 E-04
							図面名 既存　庁舎1階幹線配線図	
							縮尺 1/100（A3縮小版：1/200）	日付

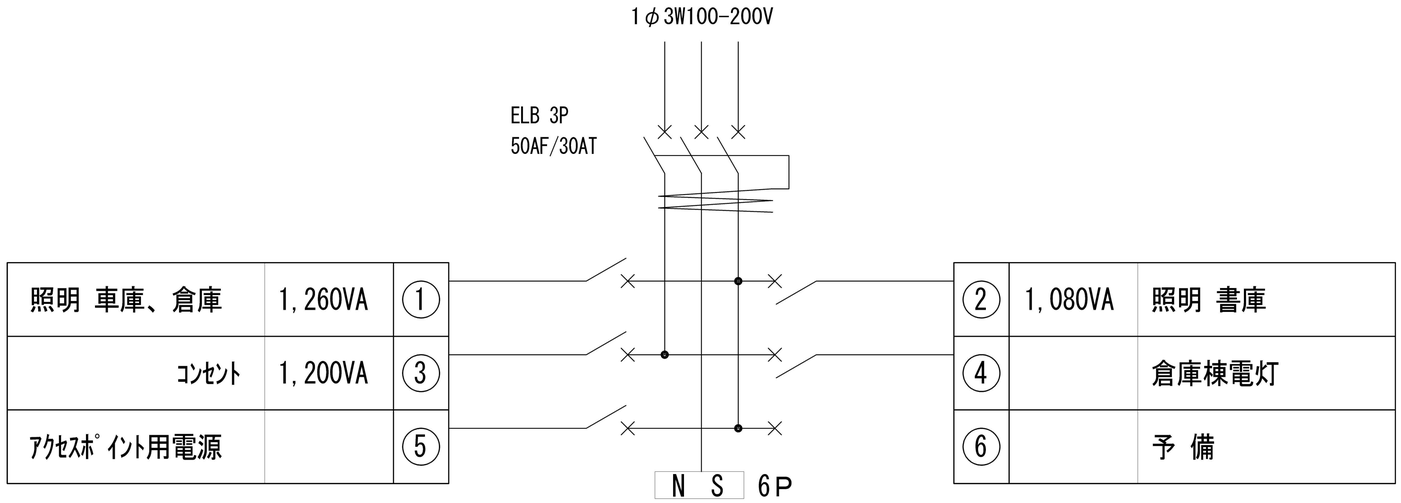

セパレータ

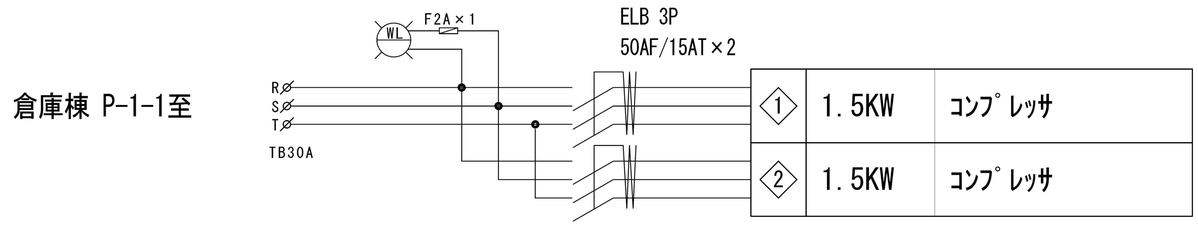

LP-1

特記
・LP-1盤撤去。

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	既存 LP-1分電盤系統図
							縮尺	1/NON
							日付	
							図面番号	E-05

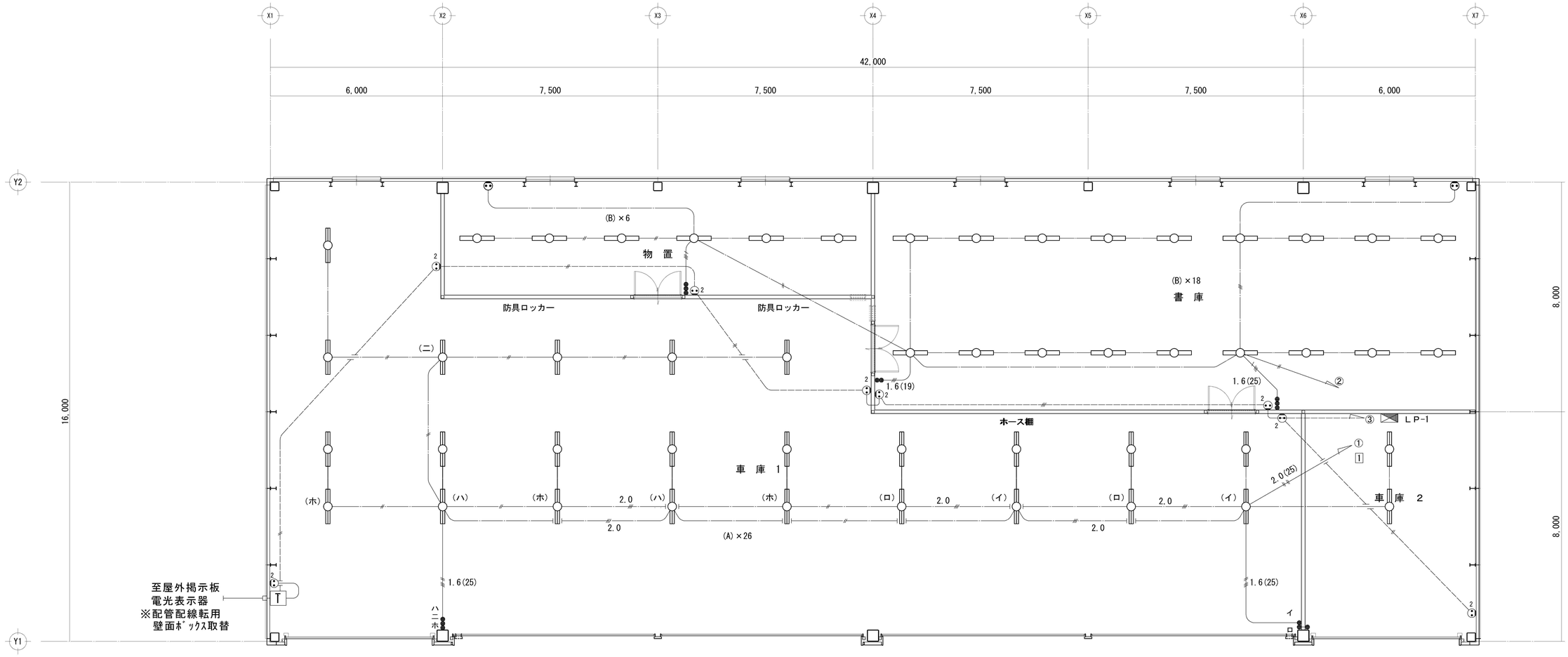

特記なき配管、配線は次の通りとする。

- ――――//――――　VVF-2.0-2C　E 1.6×1
- ――――//――――　VVF-2.0-3C　E 1.6×1
- ――――――――――　VVF-1.6-2C　E 1.6×1
- ――――――//――――――　IV 2.0 (19)

既存　電灯・ｺﾝｾﾝﾄ設備図　　S=1/75

・既存配線配管撤去とする。
・照明器具、配線器具撤去とする。
・照明配線に発電機系統より配線された物があるため、撤去時に配線の接続状態を確認すること。

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	撤去　電灯コンセント設備配線図
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)
							日付	
							図面番号	E-06

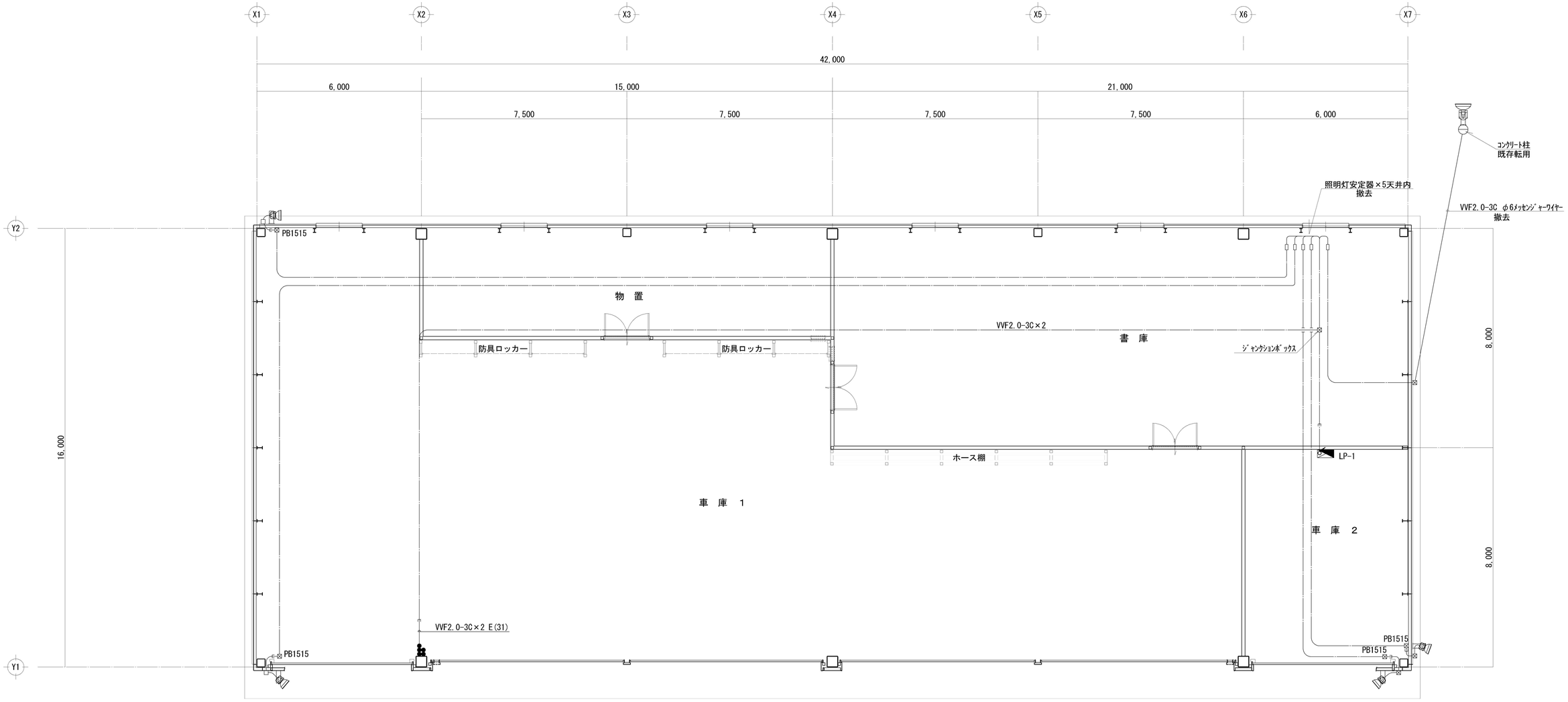

凡例

特記なき配管、配線は次の通りとする。

PB1515	ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽ150×150×150H+立上り配管E(25)
□	樹脂製ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽ108×108×50.5H
——E——	VVF2.0-3C E(25)

既存　屋外照明設備図　　S=1/75

・既存照明器具及び架台、配管配線撤去とする
・ｺﾝｸﾘｰﾄ柱取付けている照明器具、架台撤去。
　配線及びﾒｯｾﾝｼﾞｬｰﾜｲﾔｰ、ｺﾝｸﾘｰﾄ柱に取付けている照明灯架台共撤去。

鹿島地方事務組合							工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	撤去　屋外照明設備配線図
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)
							日付	

図面番号 E-07

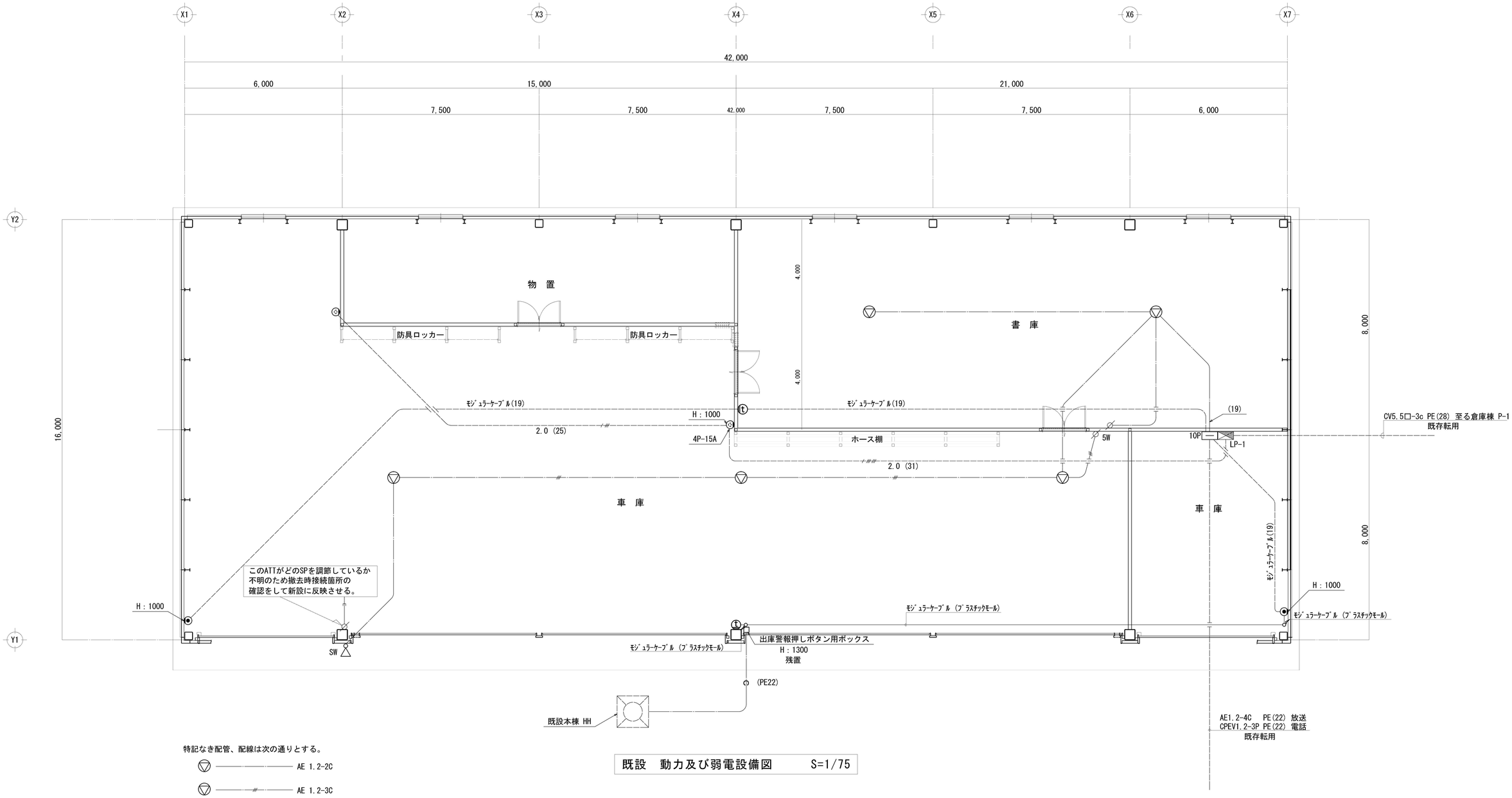

特記なき配管、配線は次の通りとする。

▽ ———————— AE 1.2-2C

▽ ———— // ———— AE 1.2-3C

既設　動力及び弱電設備図　　S=1/75

・動力について、ｺﾝｾﾝﾄ、配線の撤去。壁開口部は金属ﾌﾟﾚｰﾄにより塞ぐ。
・放送設備について、天井ｽﾋﾟｰｶｰ、ｱｯﾃﾈｰﾀ、端子盤以降ｹｰﾌﾞﾙの撤去。
・電話設備について、ｲﾝﾀｰﾎﾝの撤去、端子盤以降ｹｰﾌﾞﾙの撤去。
　管路は地中埋設ため撤去せず残置。
・放送設備は、工事期間中放送出力が機能するように撤去品を使用し仮設する。
　そのｹｰﾌﾞﾙの取出しは既存端子盤内にある事務所棟から配線されているｽﾋﾟｰｶｰ幹線に接続し配線する。
・放送、ｲﾝﾀｰﾎﾝとも事務所棟から配線されている幹線は既存転用とする。
・出庫警報押し釦用ﾎﾞｯｸｽ及びその配管は残しとし撤去しない。

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	撤去　動力・弱電設備配線図
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)
							日付	
							図面番号	E-08

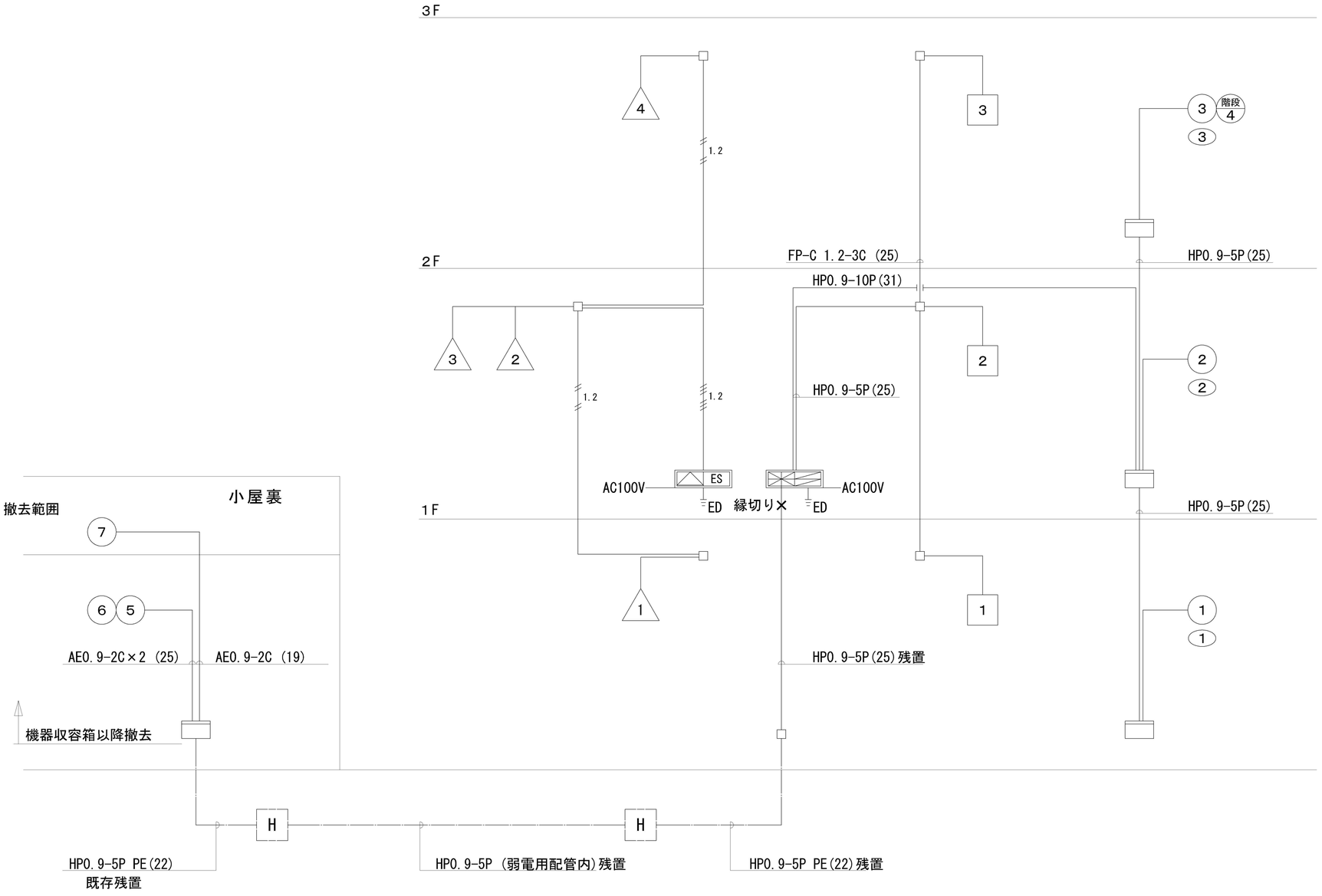

車庫棟

本 棟

自 火 報 幹 線 系 統 図

記 号	名 称	備 考
	複 合 盤	火災受信機 P型1級10回線(主音響内蔵)
		連動操作盤 5回線
P	発 信 機	P型1級
B	警 報 ベ ル	DC24V,10mA
	表 示 灯	AC30V,2.0W
S	煙 感 知 器	光電式ｽﾎﾟｯﾄ型 2種
S	煙 感 知 器	光電式ｽﾎﾟｯﾄ型 2信号 2種,3種
S	煙 感 知 器	光電式ｽﾎﾟｯﾄ型 3種
	熱 感 知 器	差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 2種
	熱 感 知 器	定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 1種
	熱 感 知 器	定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 1種(防水型)
	熱 感 知 器	定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 特殊
	熱 感 知 器	差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 2種(小屋裏取付けを示す)
	機 器 収 容 箱	埋込型(車庫棟露出型)
Ω	終 端 抵 抗	
D	自 動 閉 鎖 装 置	防火扉閉鎖用(ﾗｯﾁ式) DC24V 0.3A
	配 管 配 線	天井隠蔽
	配 管 配 線	ｹｰﾌﾞﾙ線
□	配 管 配 線	ｼﾞｮｲﾝﾄﾎﾞｯｸｽ
	配 管 配 線	配線配管立上り下がり
No	制 御 回 路 番 号	煙感知用 NO.1 ～ 3
No	制 御 回 路 番 号	防火ｼｬｯﾀｰ用 NO.1 ～ 3
	警 戒 区 域 線	
No	警 戒 区 域 番 号	NO.1 ～ 4 (車庫棟 5、6、7)
ES	ガ ス 漏 れ 受 信 部	ガス漏れ火災受信機 G型P伝送方式 5回線
		直流電源装置 DC28V±1V 3A 10分間付
	ガ ス 漏 れ 検 知 器	壁掛型(検知区域警報装置内蔵) ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ用
No	制 御 回 路 番 号	ガス漏れ用 NO.1 ～ 3

特 記

特記なき配管配線は、下記の通りとする。

- AE0.9-2C
- AE0.9-2C(19)
- AE0.9-4C
- AE0.9-4C(19)
- FP-C FP-C1.2-3C(25)
- FP-C FP-C1.2-5C(25)
- AE1.2-4C(19)
- AE1.2-5P(25)

改修対象は車庫棟。
既存幹線縁切り、根幹幹線廃線実施及び
機器収容箱以降ｹｰﾌﾞﾙ感知器の撤去の実施。

防排煙制御ｼｽﾃﾑ表

煙感知 No	防火ｼｬｯﾀｰ No
1	1
2	2
3	3

	鹿島地方事務組合						工事名	8 車庫改修工事 (神栖消防署)
							図面名	既存 自動火災報知設備系統図
							縮尺	1/NON
							日付	
							図面番号	E-09

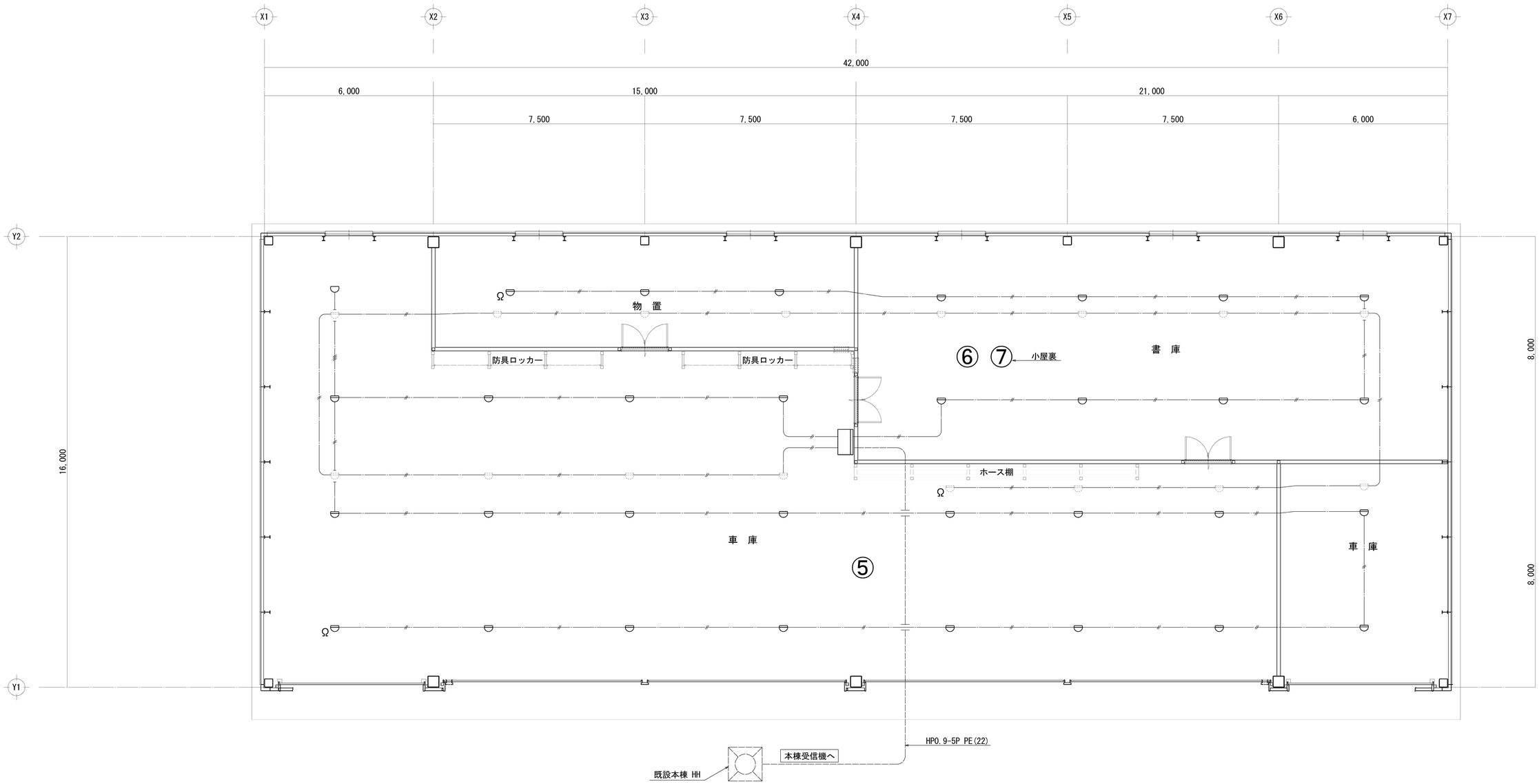

特記なき配管、配線は次の通りとする。

——— // ——— AE 0.9-2C

——— /// ——— AE 0.9-4C

・感知器、総合盤の撤去。ｹｰﾌﾞﾙは、本館から配線されている幹線以外すべて撤去とする。

既存　自動火災報知設備配線図　S=1/75

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	撤去　自動火災報知設備
							縮尺	1/75（A3縮小版：1/150）
							日付	
							図面番号	E-10

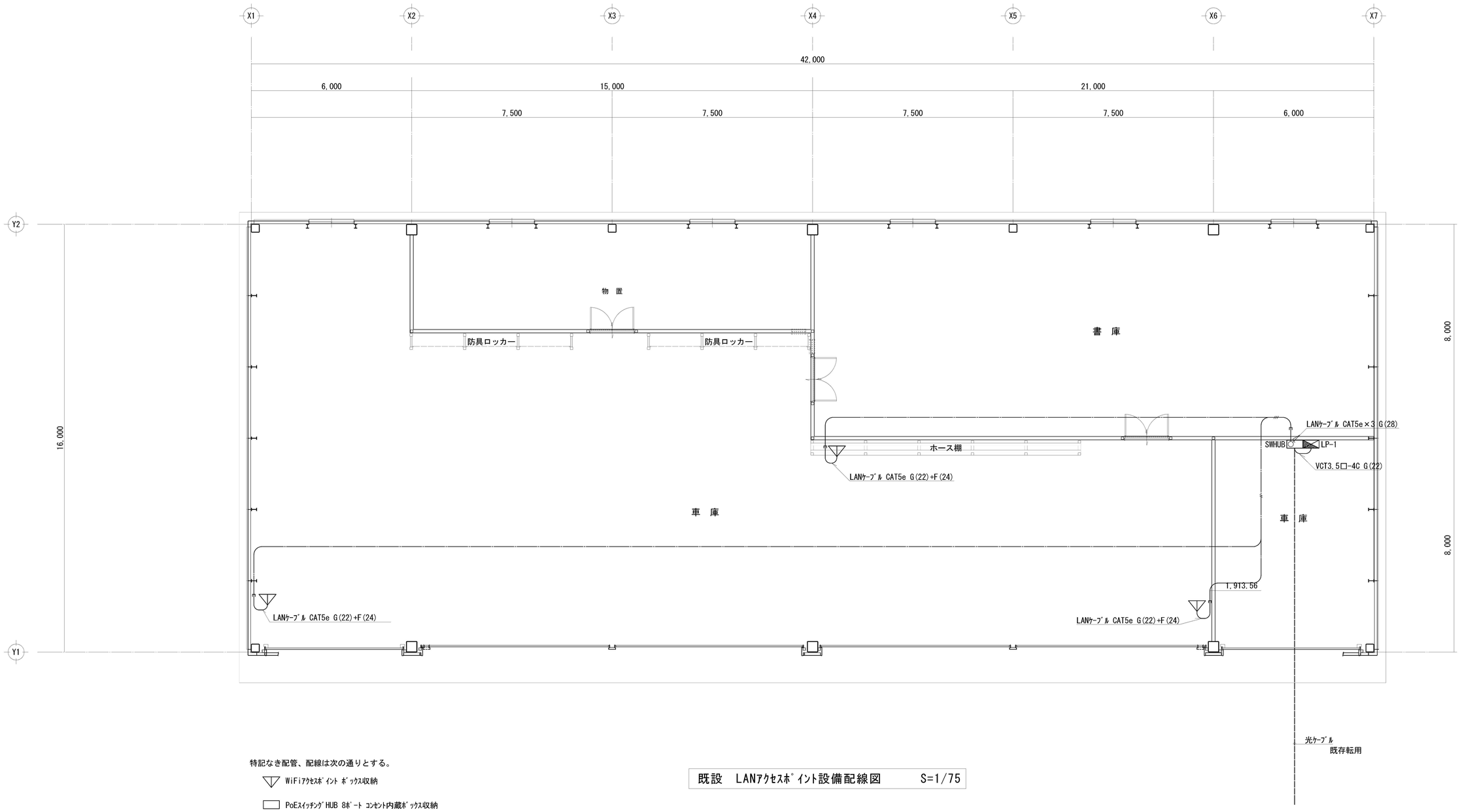

特記なき配管、配線は次の通りとする。

▽ WiFiｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ ﾎﾞｯｸｽ収納

▭ PoEｽｲｯﾁﾝｸﾞHUB 8ﾎﾟｰﾄ ｺﾝｾﾝﾄ内蔵ﾎﾞｯｸｽ収納

———————— LANｹｰﾌﾞﾙ CAT5e 天井転がし

・現況機器再使用のため、一時取り外し保管とする。
再使用機器：WiFiｱﾝﾃﾅ、ｽｲｯﾁﾝｸﾞHUB。
撤　　去：上記機器以外。

既設　LANｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ設備配線図　S=1/75

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	撤去　LANｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ設備配線図
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)
							日付	

図面番号 E-11

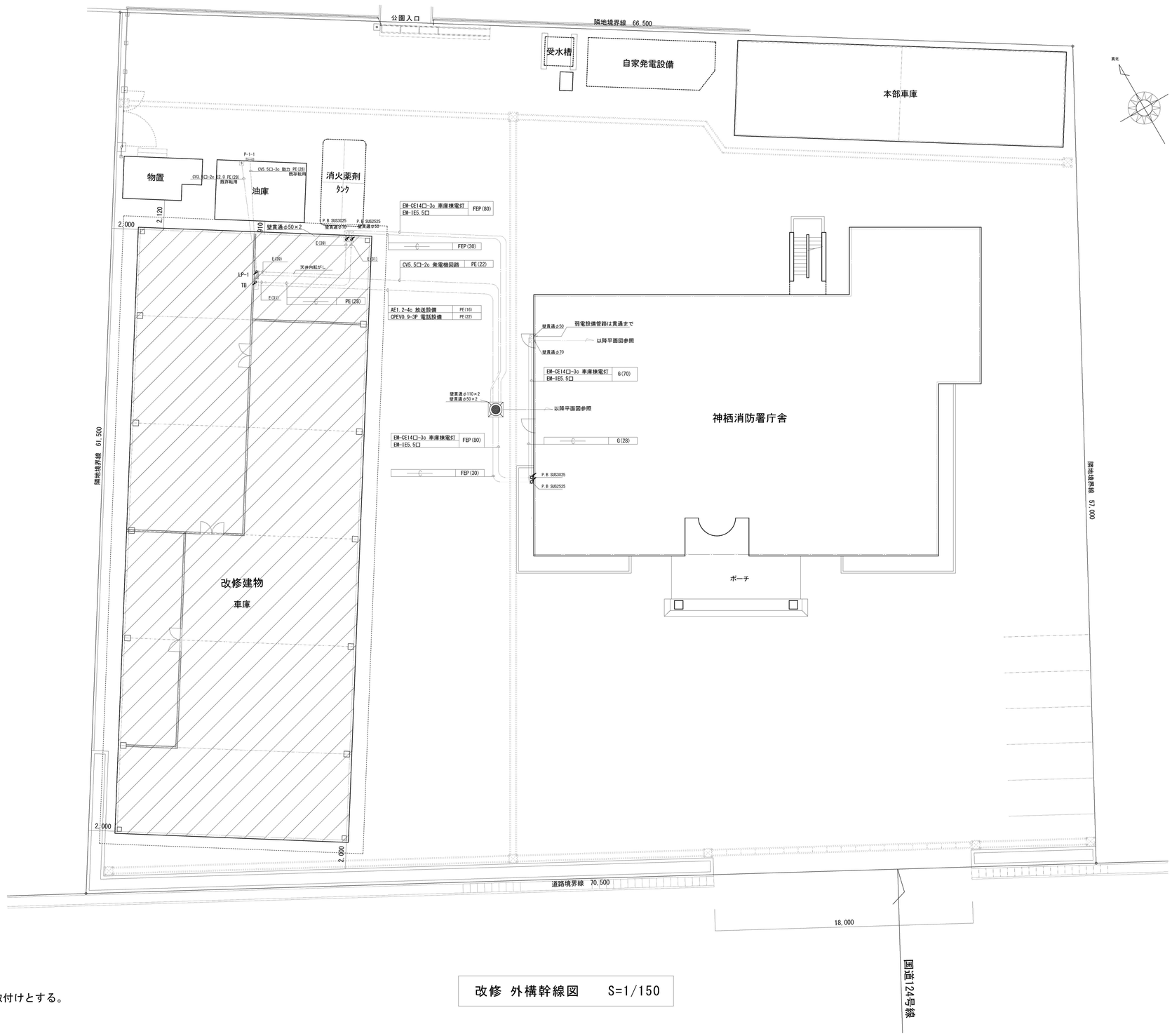

特記

・新幹線経路は、車庫棟から庁舎まで配管実施
　庁舎内L-1から電源を取り出すものとする。
・車庫棟内LP-1は製作取付けとする。
・電話端子盤はｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄHUB収納箱と共用とし製作取付けとする。

改修　外構幹線図　　S=1/150

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　外構幹線図
							縮尺	1/150 (A3縮小版：1/300)
							日付	

図面番号 E-12

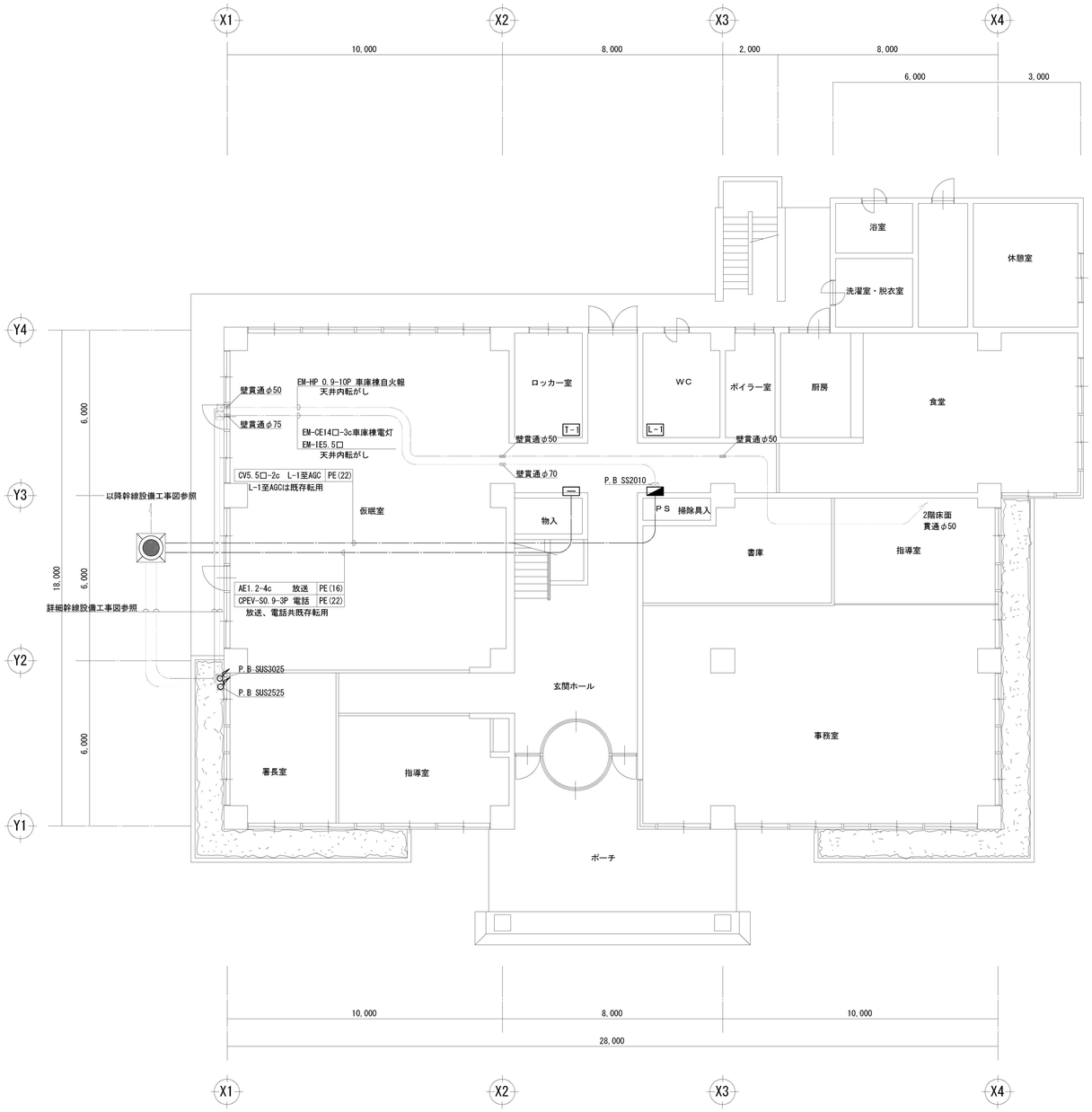

1階平面図　S=1/100

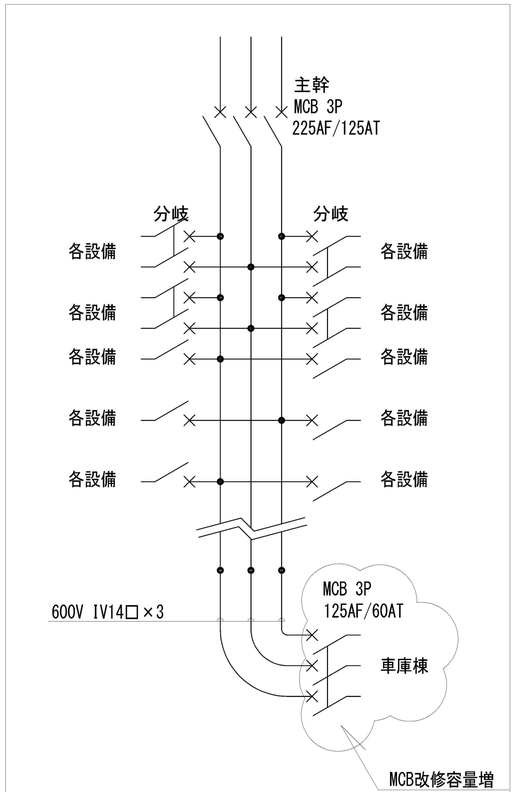

今回 L-1盤内概略系統図

特記
・L-1盤内車庫棟電灯用MCBを撤去された場所に取付け
　配線する。
　盤中扉はMCBの大きさによって開口を加工する。

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　庁舎1階幹線設備図
							縮尺	1/100（A3縮小版：1/200）
							日付	
							図面番号	E-13

2階平面図　　S=1/100

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　庁舎２階幹線設備図
							縮尺 1/100	日付

図面番号 E-14

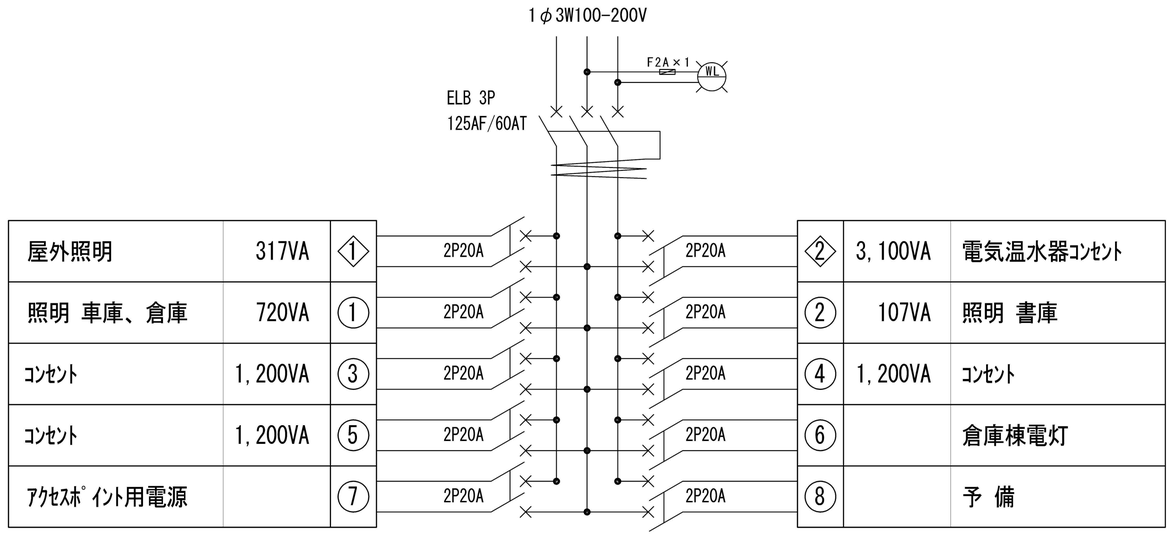

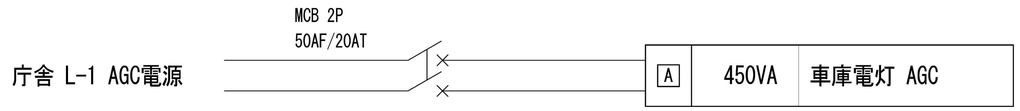

セパレータ

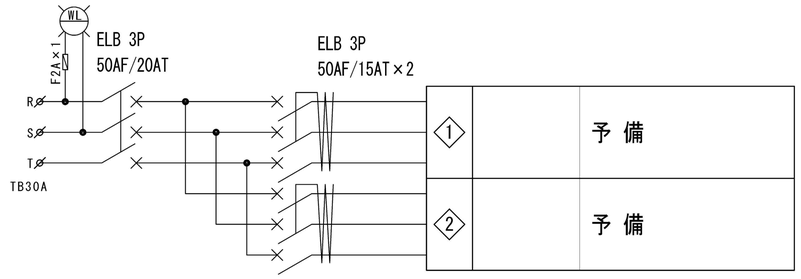

LP-1

盤製作仕様
- 屋内壁掛け型
- 電灯主幹125AF/60AT×1 分岐2P20A×8
  非常用照明電源用MCB2P50AF/20AT×1
  動力電源用MCB3P50AF/15AT×2
- 鋼板製
- 指定色塗装
- 一次側ｹｰﾌﾞﾙ入力背面から入線

特記
- ◇n 200V回路
- (n) 100V回路
- □n 発電機電源回路

	鹿島地方事務組合						工事名 8車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号 E-15
							図面名 改修 LP-1 分電盤系統図	
							縮尺 1/NON	日付

照明器具姿図

A　直付け40型	B　直付け40型 傘反射型	C　投光器　水銀灯４００形相当	D　投光器　ﾏﾙﾁﾊﾛｹﾞﾝ灯Ｌﾀｲﾌﾟ １０００形相当
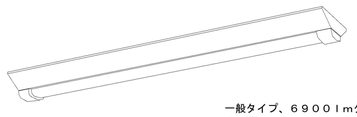 一般タイプ、６９００ｌｍタイプ 消費電力４３．１W、定格出力型、電圧１００～２４２Ｖ 本体：亜鉛鋼板（クロムフリー・高反射白色粉体塗装） 防湿型・防雨型ライトバー：ポリカーボネート（乳白） ＋アクリルコーティング 光源寿命４００００時間（光束維持率８５%） ＩＰ２３防湿型、昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３ 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック　直付ＸＬＷ４６２ＤＥＮＴＬＥ９	 一般タイプ、３２００ｌｍタイプ 消費電力２０．６W、定格出力型、電圧１００～２４２Ｖ 本体：亜鉛鋼板（クロムフリー・高反射白色粉体塗装） 防湿型・防雨型ライトバー：ポリカーボネート（乳白） ＋アクリルコーティング 光源寿命４００００時間（光束維持率８５%） ＩＰ２３防湿型、昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３ 電源装置はライトバー側に内蔵 パナソニック　直付ＸＬＷ４３２ＫＥＮＺＬＥ９	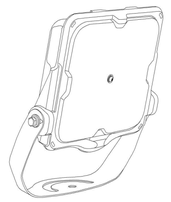 ＬＥＤ内蔵、電源ユニット内蔵、防雨型・重耐塩害仕様、中角タイプ 天井直付型・壁直付型・据置取付型、保護等級：ＩＰ６５ 光束維持時間６００００時間（光束維持率８５%）、昼白色、 ５０００Ｋ、Ｒａ７０ 光束１７３００ｌｍ、消費電力９７．６W、電圧１００～２４２Ｖ 本体：アルミ、前面パネル：ポリカーボネート（透明） アーム：鋼材（溶融亜鉛メッキ） 耐風速６０ｍ／ｓ、落下防止ワイヤー付、耐雷サージ：１５ＫＶ、 質量：４．５ｋｇ パナソニック　ＮＹＳ３５１３５ＫＬＥ９	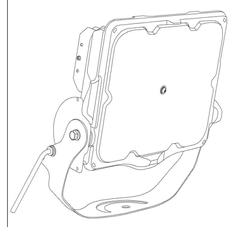 ＬＥＤ内蔵、電源ユニット内蔵、防雨型・重耐塩害仕様、広角タイプ 光束４２０００ｌｍ、消費電力２４０W、電圧２００～２４２Ｖ 昼白色、５０００Ｋ、Ｒａ７０光束維持時間６００００時間 （光束維持率８５%） 本体：アルミ（ブラウン）、前面パネル：ポリカーボネート（透明） アーム：鋼材（溶融亜鉛メッキ） 保護等級ＩＰ６５、耐風速６０ｍ／ｓ 落下防止ワイヤー付、耐雷サージ：１５ＫＶ、 パナソニック　ＮＹＳ３５４４５ＬＥ２

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号
							図面名	改修　照明器具姿図	E-16
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)	日付

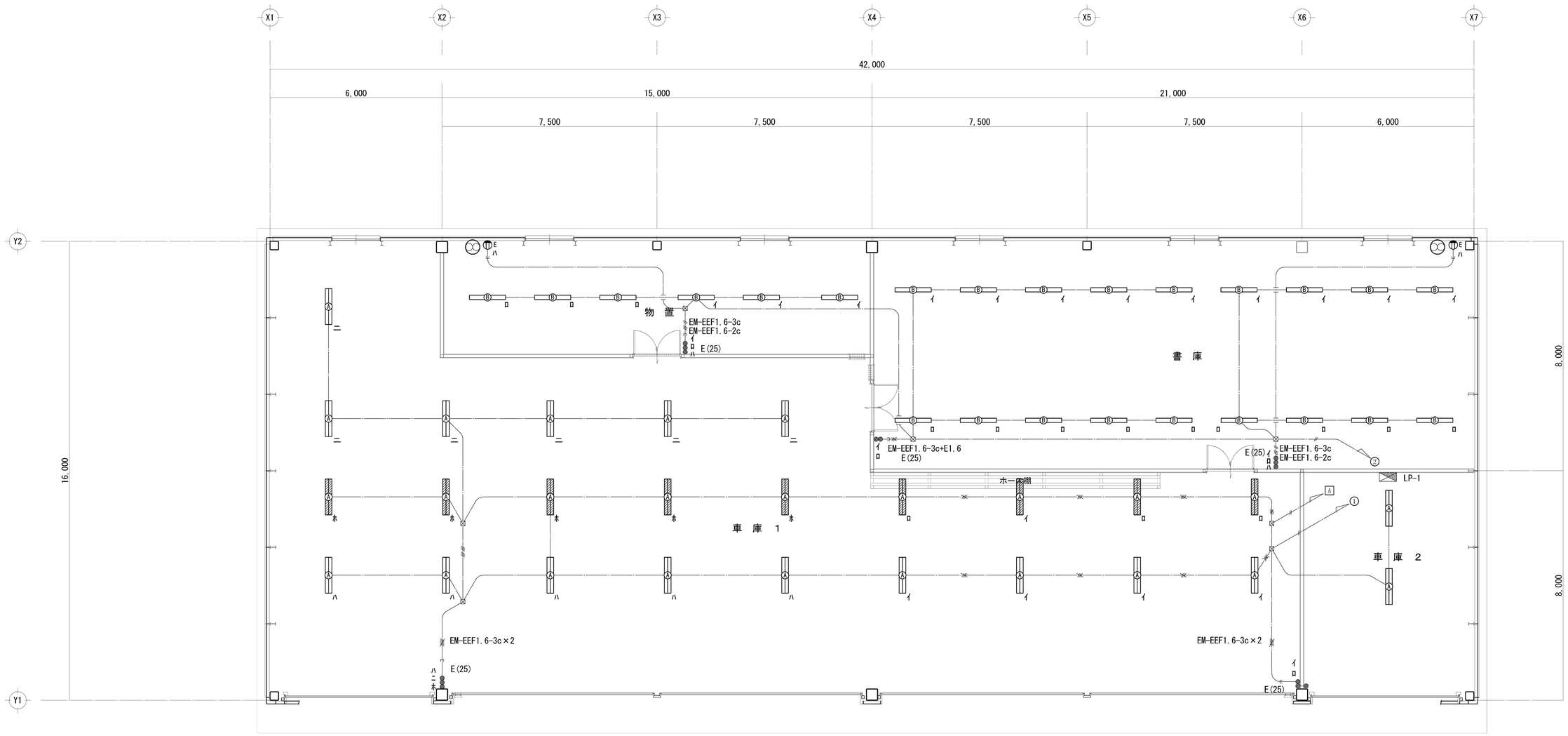

凡例

特記なき配管、配線は次の通りとする。

	照明ｽｲｯﾁ + 立上り配管天井内ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ
E	接地ｺﾝｾﾝﾄ + 立上り配管E(25)
	VVF2.0-3C
	VVF1.6-3C
	発電機電源供給照明器具

・配線器具の位置高さは、基本的に撤去された配線器具の位置高さと同じとする。
・従来設置されていた配線器具が撤去された箇所の開口部は金属ﾌﾟﾚｰﾄにより
塞ぐものとし、今回配線器具は露出ﾎﾞｯｸｽを使用し撤去した配線器具の隣に配置するものとする。
天井まで露出配管を施す。

改修 電灯設備配線図　　S=1/75

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　電灯設備配線図
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)
							日付	
							図面番号	E-17

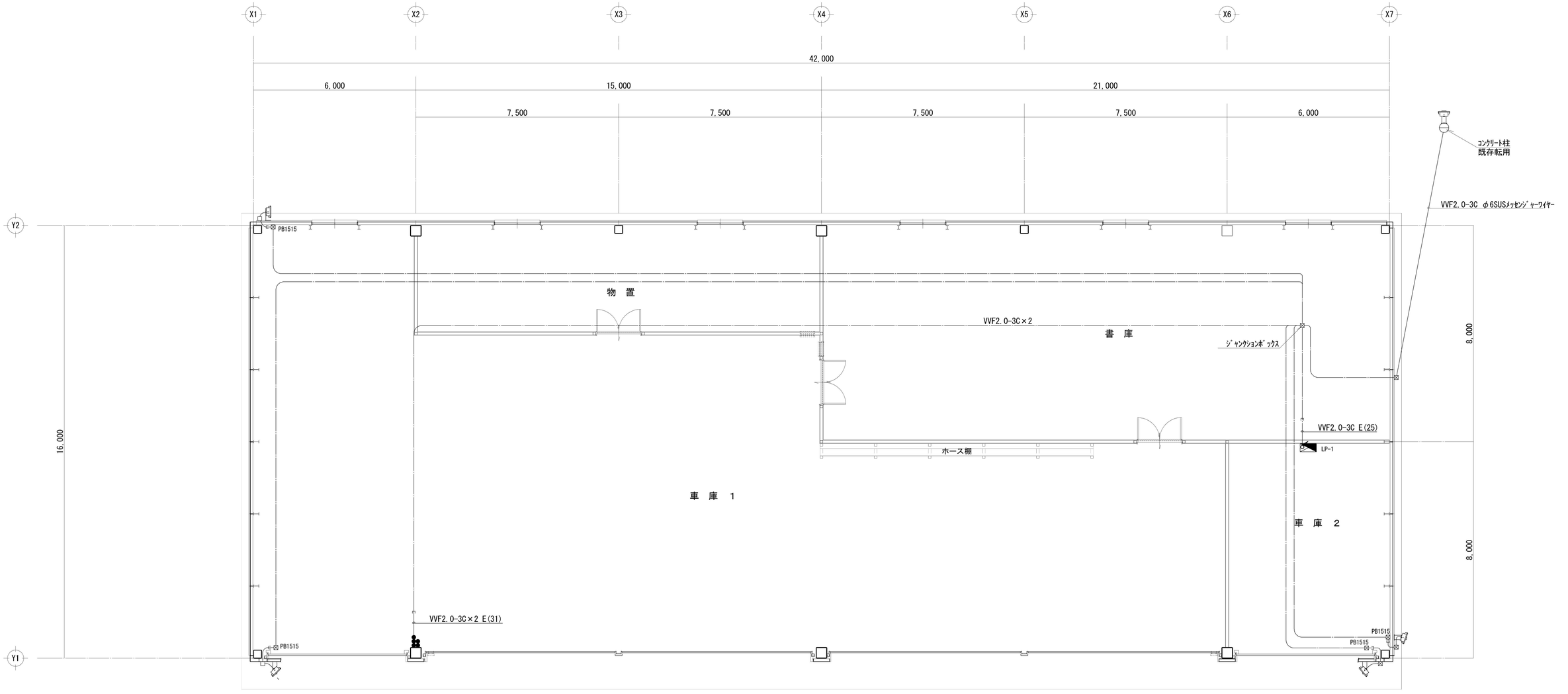

凡例

特記なき配管、配線は次の通りとする。

PB1515	ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽｽﾃﾝﾚｽ150×150×150H+立上り配管E(25)
□	樹脂製ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽ108×108×50.5H
————	VVF2.0-3C 天井内転がし

改修　屋外照明設備図　S=1/75

・既存同等箇所に今回LED照明灯を設置する。
・照明灯に使用する架台を壁面に取付ける際の壁面にある孔は転用し、ボルトは交換する。
　ｺﾝｸﾘｰﾄ中までの配線はﾒｯｾﾝｼﾞｬｰﾜｲﾔｰSUSφ6を設置して配線する。

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　屋外照明設備図
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)
							日付	

図面番号 E-18

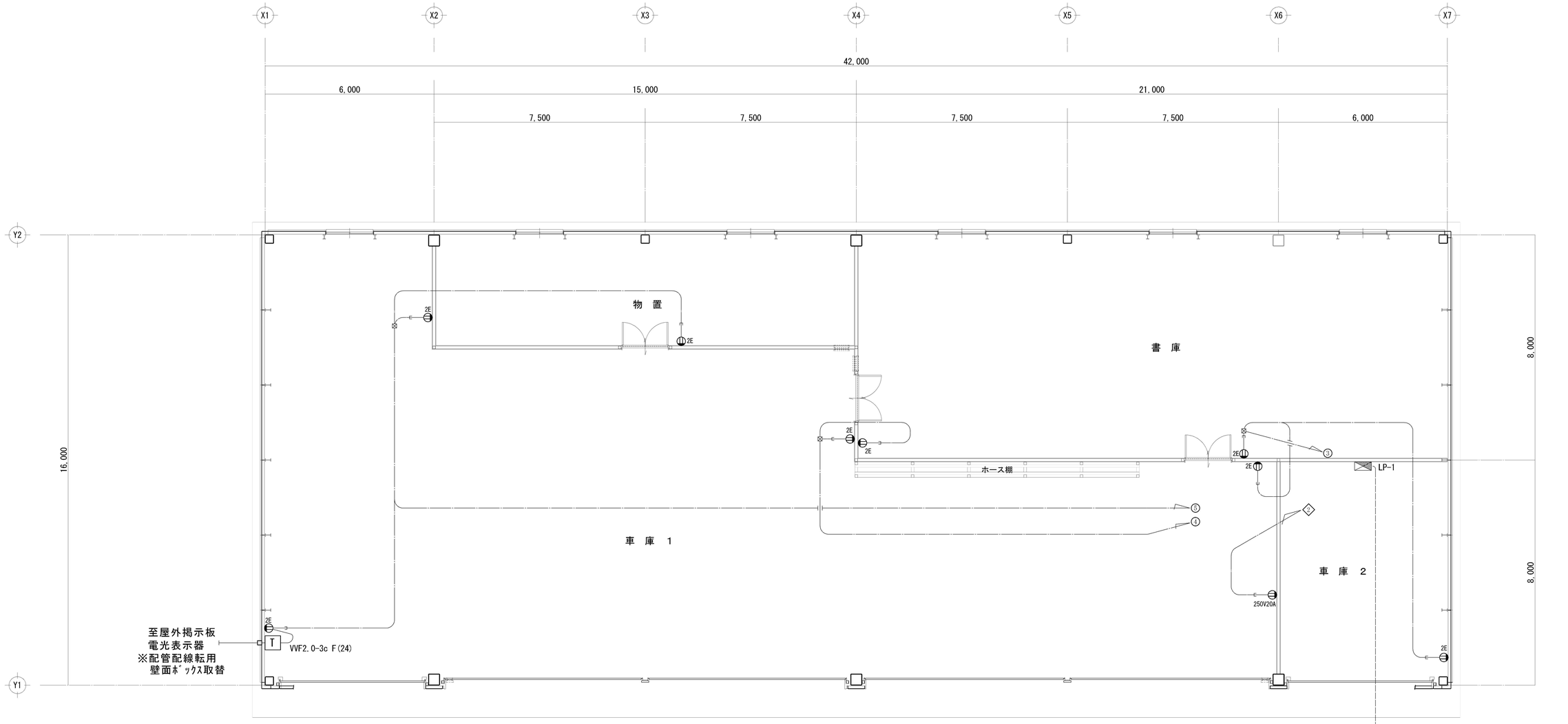

凡例

特記なき配管、配線は次の通りとする。

2E	接地ｸﾞﾌﾞﾙｺﾝｾﾝﾄ+立上り配管 E(25)
	VVF2.0-3C
	ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ

改修　ｺﾝｾﾝﾄ設備図　　S=1/75

・配線器具の位置高さは、基本的に撤去された配線器具の位置高さと同じとする。
・従来設置されていた配線器具が撤去された箇所の開口部は金属ﾌﾟﾚｰﾄにより
　塞ぐものとし、今回配線器具は露出ﾎﾞｯｸｽを使用し撤去した配線器具の隣に配置するものとする。
　天井まで露出配管を施す。

T盤

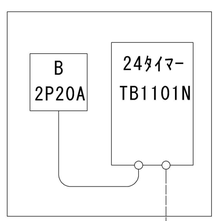

樹脂ﾎﾞｯｸｽ内
ﾌﾞﾚｰｶｰ、24時間ﾀｲﾏｰ収納

既存ｹｰﾌﾞﾙ再使用接続

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　コンセント設備配線図
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)
							日付	
							図面番号	E-19

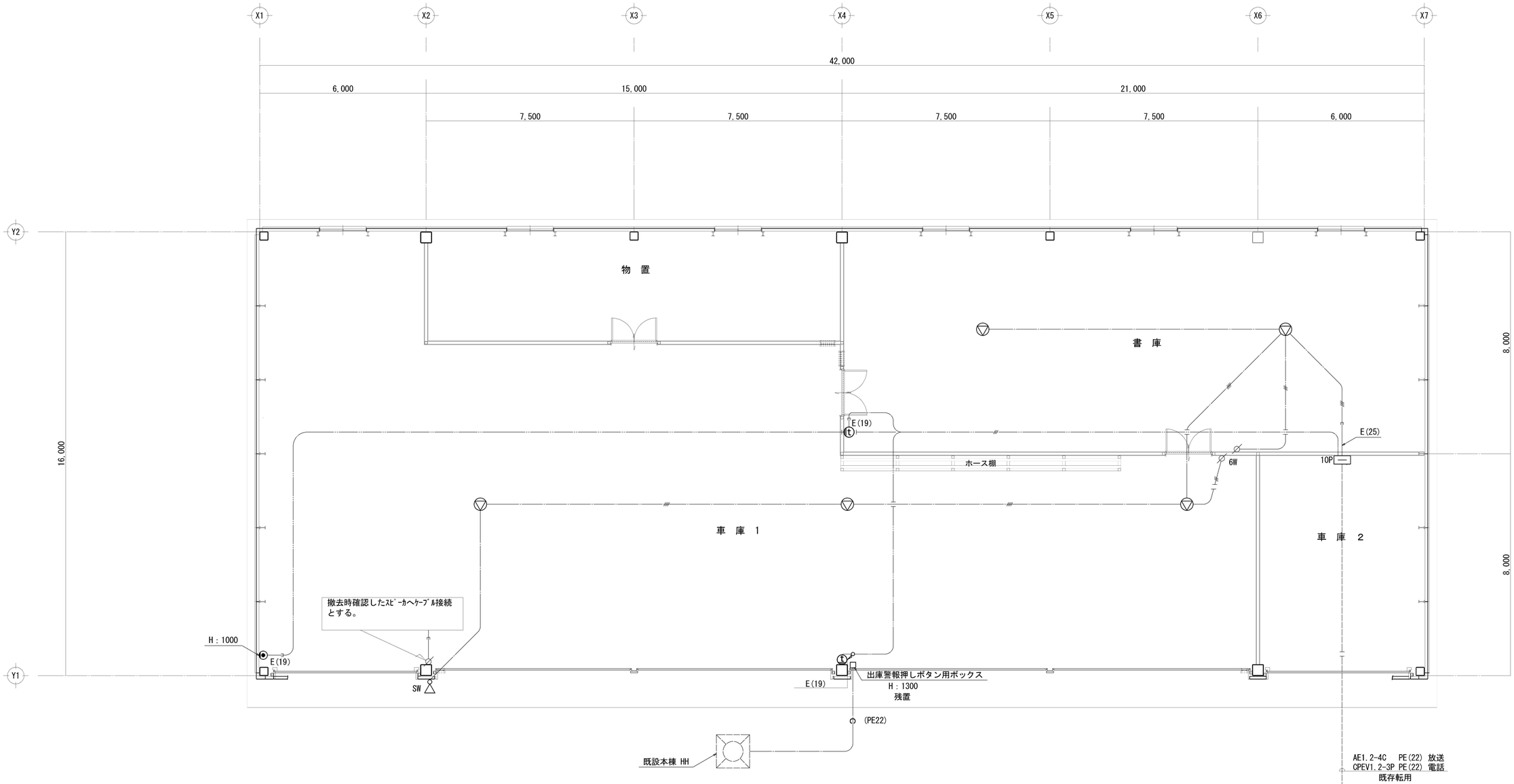

特記なき配管、配線は次の通りとする。

- AE 1.2-2C
- AE 1.2-3C
- AE 1.2-4C
- ｶｯﾄﾞ線0.65-2P
- ｶｯﾄﾞ線0.65-2P×3

・TB立上り配管は、ｽﾋﾟｰｶ用E(25)、電話用E(31)と分ける。尚電話用配管には別ページにあるLANｹｰﾌﾞﾙも一緒に入線する。

改修　放送・ｲﾝﾀｰﾎﾝ設備図　S=1/75

機器姿図	天井埋込型スピーカー 防滴型	PC-3IR
		3 W時：L級 消防法規定の測定で ９２ ｄＢ（Ａ）以上 （１ W時：M級）

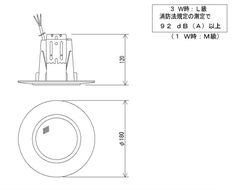

定格入力	３Ｗ（3．3 ｋΩ）、１Ｗ（10 ｋΩ）
出力音圧レベル	８８ ｄＢ（１ W，１ m）
周波数特性	１８０ Ｈｚ～２０ ｋＨｚ
スピーカー	８ ｃｍ防滴コーン型
仕上	枠・ボディ：樹脂 オフホワイト
	パンチングネット：ステンレス
その他	防水性能：ＩＰＸ４

機器姿図	ホーンスピーカー	SC-710AM 耐塩塗装仕様
		L級

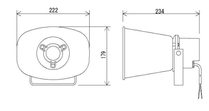

定格入力	１０Ｗ（１ ｋΩ）、５Ｗ（２ ｋΩ）、
	３Ｗ（3．3 ｋΩ）、１Ｗ（10 ｋΩ）
出力音圧レベル	１０８ ｄＢ（１ W，１ m）
周波数特性	３５０ Ｈｚ～１０ ｋＨｚ
その他	防塵・防水性能：ＩＰ６５
	ホーン色：オフホワイト

鹿島地方事務組合							工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　弱電設備配線図
							縮尺	1/NON
							日付	

図面番号 E-20

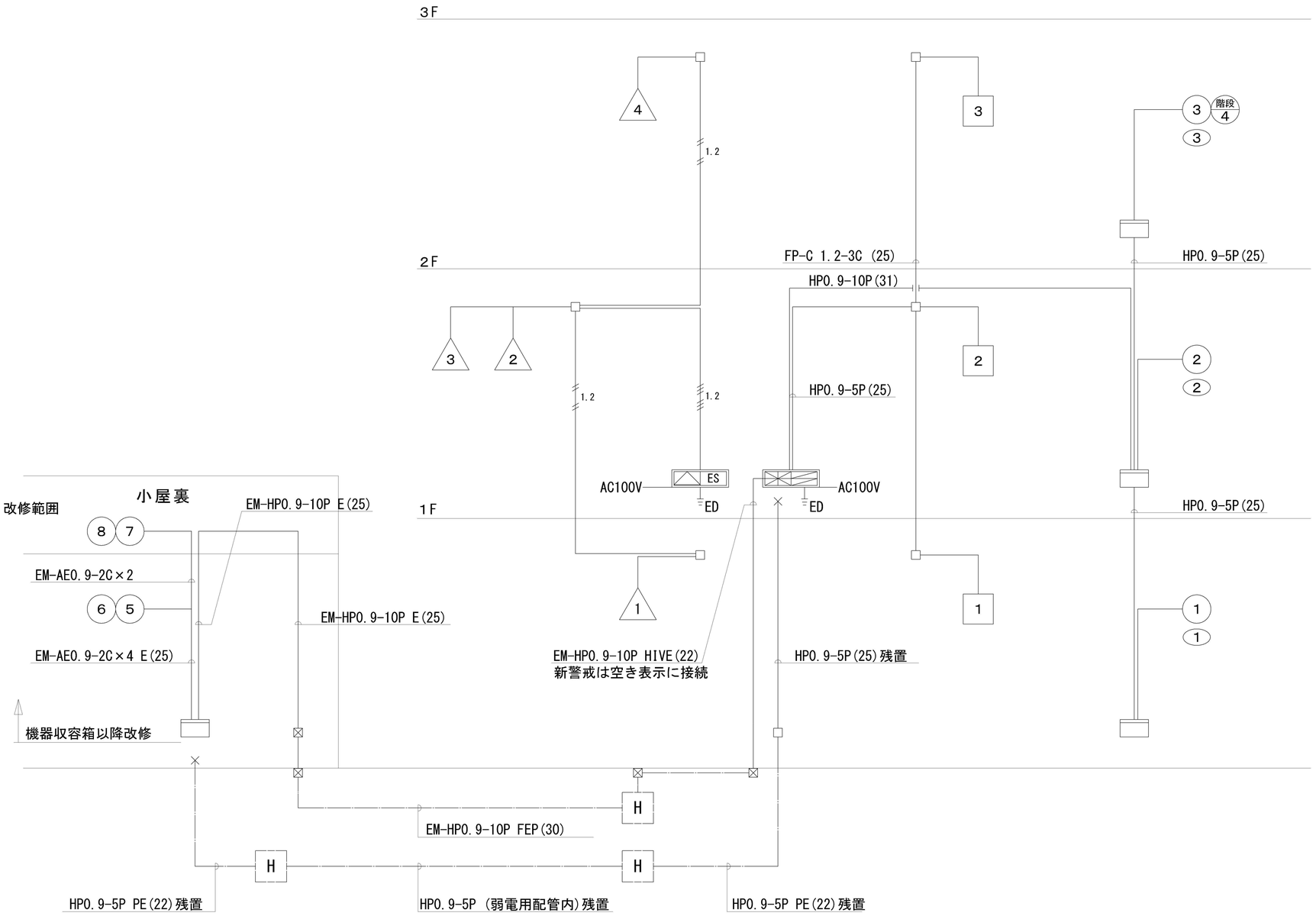

車庫棟

本 棟

自 火 報 幹 線 系 統 図

記 号	名 称	備 考
	複 合 盤	火災受信機 P型1級10回線(主音響内蔵)
		連動操作盤 5回線
P	発 信 機	P型1級
B	警 報 ベ ル	DC24V,10mA
	表 示 灯	AC30V,2.0W
S	煙 感 知 器	光電式ｽﾎﾟｯﾄ型 2種
S	煙 感 知 器	光電式ｽﾎﾟｯﾄ型 2信号 2種,3種
S	煙 感 知 器	光電式ｽﾎﾟｯﾄ型 3種
	熱 感 知 器	差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 2種
	熱 感 知 器	定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 1種
	熱 感 知 器	定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 1種(防水型)
	熱 感 知 器	定温式ｽﾎﾟｯﾄ型 特殊
	熱 感 知 器	差動式ｽﾎﾟｯﾄ型 2種(小屋裏取付けを示す)
	機 器 収 容 箱	埋込型(車庫棟露出型)
Ω	終 端 抵 抗	
D	自 動 閉 鎖 装 置	防火扉閉鎖用(ﾗｯﾁ式) DC24V 0.3A
	配 管 配 線	天井隠蔽
	配 管 配 線	ｹｰﾌﾞﾙ線
□	配 管 配 線	ｼﾞｮｲﾝﾄﾎﾞｯｸｽ
	配 管 配 線	配線配管立上り下がり
No	制 御 回 路 番 号	煙感知用 NO.1 ～ 3
No	制 御 回 路 番 号	防火ｼｬｯﾀｰ用 NO.1 ～ 3
	警 戒 区 域 線	
No	警 戒 区 域 番 号	NO.1 ～ 4 (車庫棟 5、6、7)
ES	ガ ス 漏 れ 受 信 部	ガス漏れ火災受信機 G型P伝送方式 5回線
		直流電源装置 DC28V±1V 3A 10分間付
G	ガ ス 漏 れ 検 知 器	壁掛型(検知区域警報装置内蔵) ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ用
No	制 御 回 路 番 号	ガス漏れ用 NO.1 ～ 3

特 記

特記なき配管配線は、下記の通りとする。

- AE0.9-2C
- AE0.9-2C(19)
- AE0.9-4C
- AE0.9-4C(19)
- FP-C FP-C1.2-3C(25)
- FP-C FP-C1.2-5C(25)
- AE1.2-4C(19)
- AE1.2-5P(25)

・今回本棟からの幹線を引替える。
・車庫棟の天井が上昇する。天井面の感知器個数の変更はしない。
・車庫棟の小屋裏の感知器は煙感知器とし、今回2警戒とする。
・感知器、ｹｰﾌﾞﾙ、機器収容箱、同内機の更新。

防排煙制御ｼｽﾃﾑ表

煙感知 No	防火ｼｬｯﾀｰ No
1	1
2	2
3	3

	鹿島地方事務組合					工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
						図面名	改修 自動火災報知設備系統図
						縮尺	1/NON
						日付	

図面番号 E-21

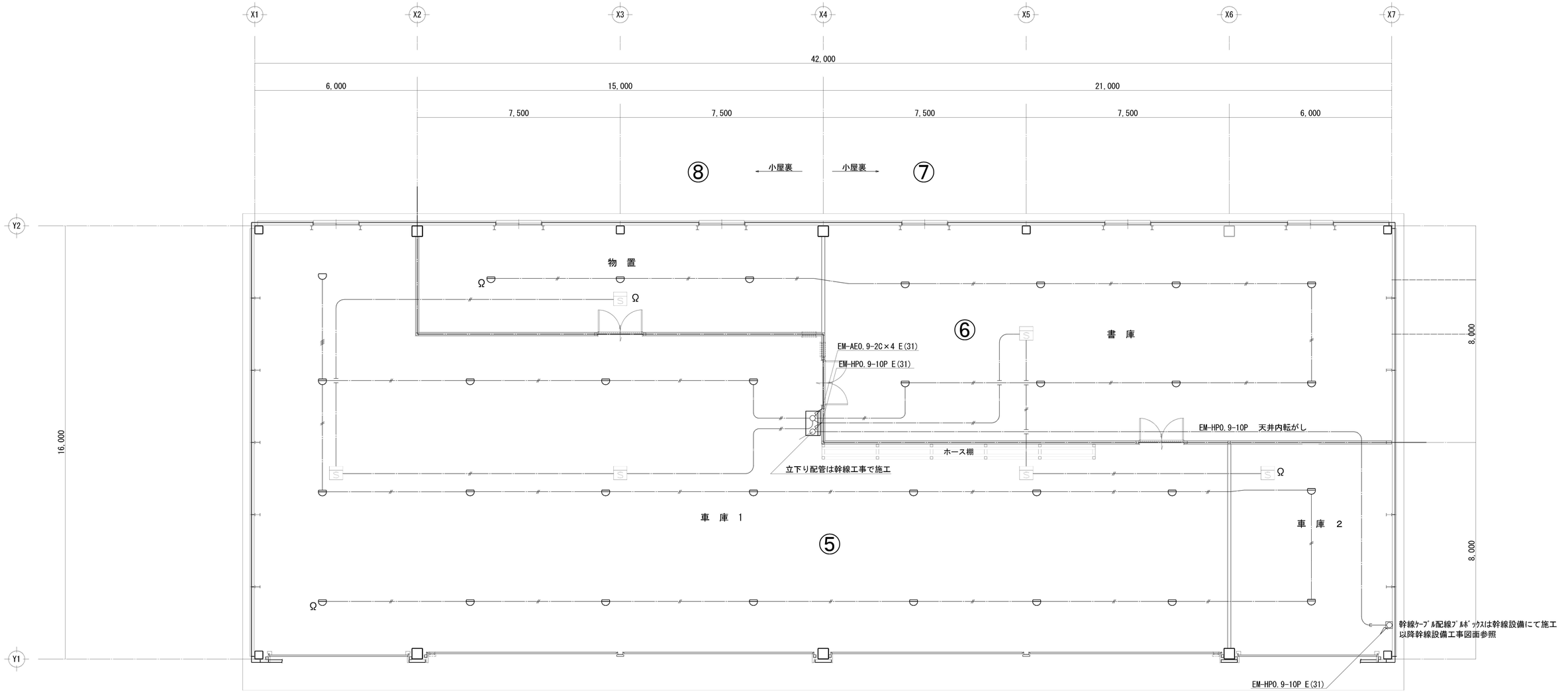

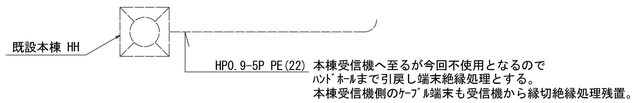

特記なき配管、配線は次の通りとする。

AE 0.9-2C

AE 0.9-4C

S 天井内煙感知器

・総合盤は既存同等の場所に設置し、天井まで立上げ配管を施す。
・本館からの既存幹線は、不使用とし発信機からﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙまで引戻し端末絶縁処理残置。
・機器収容箱より天井までは露出配管とする。
・小屋裏感知器は煙感知器を設置し、小屋裏の警戒は2警戒とする。

改修　自動火災報知設備配線図　S=1/75

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　自動火災報知設備配線図
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)
							日付	
							図面番号	E-22

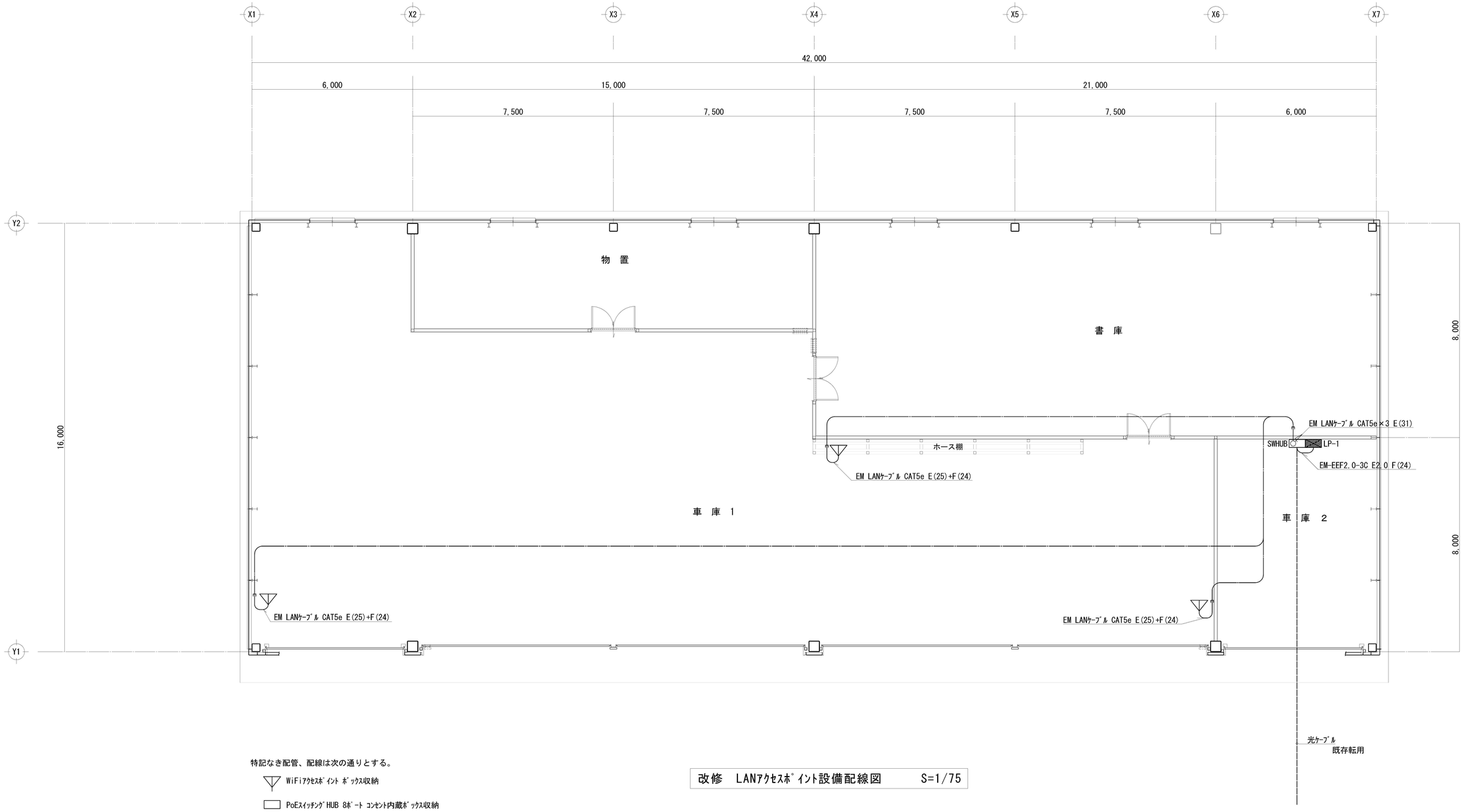

特記なき配管、配線は次の通りとする。

▽ WiFiｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ ﾎﾞｯｸｽ収納

▭ PoEｽｲｯﾁﾝｸﾞHUB 8ﾎﾟｰﾄ ｺﾝｾﾝﾄ内蔵ﾎﾞｯｸｽ収納

———— LANｹｰﾌﾞﾙ CAT5e 天井転がし

・機器は取外した位置に戻し取付ける。
再使用機器：WiFiｱﾝﾃﾅ、ｽｲｯﾁﾝｸﾞHUB。
更　　新：上記機器以外。

改修　LANｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ設備配線図　　S=1/75

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　LANｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ設備配線図
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)
							日付	

図面番号 E-23

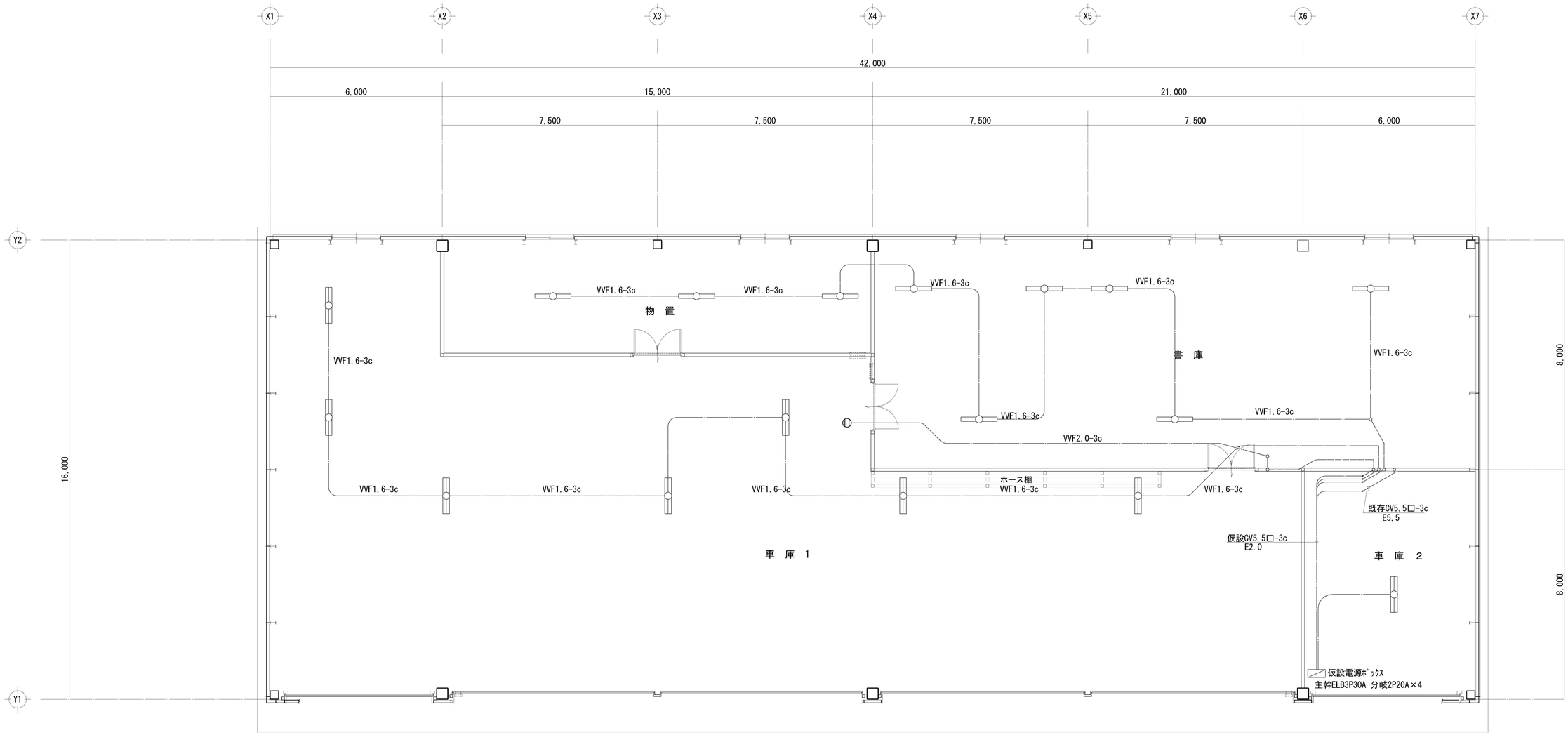

仮設電灯ｺﾝｾﾝﾄ用電源は、LP-1撤去の際離線した幹線を転用し
幹線を延長し仮設電源箱を設置し、仮設電灯ｺﾝｾﾝﾄへ配線する。
照明器具ｺﾝｾﾝﾄ配線器具は撤去品を使用する。設置場所は施工時の状況により
考慮し配置することとする。電灯の入切りは仮設盤のﾌﾞﾚｰｶｰによるものとする。
ｺﾝｾﾝﾄは冷蔵庫で使用されているｺﾝｾﾝﾄを一時的に残す形をとり、そのｺﾝｾﾝﾄへ電源供給し冷蔵庫用とする。
土間解体時期が来て冷蔵庫の位置が変更になった場合は、土間解体の支障のない範囲でｺﾝｾﾝﾄを移設する。

改修　電灯ｺﾝｾﾝﾄ仮設配線図　S=1/75

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　電灯ｺﾝｾﾝﾄ仮設配線図
							縮尺	1/75 (A3縮小版：1/150)
							日付	
							図面番号	E-24

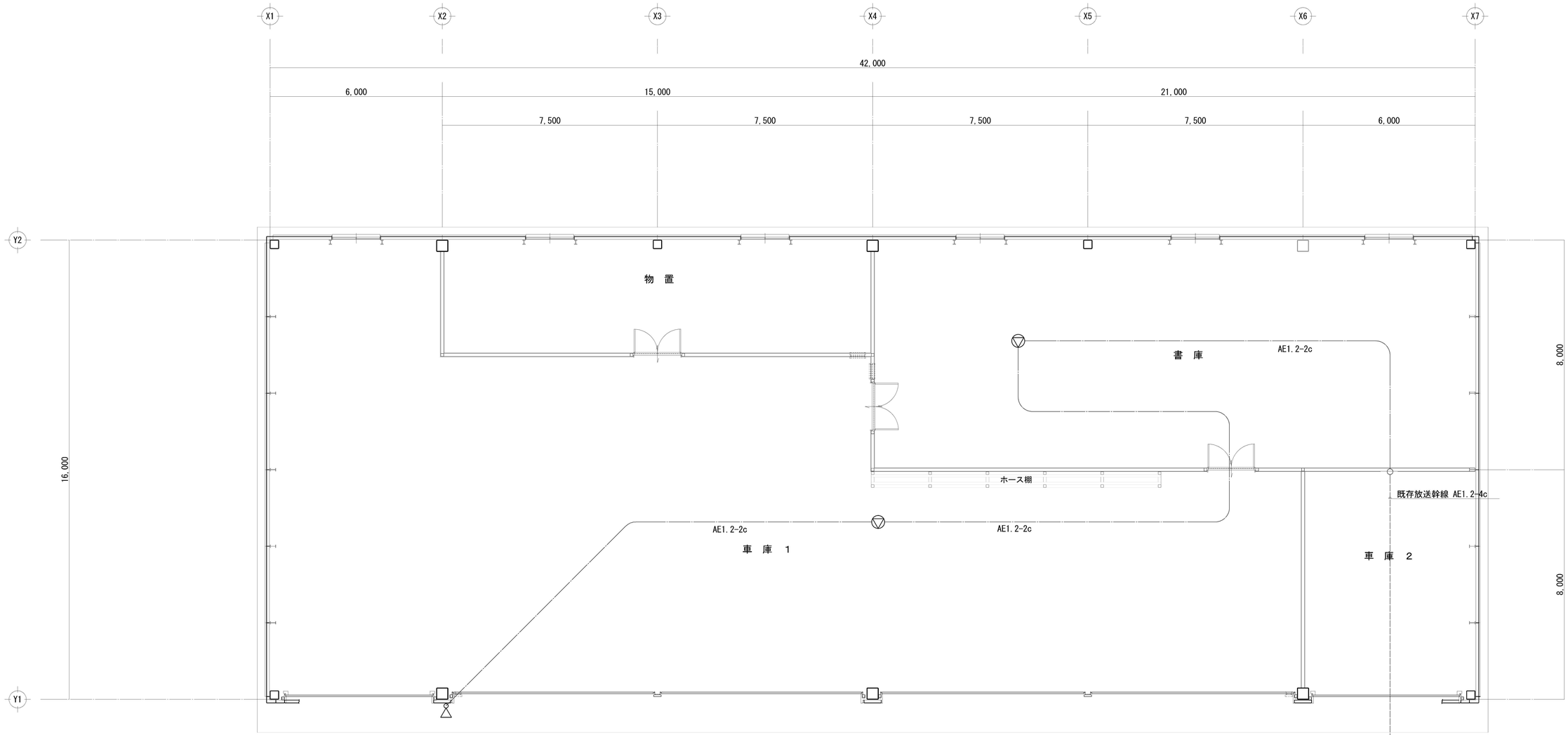

工事中も放送設備を使用出来るようにするため
弱電端子盤撤去の際離線した幹線を転用し仮設ｽﾋﾟｰｶを設置し配線する。
書庫、車庫、屋外にそれぞれ1個ずつ既設ｽﾋﾟｰｶ使用し設置する。
各ｽﾋﾟｰｶへの配線に使用するｹｰﾌﾞﾙは既存ｹｰﾌﾞﾙを使用するものとする。
設置場所は屋外は既存設置個所、屋内は工事時の天井状況による。
設置方法は、天井鉄骨または天井用軽量鉄骨に吊り下げる形とし、
ｱｯﾃﾈｰﾀは使用しないものとする。

仮設　放送設備配線図　　S=1/75

	鹿島地方事務組合						工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修　放送設備仮設配線図
							縮尺	1/75（A3縮小版：1/150）
							日付	

図面番号 E-25

８車庫改修工事　（神栖消防署）

特記仕様書（機械設備工事）

Ⅰ　工事概要

１　工事場所

神栖市溝口４９９１番地５　（神栖消防署地内）

２　建物概要等

鉄骨造

３　工事種目（車庫改修工事）

・車庫改修に伴う流し・洗濯機パンを設置及び給水、給湯、排水工事。

Ⅱ　機械設備工事仕様

１．共通事項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（最新版）（以下「標準仕様書」という。）及び、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（最新版）（以下「改修標準仕様書」という。）による。

２．特記事項

(1)　項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2)　特記事項で※印，・印のある場合の適用は、下記による。
※印を適用する。
・印の付いたものは適用しない。
(3)　特記事項に記載の〈　〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該表及び当該図を示す。
(4)　建築工事、電気設備工事は、別記各工事の特記仕様書による。

Ⅲ　特記仕様

章	項　目	特　記　事　項
１一般共通事項	①. 適用基準等	※「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版） ※「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版） ※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版） ※「工事写真の撮り方（建築設備編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　最新版）
	②. 技術者等	建設工事請負契約書並びに茨城県建設工事施工適正化指針に基づく現場代理人及び技術者（主任技術者監理技術者・専門技術者）を選定する。
	③. 技 能 士	⊙適用する　・適用しない ⊙１級配管技能士　・熱絶縁施工技能士　・冷凍空気調和機器施工技能士　(1.5.2) ・建築板金技能士　・計装士
	④. 機　材	本工事に使用する機材等は、機器表、器具表より選定し、監督員の承認を得て使用する。
	⑤. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行なうべき機材等は、標準仕様書によるほか別表による。
	６．残土処分	・構外搬出適切処分　・構内指示の場所に敷均し　・構内指示の場所にたい積
	⑦. 発生材の処理	⊙構外搬出とし、関係法令に準拠して適切に処理し、監督員に報告する。(1.3.9) 引渡しを要するもの　・なし　・あり
	⑧. 提出書類	提出書類は、下記による。 ⊙写　真

適用	内　容	サイズ	枚数	部数	提出方法
	現況写真（着工前の敷地及び周辺の状況）	サービス		１	スクラップブック
	工事写真（工程順、名称、日付等を記入）	サービス		１	スクラップブック
	完成写真（支払用：外観及び内観）	サービス	２枚以上	２	Ａ４版台紙
	完成写真（・　原版共　）	キャビネ		１ ２	アルバム 指定台紙

上記のほかに出来高検査、中間検査等に要する写真は、監督員の指示により提出する。なお、撮り方は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮り方（改訂第２版）建築設備編」を参考とすること。
※工事カルテ（CORINS）受領書の写し
※火災保険等に加入したことを証明できる書類
※建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書
⊙試験成績表
⊙機械類保証書
・各種届出書類控
⊙保守指導案内書（取扱い説明書、使用機材仕様書、検査合格書等）
⊙保守点検に必要な工具
・施工体制台帳（下請契約台帳、再下請契約届出書施工体系図）現場備え付け
⊙産業廃棄物処理関係書類
（処理フロー図（種類、数量）、マニュフェストの写し、委託契約書の写し、許可証の写し
運搬経路図、運搬車両一覧表、写真（積込み、運搬中、荷下ろし状況））
・建設副産物実態調査に関するデータ保存FD及び出力調査票
⊙施工計画書
⊙施工図
※その他　監督員が必要と認め、指示した書類及び部数

	⑨. 完成図等	⊙作成する　・作成しない 提出するもの　・原図　部　⊙青焼（白焼）製本　２部　・CADデータ 完成図の原図サイズ　・Ａ１　・Ａ２　⊙Ａ３ ・ＣＤ－Ｒ 完成図面、金抜内訳書、完成写真、申請書類、保証書等を収録。なお、詳細は別紙「茨城県完成図書（図面・内訳書）ＣＤ化仕様書」による ・維持保全に関する資料の部数　・１部　・　部

2 共通工事		
	①. 機器の規格	機器類の仕様は、図面による。
	②. 各種配管工事の試験	配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装若しくは被覆施工前に行う。試験方法及び試験圧力等は、標準仕様書によるものとし試験記録表を監督員に１部提出する。
	３．測 定 表	試運転調整完了後、すみやかに下記の各測定結果をまとめた測定表を監督員に１部提出する。（測定内容及び測定個所等は、監督員の指示による。） ・温度　・湿度　・風量　・騒音　・振動　・水量
	４．容量の表示	(1)　電動機出力などは、表示された出力以下の容量とする。但し、防災機器は除く。 (2)　冷・温熱源機器等及び防災機器の能力、容量は、その数値以上のものとする。(4.2.1)
	５．土 工 事	根切りは、周辺の土質などに適した工法とし、土砂が崩壊しないように関係法令に準拠し適切な法面をつけるか又は山止めを設ける。（山止め箇所は、図示による。）
	６．管端防食継手	塩ビライニング鋼管でネジ接合する場合の継手は、管端防食継手とする。(2.1.2)
	７．管の切断	塩ビライニング鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤又は丸のこ盤などで切断し、パイプカッターによる切断は禁止する。(2.5.1)
	８．異種管の接合	標準仕様書2.5.16による。なお、接合要領は標準図施工３によるものとする。
	９．吊り及び支持	標準仕様書第２編第２章第６節によるほか、次による。(2.6.3) (1)　屋外支持材は、亜鉛ドブ漬、又はステンレス製とする。（ボルト、ナット等は、SUS製とする。） (2)　50A以下の鋼管は、形鋼振れ止め支持間隔を8m以下とする。 (3)　梁貫通により振れ止めがされている場合は、その部分を形鋼振れ止め支持されているものとみなす。
	10. 地中埋設標	・設置する　（・給水　・排水　・ガス　・消火　・油）　(標準図、機材２) ・設置しない
	11. 埋設表示テープ	標準仕様書によるほかテープ幅は150㎜とする。
	12. 土中埋設の深さ	・６０cm　・　cm （但し、建物に引き込む場合等は、監督員の承諾を得て埋設深さを変更することができる。）
	13. 伸縮管継手を備えた配管	標準仕様書による。(2.4.1.e) (2.4.5、2.4.6、2.4.7、2.5.2、2.5.3、2.5.4、2.5.6、2.5.7)
	14. 管のフランジ接合	標準仕様書によるほか、機器周りの配管はフランジ接合する。但し、鋼管及びライニング鋼管の梁貫通の場合は、片側をネジ接合としてもよい。
	15. 塗装工事	標準仕様書（第２編3.2.1）による。
	16. 防食処置	標準仕様書（第２編2.7.3）による。 (1) 土中埋設の鋼管類（ステンレス管、合成樹脂などで外面を被覆された部分の配管は除く。）には、標準仕様書により防食処理を行う。 (2) コンクリートに埋設される鋼管、鉛管、銅管は、プラスチックテープを1/2重ね１回巻きとする。
	17. 識 別 色	標準仕様書によるほか、埋設表示ﾃｰﾌﾟ及び地中埋設標の識別色は、　給水は青、排水はシルバー、消火は赤、ガスは黄とする。
	18. 保温工事	標準仕様書第２編　第３章　第１節によるほか下記による。 (1) 機器類付属弁類、槽類、煙道及び管寄せの保温外装は、アルミニウム板及びカラー亜鉛鉄板をステンレス板に　・読み替える　・読み替えない (2) 屋内消火配管の保温は標準仕様書の2.3.5表（区分給水管）を　・適用しない　・適用する (3) ロックウール、グラスウールを使用した保温材のホルムアルデヒドの放散量　・Ｆ☆☆☆　・Ｆ☆☆☆
	19. 名 札 等	鍵及び弁等に取り付ける名札は、プラスティック製（白）とし、系統名及び常時開又は閉の文字（黒）を記入する。
	⑳. 貫通部の処理	標準仕様書第２編第２章第８節による。(2.8.1) 本工事に使用するスリーブは、下記による。(2.2.23) ・つば付き鋼管製スリーブ（・防水壁　・防水床）（つば付き鋼管製は第２編表2.2.10による。） ・紙製スリーブ（・梁　・壁　・床） ・管とスリーブとの隙間のシーリング材は、ホルムアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン等を放散しないか、放散が少ないものとする。 ・配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法に適合する工法又は、国土交通大臣認定を受けた工法とし、貫通部に適合するものとする。（認定書を提出し、標識を適当な位置に貼ること。）
	㉑. 研　り	既設のコンクリート部の床、壁の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	22. 他工事との取り合い	(1)　鉄筋コンクリートの梁、床、壁貫通のスリーブ補強　・　箱入れ補強　・　本工事　・　別途 (2)　天井、壁のボード類（軽量鉄骨も含む）の補強及び切込み　・　本工事　・　別途 (3)　天井改め口　・　本工事　・　別途 (4)　外壁に取り付けるガラリ、換気扇枠　・　本工事　・　別途 (5)　機器のコンクリート基礎　屋内設置のもの　・　本工事　・　別途 屋外設置のもの　・　本工事　・　別途 (6)　防煙ダンパーと連動制御器迄の電気工事　・　本工事　・　別途 （機器付属電線と電気工事電源電線並びに電気工事電源開閉器との連続は、別途工事とする。但し、接続については、電気工事業者と充分に協議すること。なお、コンセントへの接続は、本工事とする。） (7)　地震感知器の配管配線　・　本工事　・　別途 (8)　排煙濃度計の指示計迄の配管配線　・　本工事　・　別途 (9)　天井吊形ファンコイルユニットと操作スイッチ管の渡り配管配線　・　本工事　・　別途
	23. 機器等の耐震施工	標準仕様書によるほか設備機器等の固定は、建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成８年版）」による。
	24. 工事用電力・用水・その他	本工事に必要な工事用電力、用水、その他の費用は全て請負者の負担とする。
	25. 揮発性有機化合物（ＶＯＣ）を使用した材料の対応	(1)　揮発性有機化合物（以下ＶＯＣという。）対策については、極力含有量の少ない材料を使用することとする。 (2)　屋内清掃を行うときは、ＶＯＣを含む材料を使用しないこと。やむを得ず使用するときは、監督員の承諾を得ること。 (3)　ＶＯＣを含む材料を使用して施工した場合は十分に換気を行うこと。

③ 衛生器具設備工事	１．大便器洗浄弁（バキュームブレーカー付）	・節水形　・一般形
	２．大便器用ロータンク	・防露形　・一般形
	３．小便器洗浄弁	・節水形　・一般形
	４．衛生器具の接続	衛生器具と排水配管との接続には、ＬＰ管に替えて排水用フレキシブル継ぎ手を使用してもよい。
④ 給水設備工事	１．水道加入金	・別途　・本工事
	２．保　温	・標準仕様書による。 ・屋外露出管（弁、フランジ類を含む）の保温材の厚さは、呼び径25㎜以下は30㎜、呼び径32㎜以上のものは、40㎜以上とする。
	３．水　栓	標準仕様書による。
⑤ 排水設備工事	１．流し接続管	床上露出部分は、塩化ビニル管（ＶＰ）でもよい。
	２．鋳鉄製蓋の文字	・汚水　・雑排水　・雨水　・実験排水　・その他
	３．鋳鉄製蓋の破壊荷重	・中荷重　６０ｋＮ以上（丸枠）　・重荷重　２００ｋＮ以上（丸枠）
	４．屋外排水管敷設要領	根切り底から100㎜砕石敷き込めを行い、管を敷設して管頂から100㎜までを山砂にて埋め戻す。 残りの部分は　・根切り土　・山砂　で埋め戻す
	５．小口径桝	下水道管理者等と協議・承諾のうえ使用する。
	６．エア抜き用排水	自動エア抜きの排水は、専用配管で排水処理をする。
６ 給湯設備工事	１．湯沸器排気筒	・本工事（厚さ0.5㎜以上のステンレス鋼板製）　・別途 保温　・行う　・行わない
７ 消火設備工事	１．屋内消火栓箱	※国土交通省型とする　・鋼板製　・SUS製 (1) １号消火栓　・HB－1A　・HB－1B　・HB－2A　・HB－2B ・HB－1AS　・HB－2AS (2) ２号消火栓　・HB－4A　・HB－4B
	２．消火栓弁	・可変弁
	３．弁　類	・JIS10K　・JIS20K
８ ガス設備工事	１．ガスメーター	・本工事　・別途
	２．ガスの種類	(1)　種類　(2)　発熱量
	３．ガス栓	※ヒューズコック
	４．ガス漏れ警報機	・取り付ける　・取り付けない
	５．警報用総合盤	・取り付ける　・取り付けない
９ 浄化槽設備工事	１．装置強度	装置（槽、ふた）の強度は、次の条件による。 ・製造者標準形　・中荷重形（乗用車の走行駐車可）　・重荷重形
	２．山留め	・オープンカット　・鋼矢板　・H鋼＋鋼矢板
	３．埋め戻し土	・山砂　・発生土
	４．マンホール蓋等	※錠又は安全ロック等付き
	５．消 毒 剤	※30日分納入
10 冷暖房設備工事	１．温湿度調整目標値	

	外　気		屋内 一般系統					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
冬期	-1.5 ℃	48 %	22 ℃	40 %	℃	%	℃	%
夏期	33.8 ℃	57 %	26 ℃	50 %	℃	%	℃	%

	２．排気測定口	※取り付ける
	３．煙　道	鋼板厚　・3.2㎜　・4.5㎜　・図示による
	４．風量測定口	取付場所は図示による。取付面は監督員の指示による。
	５．吹出口及び吸込口	・アルミ製（ヘアライン加工）　・鋼板製
	６．防煙ダンパー	標準仕様書第３編1.15.8によるほか次による。 (1)　復帰方式　・自動式（遠隔式）　・手動式 (2)　操作式　・電気式　・空気式 自動閉鎖機構は、定格入力DC－24V、0.6A以下、自動復帰機構が電動式の場合は、入力DC－24V、25A以下とする。 (3)　日本防排煙工業会の自主適合マーク貼付品とする。

	鹿島地方事務組合					工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号	M-01
						図面名	改修工事特記仕様書（機械設備）その１		
						縮尺	1/NON	日付	

章	項　目	特　記　事　項
10 冷暖房設備工事	7．防火ダンパー	(1)　前記の６に準じたものとする。 (2)　図示のＦＶＤとは、防火ダンパーに風量調整機構が組み込んだもので、調整機構は段階的調整機構とする。
	8．ピストンダンパー	復帰方式　　・自動式　　・手動式
	9．チャンバー等	(1)　外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバーには、排水を設ける。 (2)　アネモ型吹出口、ブリーズライン型吹出口のチャンバーは、別図による。
	10．温 度 計	標準仕様書及び標準図によるほか、次の箇所及び図示の位置に温度計を設ける。 (1)　主要な機器類の出入口の配管
	11．圧力計及び連成計	ポンプ等の吸込み管に取り付ける場合は、連成型とする。
	12．瞬間流量計及び流量測定口	標準仕様書及び標準図によるほか次による。 冷温水管寄せの往送り管　　・瞬間流量計　　・測定用タッピング　（　・設ける　　・設けない） ボイラ又は熱交換器　　・瞬間流量計　　・測定用タッピング　（　・設ける　　・設けない） の温水出口
	13．オイルサービスタンク	(1)　油面制御装置　　・国土交通省型　　・市販品（防爆型） (2)　防油提　　・本工事　　・別途
	14．貯 油 槽	槽形式、容量等は主要機器表によるほか、次による。 (1)　油槽ふた　　・本工事（・国土交通省型　　・市販品）　　・別途 (2)　遠隔油量指示計　・取り付ける　　・取り付けない 形式　・国土交通省型　　・製造者規格品（・電気品　　・空気品） (3)　計量尺　　・本工事（計量口は施錠付き）　　・別途 計量尺は、青銅製又は黄銅製及びアルミ製とし、100L実測目盛り刻印とする (4)　地下オイルタンク外面の保護方法は「危険物の規制に関する政令及び規則」による方法とする。また、事前に関係機関と打ち合わせを行う (5)　危険物表示板　　鋼板製メラミン焼付け仕上げとし、槽最寄の適切な位置に自立型のものを取り付ける。
	15．消音内貼り	消音板厚さ (1)　風道保温厚さ50㎜とする箇所は、消音板50㎜とし、25㎜とする箇所は25㎜とする。 (2)　内貼りチャンバー類の寸法表示は、外法寸法とする。
	16．保温及び塗装	(1)　屋外露出配管の保温は、区分・保温種別に従う。ただし、保温厚さは、標準仕様書第２編表2.3.7Ⅳによる。(25A以下は30㎜、32A以上200A以下は40㎜、250A以上は50㎜) (2)　外気取り入れ風道の保温　　・行う　　・行わない (3)　油配管の土中埋設部は、消防署の指示によるか又は標準仕様書による。 (4)　冷媒管（断熱材被覆銅管）の保温は、温水管仕様に準じる。
11 排煙設備工事	1．風　　道	・ステンレス鋼板　　・鋼板製(1.6㎜)
	2．排煙口の解放装置	・手動式　　・手動及び排煙機運転用連結機付き
	3．排煙風量測定方式	排煙風量を測定する場合は、JIS－A－4303の排煙設備検査標準4.2.1(2)Cによる。
12 換気設備工事	①　準用事項	第１０章冷暖房設備工事の当該事項に準じる。
	2．一般湯沸器の天蓋	・別途　　・本工事
	3．厨房用天蓋	(1)　材種　　※ステンレス製(SUS304、厚さ1.0㎜以上とする。) (2)　帯板（フードから天井まで）　　・別途　　・本工事 (3)　グリスフィルターは予備品として100%納入する。
	4．保　　温	多湿箇所（・浴室　　・厨房）の外気取り入れ風道は保温する、ただし、送風、排風機は除く。 施工範囲は、図示による。
13 自動制御設備工事	1．制御方式	・電気式　　・電子式　　・空気式　　・デジタル式
	2．中央監視装置	・中央処理装置　　・補助記憶装置　　・表示装置　　・グラフィックパネル ・操作卓　　・伝送制御装置（親局）　　・電源装置
	3．周辺装置	・作表用印字装置　　・雑印字装置　　・集合表示装置　　・インターホン装置 ・ハードコピー装置
	4．端末装置	・処理装置　　・記憶装置　　・伝送制御装置（子局）
	5．表示及び警報	室内・外の温・湿度表示、冷・温水の温度表示、運転・故障・警報の表示のほか、細目は図示による。
	6．自動制御装置	(1)　図示されていない配線配管等の本数及び寸法は、製造者の仕様としてよい。 (2)　自動制御回路には、サージ防止装置を　　・取り付ける　　・取り付けない
	7．そ の 他	(1)　室内形のサーモスタット、ヒューミディスタッドは、ケース付きとし、取付位置は標準仕様書による。 (2)　地震感知器の取付位置は標準仕様書による。 (3)　地震感知器の作動により、バーナー及び給油用電磁弁等を作動させ、速やかに燃焼を停止、消火させる。

Ⅳ　同等品リスト

	項　目	仕様（メーカー・商品名）　　※同等品以上とする
参考商品	衛生器具	TOTO・LIXIL
	流し台	タニコー株式会社・株式会社マルゼン

Ⅴ　付記事項

１．適　用

（１）　本付記事項は、公共建築工事標準仕様書（最新版）、木造建築工事共通仕様書（最新版）、公共電気設備工事標準仕様書、公共機械設備工事標準仕様書（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（最新版）、公共電気設備改修工事標準仕様書（最新版）及び公共機械設備改修工事標準仕様書（最新版）（以下「標準仕様書」という。）を補足するものである。

（２）　本付記事項及び共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合除き、請負者の責任において履行すべきものとする。

（３）　本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。

２．工事カルテの作成登録（CORINS）

請負人は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土日・祝日・年末年始を除く１０日以内に、変更内容の変更時は変更があった日から土日・祝日・年末年始を除く１０日以内に、完成時は工事完了後土日・祝日・年末年始を除く１０日以内に（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。

ただし、工事請負代金額が500万円以上2,500万円未満の工事の場合は、受注時の登録のみで良いものとする。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土日・祝日・年末年始を除く１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、請負人が公益法人の場合はこの限りではない。

※　登録等の各種手続きに関する問い合わせ先
〒107-8416　東京都港区赤坂７丁目１０番２０号
アカサカセブンアベニュービル４階
（財）日本建設情報総合センターCORINSセンター
TEL　03-3505-0411　　FAX　03-3505-2665

機械設備図示記号一覧

図示記号	名　　称	備　考
給水管		
——-—VLP	水道用硬質塩化ビニルライニング管	一般配管
——-VLPD	水道用硬質塩化ビニルライニング管	土中埋設
——-—VP	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	一般配管
——-—HI	耐衝撃性塩化ビニル管	土中埋設
給湯管		
——|—HILP	耐熱性塩化ビニルライニング管	一般配管
——||—HILP	耐熱性塩化ビニルライニング管	一般配管
——|—SUS	ステンレス管	一般配管
——||—SUS	ステンレス管	一般配管
消火管		
——×——	配管用炭素鋼鋼管	一般配管
——×VS(PS)	硬質塩化ビニル(ﾎﾞﾘｴﾁﾚﾝ)外面被覆鋼管（白管に被覆）	土中埋設
通気管		
————————	配管用炭素鋼鋼管	
————VP	硬質ポリ塩化ビニル管	
冷却水管		
——CD——	水道用塩化ビニルライニング鋼管	
——CDR——	水道用塩化ビニルライニング鋼管	
膨張管		
——E——	配管用炭素鋼鋼管	
油管		
——O——	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	
——OR——	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	
油用通気管		
——OV——	配管用炭素鋼鋼管	
ガス管		
——G—PLP	ポリエチレン被覆鋼管又は塩化ビニル被覆鋼管	

図示記号	名　　称	備　考
排水管		
————	配管用炭素鋼鋼管	一般配管
——VLF	塩化ビニルコーティング鋼管	一般配管
——VP	硬質ポリ塩化ビニル管	土中埋設
——LP	排水用鉛管	一般配管
——D-VA	排水用塩ビライニング鋼管（内面）	一般配管
———)———	排水用鋳鉄管	一般配管
——二———	遠心力鉄筋コンクリート管	一般配管
——TMP	繊維モルタル被覆ビニル管	一般配管
——REP-VU	再生硬質塩化ビニル管（排水用リサイクル硬質塩化ビニル管）	土中埋設
——RF-VP	再生硬質塩化ビニル管（建物排水用ﾘｻｲｸﾙ発泡三層硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管）	土中埋設
冷水管		
——C——	配管用炭素鋼鋼管	
——CR——	配管用炭素鋼鋼管	
温水管		
——H——	配管用炭素鋼鋼管	
——HR——	配管用炭素鋼鋼管	
冷温水管		
——CH——	配管用炭素鋼鋼管	
——CHR——	配管用炭素鋼鋼管	
冷媒管		
——R——	銅管	
——RR——	銅管	
——R——	銅管（被覆）	
——RR——	銅管（被覆）	
低圧蒸気管		
————／————	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	
——／———	配管用炭素鋼鋼管（黒管）	

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	改修工事特記仕様書（機械設備）その２
							縮尺	1/NON
							日付	
							図面番号	M-02

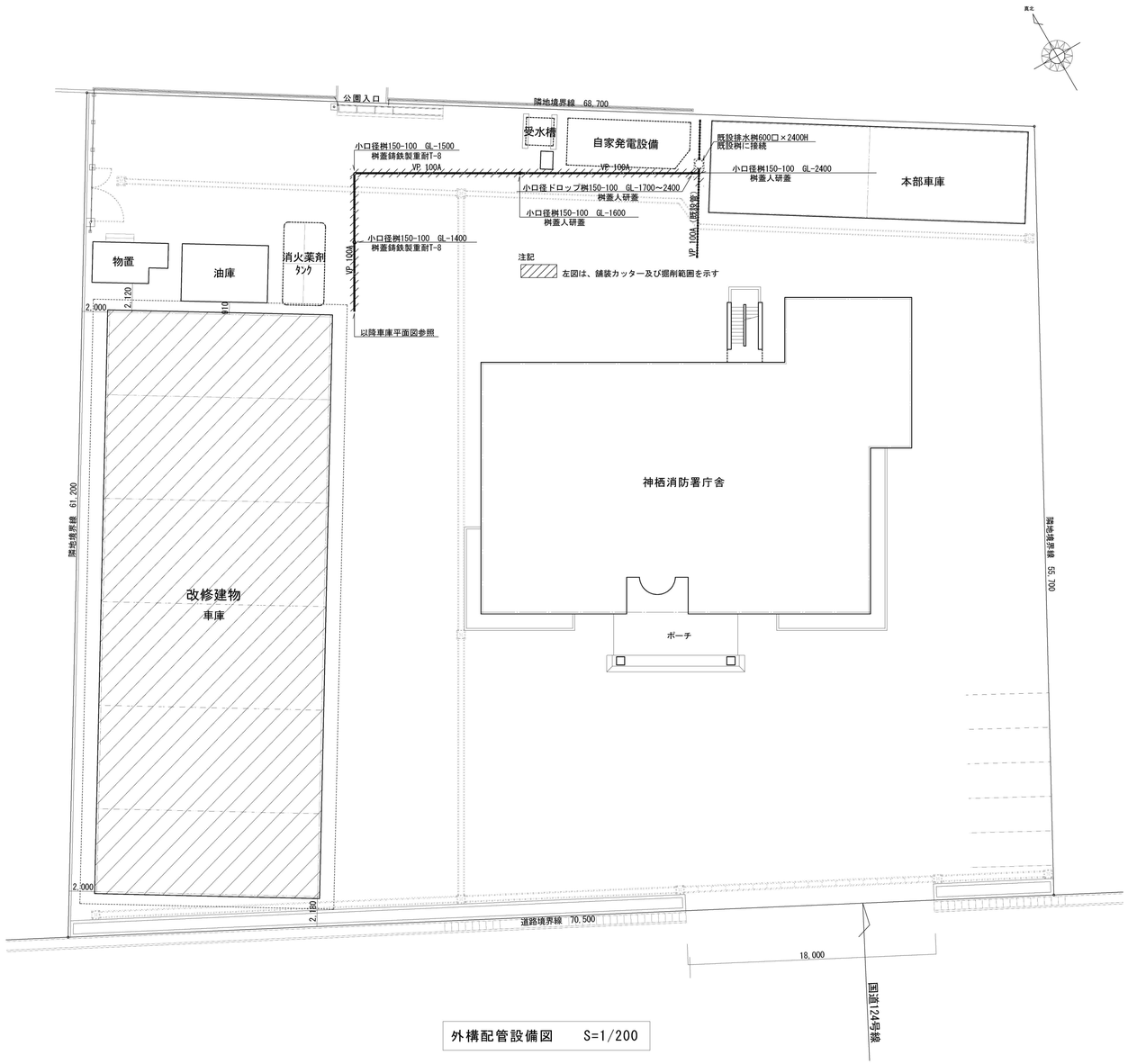

外構配管設備図　　S=1/200

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）
							図面名	外構配管設備図
							縮尺	1/200（A3縮小版：1/400）
							日付	

図面番号 M-03

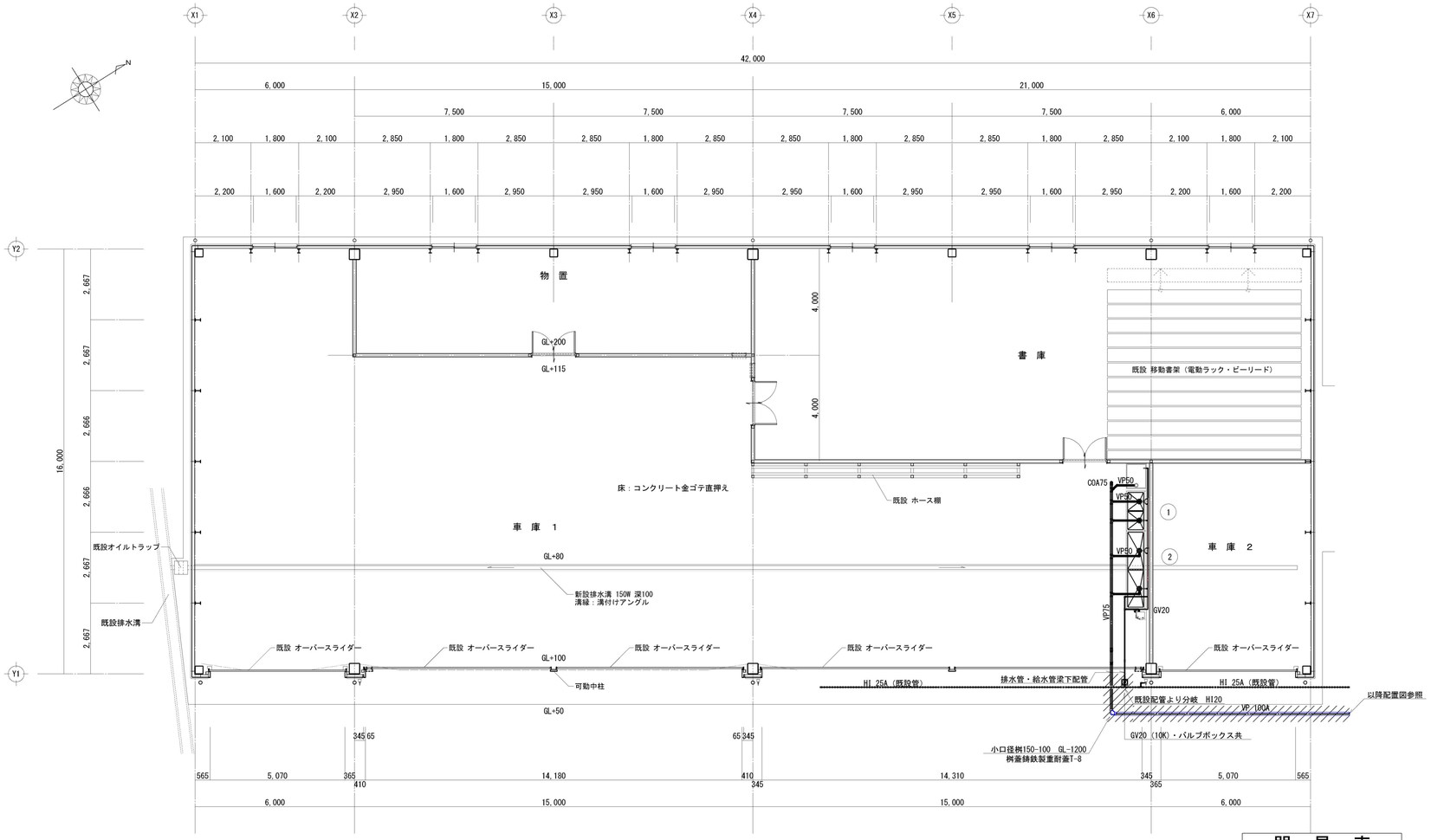

凡　例

左記図は、舗装・コンクリートカッター及び掘削範囲を示す

衛生設備平面図　　S=1/100

器　具　表

器　具　名	仕　様　・　付　属　品	室　名	個数	備　　考
二層流し台 ①	型　式：ステンレス製二層流し台 寸　法：1500×750×H850（B150） 付属品：排水トラップ立形×2 付属品	車庫1	1	参考型番 TA-2S-150A
二層流し台 ②	型　式：ステンレス製二層流し台 寸　法：2920×750×700H（B300） 付属品：排水トラップ横形×2 付属品	車庫1	1	特注品
洗濯機パン	型　式：PWP900N2W 寸　法：900×640 付属品：縦引きトラップPJ2009NW	車庫1	1	
洗濯機用水栓	型　式：TW11GR	車庫1	1	
混合水栓	型　式：TKS05314J	車庫1	2	
横水栓	型　式：TK133EQ13C	車庫1	2	
電気給湯器	型　式：REKタイプ35L 単相200V×3.1ｋW 付属品：先止めタイプ	車庫1	1	参考型番 REKB35A22（TOTO）

	鹿島地方事務組合						工事名	８車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号 M-04
							図面名	衛生設備平面図・器具表	
							縮尺	1/100（A3縮小版：1/200）	日付

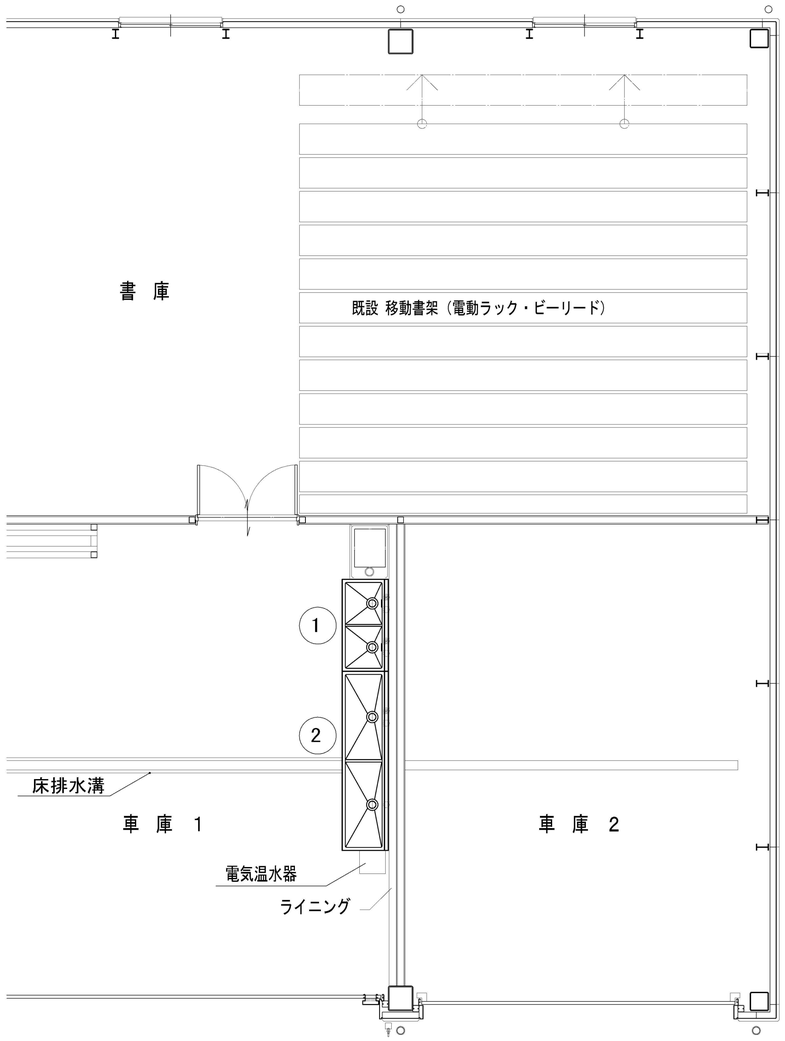

No.	品　　名	MODEL	台数	寸法（mm） 間口	奥行	高さ	配管接続口径（A） 給水	給湯	排水	ガス(kW) 口径(A)	消費量 kW	電気（kW） 1φ 100V	1φ 200V	3φ 200V	フード	備　　考
1	二槽シンク	TA-2S-150A	1	1500	750	850	15x2	15x2	50x2							
2	二槽シンク	特注品	1	2920	750	700	15x2	15	50x2							

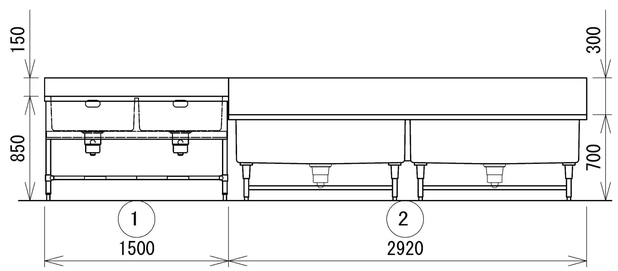

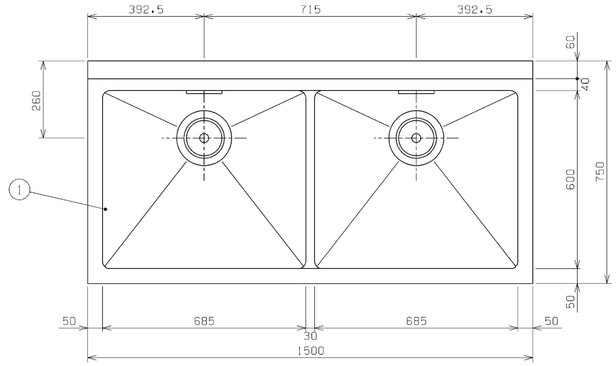

■ 仕様表

品名	二槽シンク	
型式	TA-2S-150A	
外形寸法	W1500XD750XH850(mm)	
製品重量	50kg	
記号	部品名	材質	個数
1	甲板	SUS304 No.4 t1.2	
2	外装	SUS304 No.4 t1.0	
3	スノコ	SUS304 No.4 t1.0 取外式	
4	排水トラップ	塩ビ φ180・接続口径50A	2
5	オーバーフローパイプ	塩ビ 小判型	2
6	脚部	SUS304 φ38	4
7	四方パイプ枠	SUS304	
8	アジャスト	SUS304	4
備考	参考メーカー　タニコー株式会社		

(5217309000)

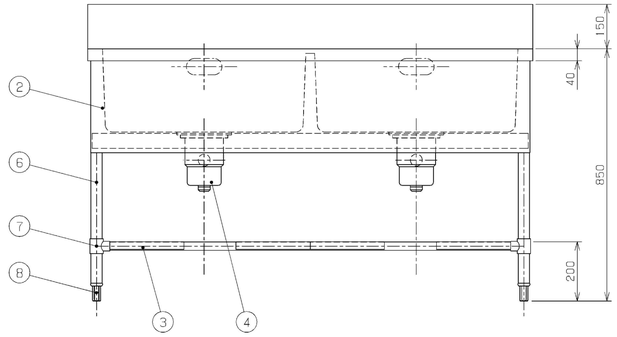

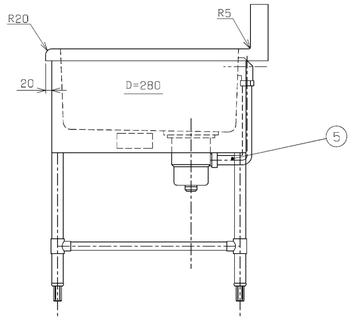

(2014年03月01日現在)

特記：掲載の製品は、仕様及び外観を改善のため予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。	①	建物名	車庫改修工事（神栖消防署）	品名	二槽シンク	図番	1
		設計 / 製図 / 営業	作成日 2026/02/28	寸法	W1500XD750XH850 (mm)	台数	
			最終更新日	型式	TA-2S-150A	備考	

①

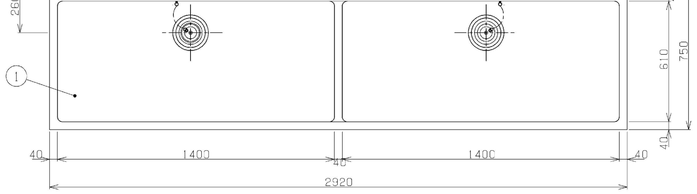

■ 仕様表

品名	一槽シンク	
記号	部品名	材質	個数
1	天板	SUS304 No.4 t1.5 No.4	
2	ガセット	SUS304	
3	脚部	SUS304 φ38	8
4	排水トラップ	EC φ180(TO-2994)	2
		ゴム、外フタ(TO-1940R)	
5	補強材	SUS 304 角パイプ32X16	6
6	アジャスト	SUS304	8
7	ボールチェーン		2
備考	参考メーカー　タニコー株式会社		

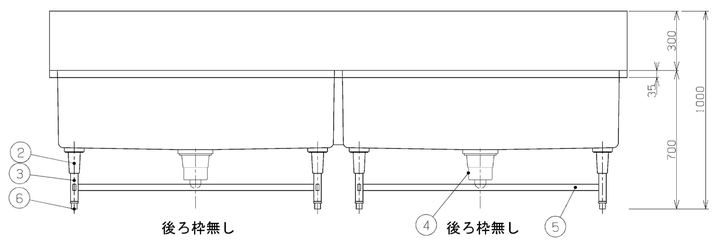

後ろ枠無し　　後ろ枠無し

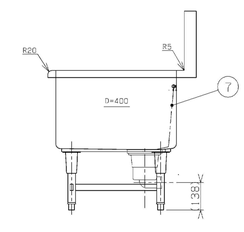

特記：掲載の製品は、仕様及び外観を改善のため予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。 2026/02/18	②	建物名	車庫改修工事（神栖消防署）	品名	二槽シンク	図番	2
		設計 / 製図 / 営業	作成日 2026/02/05	寸法	W2920XD750XH700 (mm)	台数	
			最終更新日 2026/02/18	型式	特注品	備考	

工事名	8車庫改修工事（神栖消防署）	図面番号
図面名	衛生設備平面図	M-05
縮尺 1/NON	日付	